

令和7年度 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会
第2回計画策定部会 次第

日時：令和7年11月10日（月）午後5時～午後7時
場所：尼崎市立中央北生涯学習プラザ 小ホール

1 開会

2 計画策定の関連施策等について

- ・ 重層的支援（再犯防止を含む）の取組について

資料1

重層的支援推進担当 宮本 課長

- ・ 地域福祉活動専門員の活動にについて

資料2

林 委員（尼崎市社会福祉協議会 地域福祉推進部 副部長）

- ・ 避難行動要支援者の避難支援について

資料3-1・3-2

重層的支援推進担当 宮本 課長

3 アンケート項目の審議

- ・ 第4期計画策定時のアンケート調査からの主な変更点について

資料4～9

4 事務連絡

以 上

【配付資料】

資料1	うけとめ・つなげる相談支援
資料2	地域福祉ネットワーク会議の取り組みについて～地域づくり事例集～
資料3-1	地域の見守り・支え合いの充実及び要配慮者（災害時要援護者）支援の推進
資料3-2	要配慮者（災害時要援護者）支援に係る主な取組状況について
資料4	第4期計画策定時のアンケート調査からの主な変更点について
資料5	アンケート調査項目一覧表
資料6	尼崎市地域福祉に関するアンケート調査（案）
資料7	尼崎市地域福祉に関する民生児童委員アンケート調査（案）
資料8	尼崎市地域福祉に関する保護司アンケート調査（案）
資料9	尼崎市地域福祉に関する事業所アンケート調査（案）

【次回以降開催予定】

第3回 令和7年12月15日（月）10時～12時 中央北生涯学習プラザ小ホール



AMAGASAKI CITY

うけとめ・つなげる相談支援

支援のボタンをつなげたい

尼崎市 重層的支援推進担当

2025/11/10



尼崎(あま)のご紹介

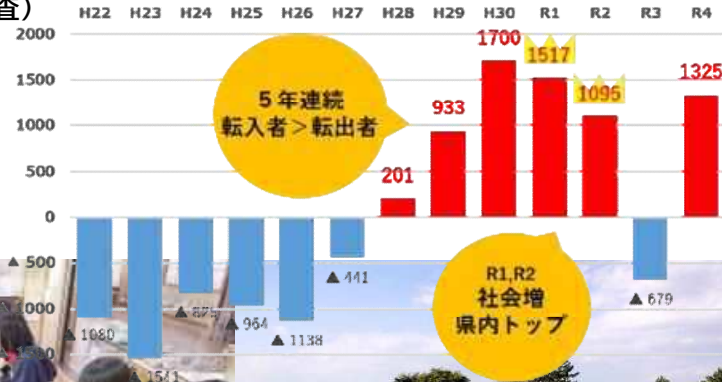
課題先進都市から課題**解決**先進都市へ

(人口) 457,072人 (世帯数) 245,469世帯 (R7/3/31現在)

(面積) 50.71km²

(高齢化率) 27.4% (R7/2/1現在) (保護率) 3.65% (令和6年度被保護者調査) ※全国4位

	中央地区	小田地区	大庄地区	立花地区	武庫地区	園田地区	合計
人口	51,763	74,382	50,605	107,185	74,959	98,178	457,072
世帯数	30,800	39,925	27,833	57,902	38,232	50,777	245,469
町会加入率(%)	42.3	45.7	68.0	39.8	24.8	38.6	41.5



AMANISMより引用

相談支援の拠点

● 保健と福祉の一体的な支援体制の整備(H30.1～)

駅の隣接施設に生活困窮者支援や障害者支援、子育て支援等、保健と福祉課題に一体的に対応する南部・北部保健福祉センターを設置し、相談支援体制を整備



北部保健福祉センター



南部保健福祉センター



こどもの育ち支援センター「いくしあ」

● こどもに関する総合的な支援体制の整備(R1.10～)

子どもの育ち支援センター「いくしあ」を設置し、子どもと子育て家庭に寄り添い、総合的な支援や虐待の予防・早期発見に取り組む体制を整備
また、虐待への一貫性のある支援体制の構築に向け、令和8年に児童相談所を設置するための準備中

● 地域包括支援センター 12か所

● 委託相談支援事業所 8か所

地域づくりの拠点

● 学びと活動の拠点整備(R1.4～)

公民館と地区会館を学びと活動を支えるための施設として市内12か所の生涯学習プラザを整備し、学びの機会の充実や活動の創出などを推進



小田南生涯学習プラザ

みんなにシェアしたいあまの取組

point
01

スタートまでの歩み

地域福祉計画の策定の中で

point
02

これまでの取組

あまの工夫、苦勞？

point
03

これからの取組

つながりを広げよう！

やって良かった重層支援

やって良かった

point
01

スタートまでの歩み

地域福祉計画の策定の中で

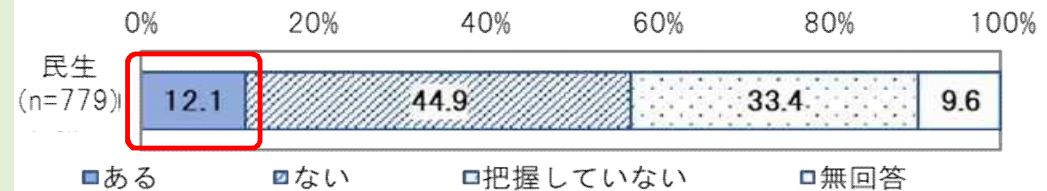


主な課題

① 課題を抱え潜在化する市民の早期把握

ゴミ屋敷問題等の支援につながりにくい世帯の増加や、ヤングケアラーといった課題が顕在化するなど、いわゆる制度の狭間の課題が増加しており、課題が深刻化する前に発見し、支援につなげるアウトリーチ等の仕組みづくりが課題です。

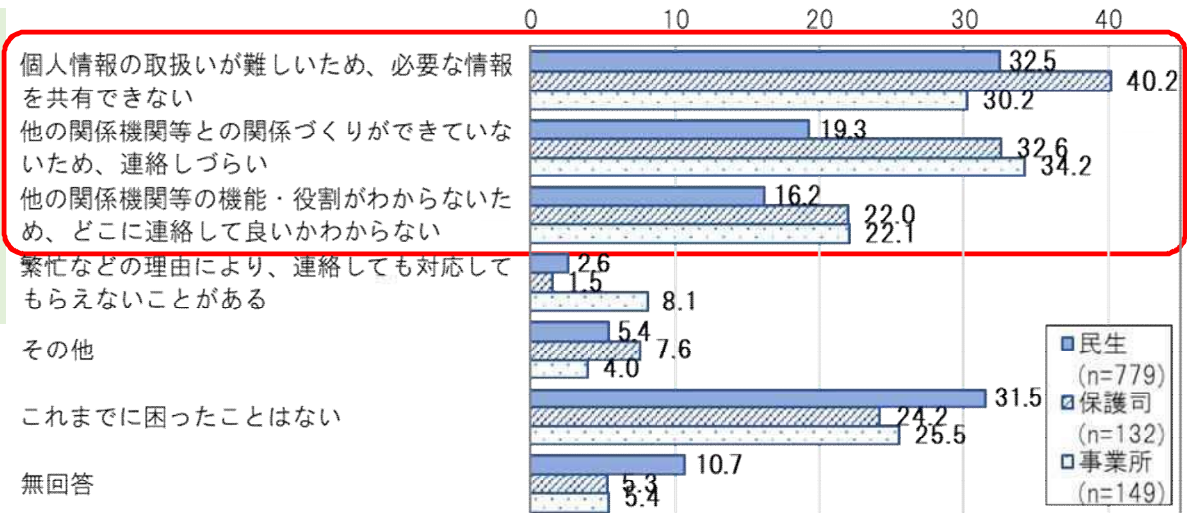
● 民生児童委員の把握する支援につながっていない事例の有無



② 複雑・複合化した課題への対応

これまでの分野ごとの制度を中心とした支援体制では課題解決が困難となる中で、各分野の支援や、さまざまな地域資源と連携が課題です。

● 他の機関や地域住民等への相談や協働する際に困ること

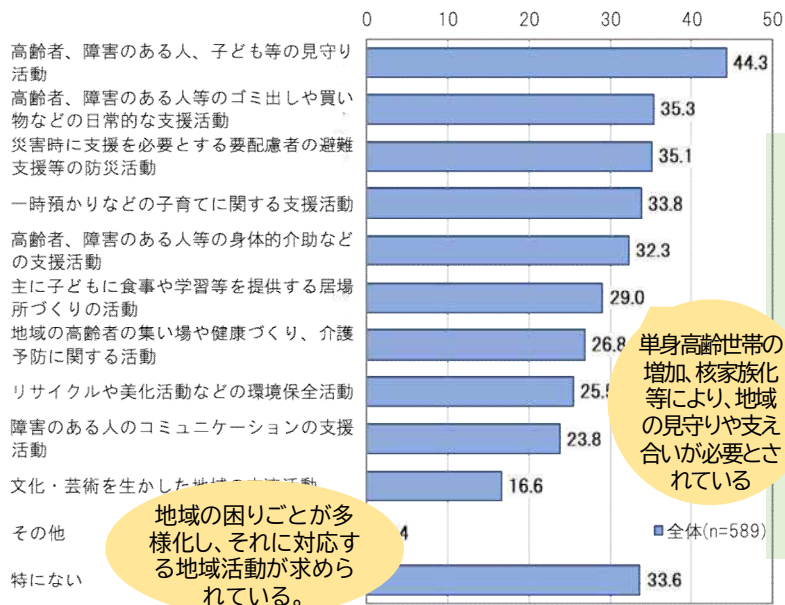


主な課題

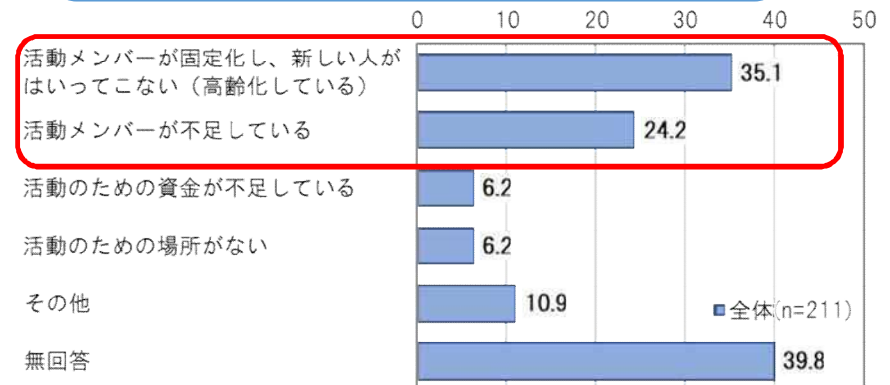
③ 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援

地域福祉活動の担い手が見つからないことで、活動の継続が困難になる状況があります。新たな担い手の発掘・育成・支援が課題です。

● 市民が地域で必要と考えている活動



● 市民が地域で活動する中で困っていること



④ 支えあう意識と見守り・ささえあい活動の充実

住民同士のつながりが希薄化するなか、課題を抱えた市民の孤立や排除が懸念されています。支援が必要になっても、地域で孤立することなく暮らし続けられるよう、市民一人ひとりが他人事ではなく「我が事」としてお互いを思いやり、支えあう意識の醸成とともに、地域の福祉課題を話し合う場づくりや見守り活動等の充実が必要となります。

第4期 あまがさきし 地域福祉計画 (R4～8年度)

複雑・複合化した課題や、社会的孤立・排除に向き合い、
市民や支援に携わる関係者等とともに協力し、課題解決に取り組むために、
第4期「あまがさきし地域福祉計画」を策定



やって良かった重層支援

point
02

これまでの取組
あまの工夫・苦労？



1 つながる仕組みづくり

工夫①

つなげる・つなげる職員を配置

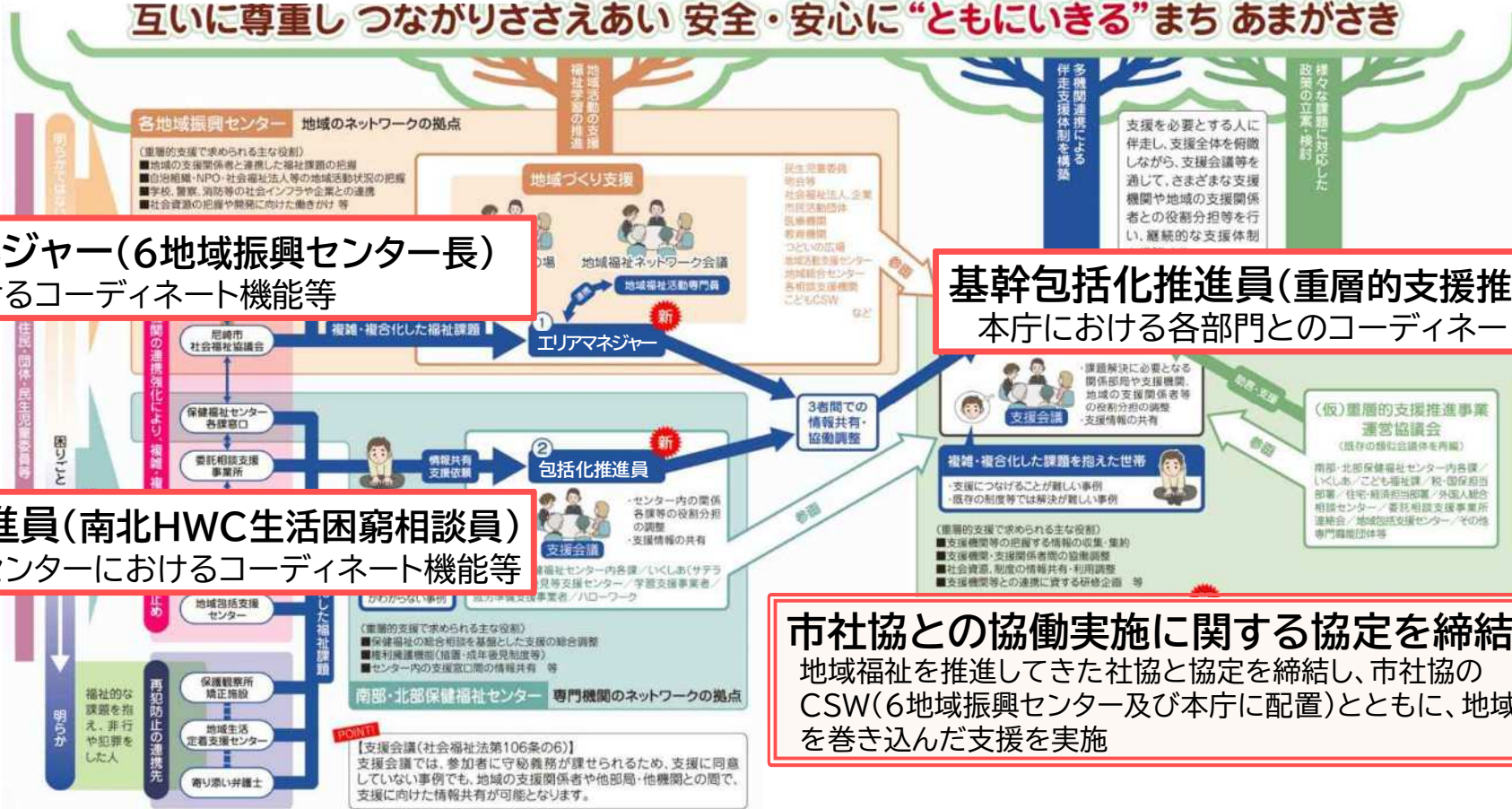
互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき

エリアマネジャー(6地域振興センター長)
地域におけるコーディネート機能等

基幹包括化推進員(重層的支援推進担当課)
本庁における各部門とのコーディネート機能等

包括化推進員(南北HWC生活困窮相談員)
保健福祉センターにおけるコーディネート機能等

市社協との協働実施に関する協定を締結
地域福祉を推進してきた社協と協定を締結し、市社協のCSW(6地域振興センター及び本庁に配置)とともに、地域を巻き込んだ支援を実施



(参考)尼崎市の重層的支援推進の取組

取組

地域づくりの拠点として市民に身近な地域振興センターと市社協が連携し、地域のネットワークによる潜在化する課題を抱えた世帯の早期把握や支援に必要な地域の居場所づくり等を推進

互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に

各地域振興センター 地域のネットワークの拠点

(重層的支援で求められる主な役割)

- 地域の支援関係者と連携した福祉課題の把握
- 自治組織・NPO・社会福祉法人等の地域活動状況の把握
- 学校、警察、消防等の社会インフラや企業との連携
- 社会資源の把握や開発に向けた働きかけ 等

地域活動の支援
福祉学習の推進

地域づくり支援



民生児童委員
町会等
社会福祉法人、企業
市民活動団体
医療機関
教育機関
つどいの広場
地域活動支援センター
地域総合センター
各相談支援機関
こどもCSW
など

地域課題

地域課
(総合相談窓口)

尼崎市
社会福祉協議会

複雑・複合化した福祉課題

1 エリアマネジャー

地域福祉活動専門員

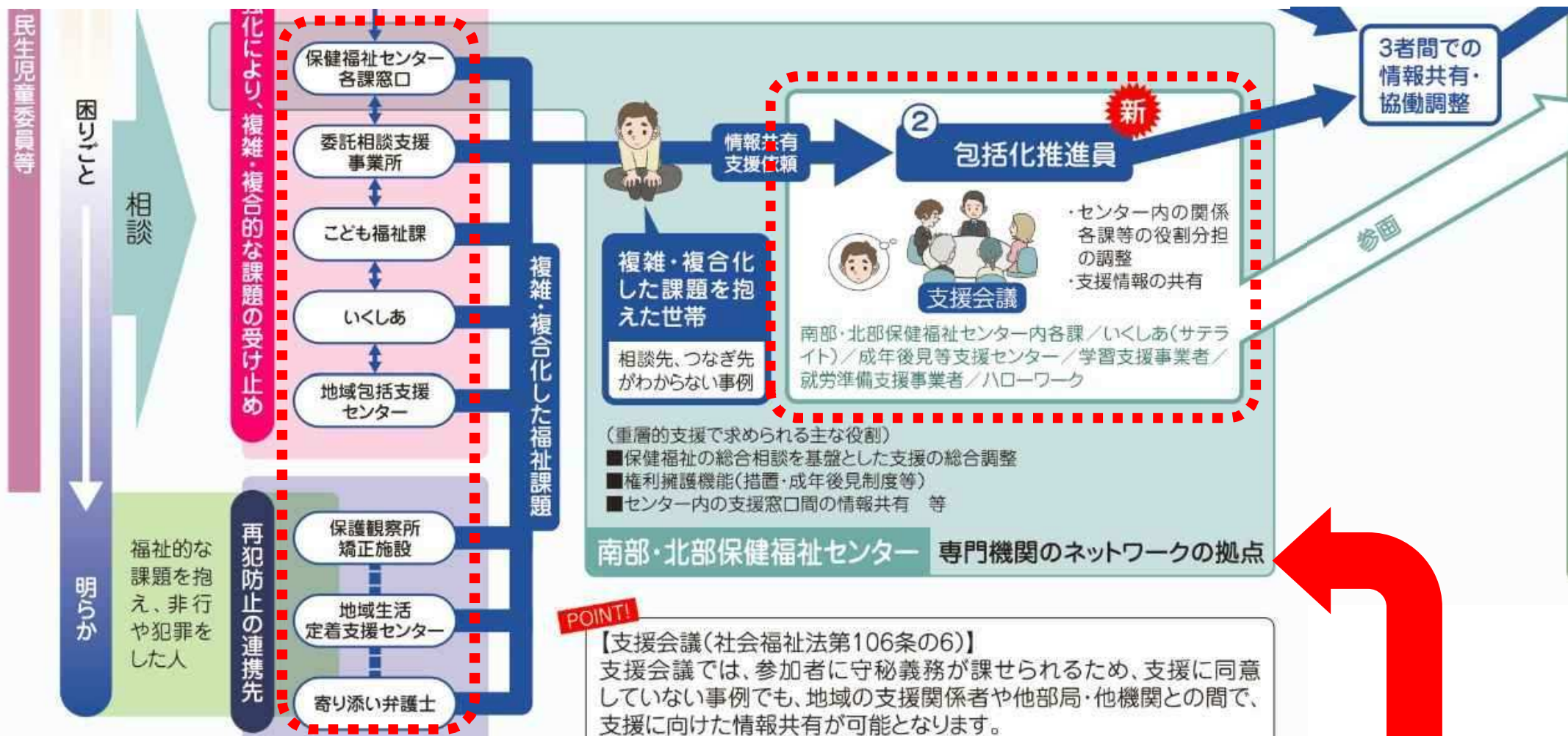
連携

新

相談

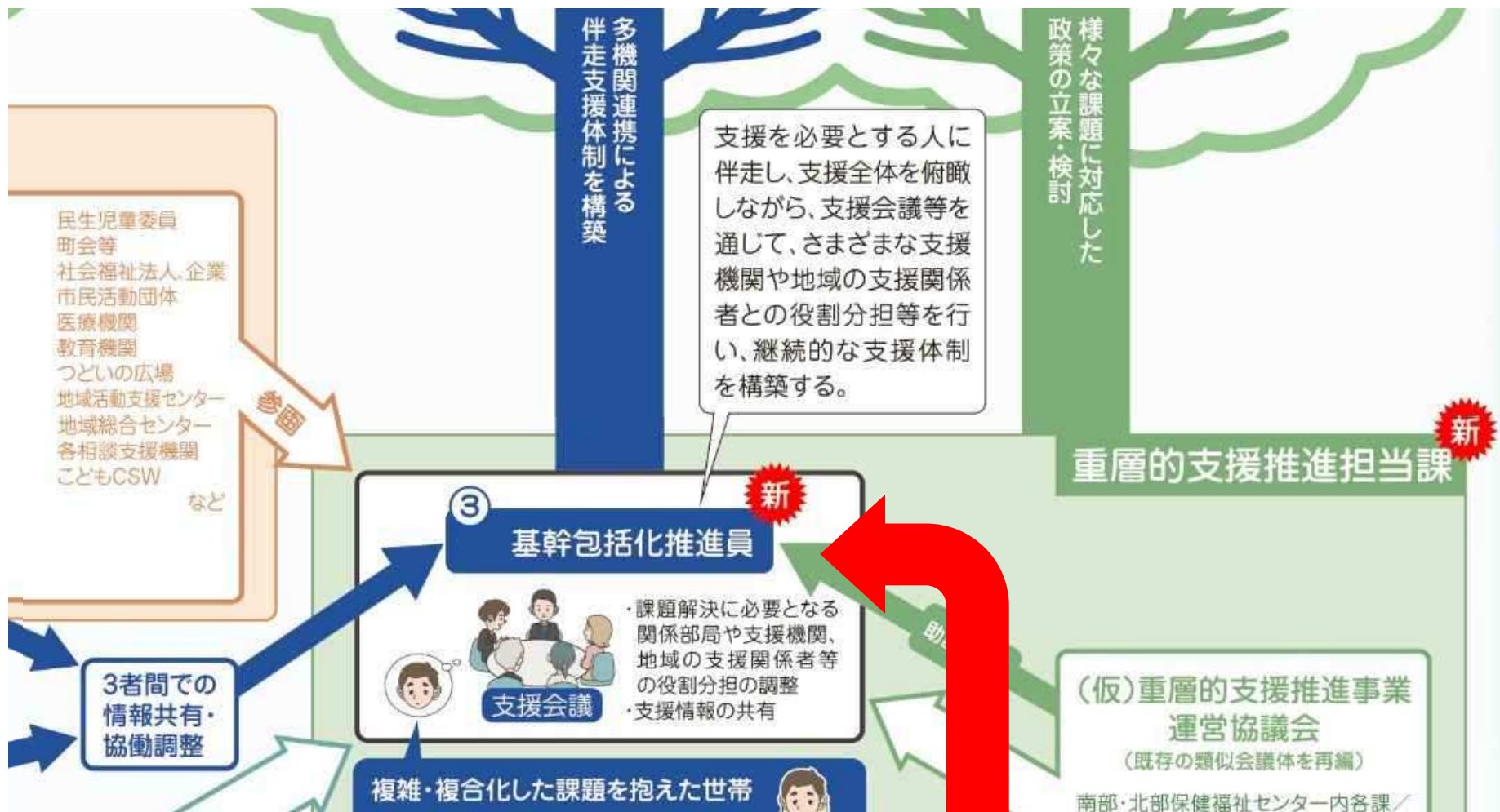
明らかではない

地域住民・団体



取組

包括化推進員が、専門機関のネットワークを最大限活用し、各分野の相談支援機関等が把握した複雑・複合化した課題を抱えた世帯の相談を受け止めるとともに、その世帯の支援調整等を実施。また、司法関係機関等とも連携し、再犯防止の取組を推進。



取組

基幹包括化推進員が中心となり、エリアマネジャーや包括化推進員と連携し、さまざまな制度と地域資源をつなげ、長期的に伴走し続けるチーム支援を実施。
また、必要に応じて様々な課題に応じた施策の検討、立案等を実施。

(参考)尼崎市の重層的支援推進事業の推進ポイント

Point.1 市独自の相談支援や地域づくり等の取組と一体的な実施要綱を整備

Point.2 地域福祉を推進してきた市社協と協働実施協定の締結

→Point.1.2により各分野の支援機関や市社協が情報共有し、総合相談、伴走支援等を実施

事業内容(第3条第1項)

(法に位置付けられた既存の取組)

- ① 包括的相談支援事業
- ③ 地域づくり事業

(法に位置付けられた新たな取組)

- ② 参加支援事業
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ⑤ 多機関協働事業
- ⑥ 支援計画作成等を行う事業

(市独自の相談支援、地域づくり等の取組)

- ・ 各地域課(総合相談、地域づくり 等)
- ・ ダイバーシティ推進課(外国人、女性相談)
- ・ 地域総合センター担当(総合相談)
- ・ 南北保健福祉センター(各種支援等)
- ・ 生活衛生課(動物に関する課題の支援等)
- ・ こども青少年課(こども子育てCSW、居場所等)
- ・ こども相談支援課(子ども・子育て総合相談、要保護児童相談等)
- ・ 住宅管理担当(住まいの課題に関する支援等)

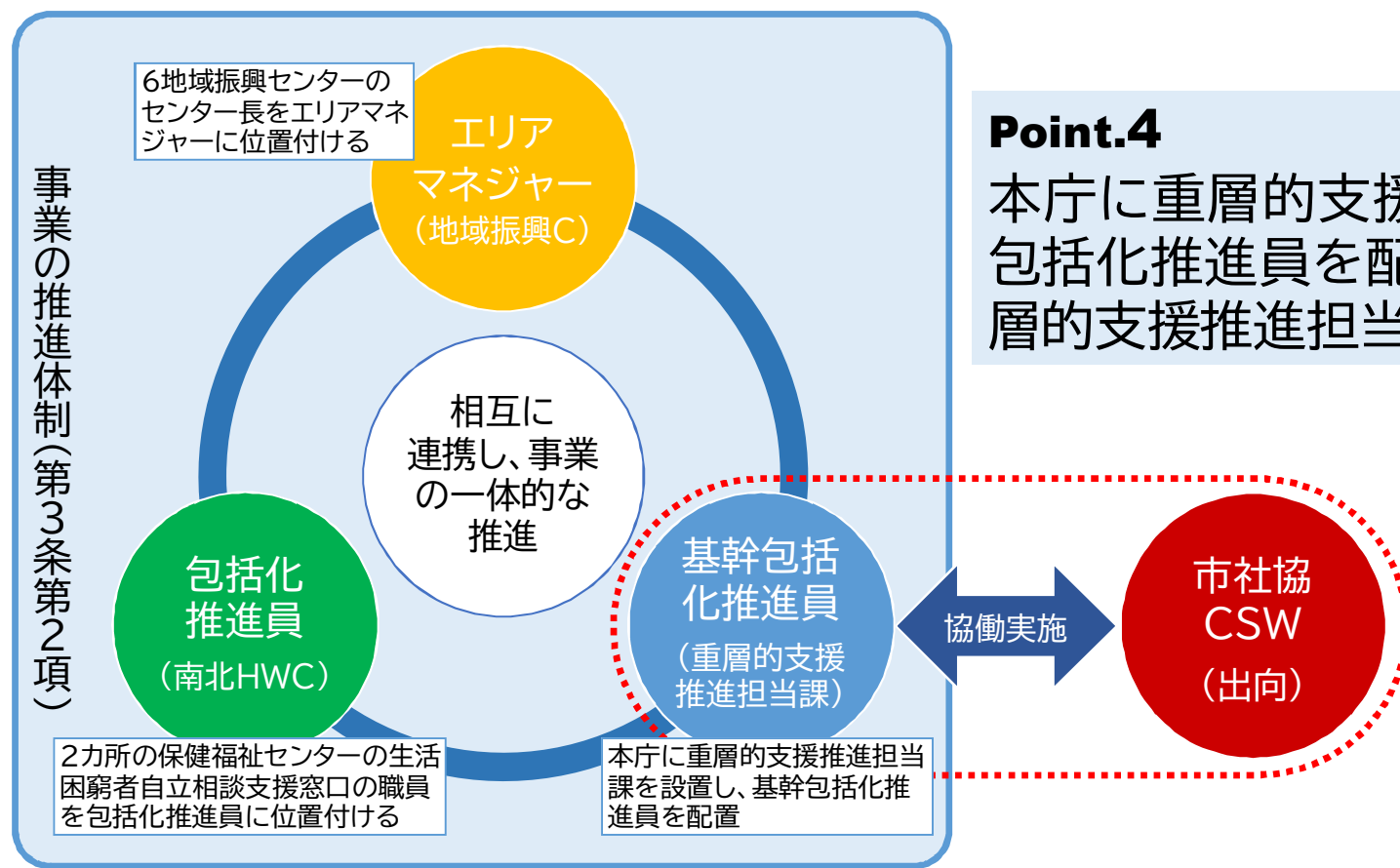
尼崎市社会福祉協議会との重層的支援推進事業の協働実施に係る協定を締結

第4条 甲の定める事業の方向性に基づき、前条の事業内容について、甲と乙が協議し相互の役割を定め、協働して実施する。

2 甲と乙は前条の事業内容の協働実施に必要な範囲で、相互が保有する情報の共有を行う。

第9条 甲と乙は、本協定の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

Point.3 地域づくりの拠点である6カ所の地域振興センターや、市内2カ所の保健福祉センターに市民や支援機関が把握した複雑・複合化した課題を受け止め、必要な支援機関や地域資源につなぐための役割を明確にした職員を配置



Point.4

本庁に重層的支援推進担当課を設置し、基幹包括化推進員を配置。市社協のCSW2名が重層的支援推進担当課に出向して事業を推進

2 まずは知ってもらおう！

工夫②

国のサポート事業の活用

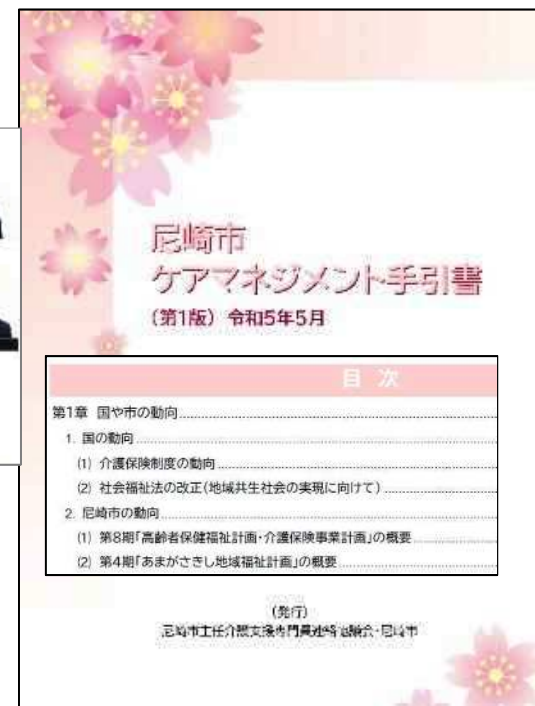
- ・地域づくり加速化事業
- ・就労を切り口とした地域づくり研修

他機関との連携した研修



工夫③

既存の集まりや広報誌を活用



庁内向け**57**回 庁外向け**80**回（令和4～6年度） めっちゃ研修しました！

3 チームを作ろう！



超高齢化社会体験ゲーム 「コミュニティコーピング」



工夫④ ゲーミフィケーションによる チームビルディング研修



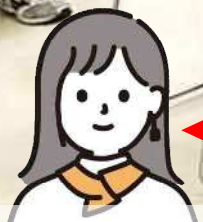
まずは、各部署の人たちと仲良くなりたい！

そして、地域の孤立の問題をみんなで考えたい！

4 チームになろう！



工夫⑤-1
机をなくし、みんなの顔が見えるように



【参加者の声】

- 多くの支援機関がつながっていることに気付きました。
- 支援者が集まることで情報がつながり、世帯の課題が見えるようになりました。
- 専門機関ごとの着眼点が学べ、今後の支援に活かしていきたいです。



工夫⑤-2
ホワイトボードで情報の整理・共有

工夫⑤-3
今かかわる支援機関だけでなく、
これからの支援に必要な機関も
(平均参加者16.6人(R6))

5 支援者の困りごとに寄り添う

工夫⑥

お互いの困りごとを共有

● 再犯防止連携会議

- ◆ 令和4年5月に保護司会の声掛けで、再犯率の高い薬物事犯者の支援に向けた関係者間の連携を目的とした第1回再犯防止連携会議を、神戸保護観察所尼崎駐在官事務所で開催
- ◆ 現在、**神戸保護観察所、尼崎市保護司会、近畿矯正管区、神戸地方検察庁、福祉課、重層支援推進担当課、福祉相談支援課**が参画し、2か月に1回定例開催し、みんなの困りごとについて協議
- **動物愛護センターとの定例会**
 - ◆ 定期的に多頭飼育の事例を重層的支援推進担当に共有し、対応策を検討

対応に困る事例を相談しあったり、お互いの取組の共有等を行っています。

工夫⑧

再犯防止に取り組む弁護士との連携

- 市長と弁護士会長名での協力要請の通知
- 相談窓口一覧の提供

令和5年1月11日
兵庫県弁護士会 各位
兵庫県弁護士会 会長
中上 幹雄
尼崎市市長
松本 真

兵庫県弁護士会と尼崎市との連携による再犯防止の推進について
～判決後・審判後も、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて～

平素は再犯防止の推進にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。
さて、尼崎市では、再犯防止推進計画を包含した第4期「あまがさき地域福祉計画」(計画期間:令和4年度～令和8年度)を策定し、市の様々な分野の施策がこれまで以上に連携した包括的な支援体制を構築することで、福祉的な課題を抱え、非行や犯罪をした人の支援にも取り組むこととしております。
この再犯防止においては、本人の意向を尊重し、地域社会で自立した生活が送れるよう、社会復帰に向けて適切なタイミングで適切な支援を行うことにより、住まい、仕事、居場所等を得て地域の中で安定した生活基盤を築ける可能性が高まります。
今般、全国に先駆けて「寄り添い弁護士制度」に取り組む兵庫県弁護士会と尼崎市の円滑な連携により、非行や犯罪をした人の社会復帰を支援し、再犯防止を推進するために、下記のとおり取り扱うこととしたので、ご協力をお願いいたします。

困った時や地域の居場所の尼崎市の相談窓口

(令和5年4月1日時点 市外局番06)			
生活に関する相談窓口		TEL	FAX
しごとや住居等のCSRの取り組みと並行して	しごと・くらしサポートセンター(尼崎北)	4950-0584	6428-5109
	しごと・くらしサポートセンター(尼崎南)	6415-6287	6430-6807
生活保護の相談・申請	北部保護第1担当(北部保健福祉センター内)	4950-0286	6428-5106
	南部保護第1担当(南部保健福祉センター内)	6415-6197	6430-6801
高齢者に関する総合相談窓口		TEL	FAX
高齢者に関するさまざまなお問い合わせ	中央東地域包括支援センター	4868-8300	4868-8303
	中央西地域包括支援センター	6430-5615	6430-7720
	小田南地域包括支援センター	6488-0180	6488-0190
	小田北地域包括支援センター	6498-5111	6492-1100
	大庄南地域包括支援センター	6417-0125	4950-4715
高齢者の介護、看護、福祉、財産管理等の相談	大庄北地域包括支援センター	6430-0511	6430-0512
	立花南地域包括支援センター	6428-7112	6423-0130
●健康づくり・介護予防に関する相談			

工夫⑦

弁護士と連携した支援者支援

重層的支援推進事業に係る法的支援事業委託仕様書

- 1 目的
支援に携わる関係者による円滑な支援体制の構築にあたり、法的見地に基づく支援を受けることで、重層的支援の推進に資することを目的とする。
- 2 業務内容
(1) 担当課への支援
担当課が対応する、複雑・複合化した課題を抱える世帯(以下「対象世帯」という。)の支援について、対面(オンラインを含む)、メール(添付ファイルは別途指定のパスワード付与)、電話のいずれかの方法により、法的見地に基づく助言等を行うほか、必要に応じて対象者等への同行訪問等の支援を行う。
(2) 支援会議の出席
担当課の求めに応じて、対象世帯の支援について検討するために尼崎市が開催する支援会議に出席し、法的見地に基づく助言を行う。
(3) 支援関係者への支援
担当課の求めに応じて、支援に携わる関係者の資質向上を目的とした事例検討会への参画等を行う。
(4) その他、重層的支援推進事業の実施に必要な業務

地域社会で自立した生活が送れるよう、弁護士と市が連携して支援を進めています。

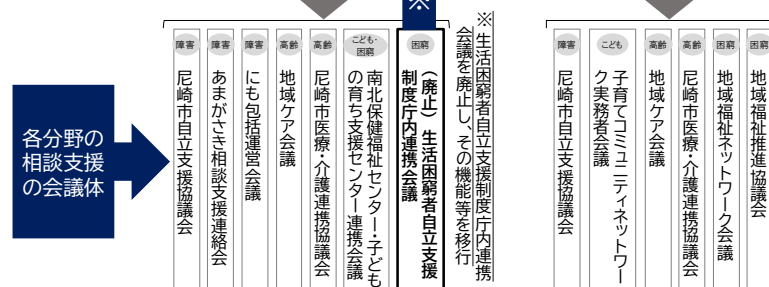
必要に応じて弁護士が支援者に同行するほか、支援機関の対応や判断に対する助言などを行ってもらっています。

6 連携から協働に！



議会活動委員会 地区及び関係所管等（令和6年度）		各委員の所属メンバー			【備考】関係所管事項
No	所管課	地区関係課 (要綱第6条)	地区関係課 (要綱第7条)	地域づくり (要綱第8条)	
1	総務管理課安全色緑管理課安全課に属する職員	●			消防の協力力の向上
2	総務管理課安全色緑管理課安全課に属する職員	●	●		防災生活防犯、犯罪被害対策支援
3	総合政策局政策課計画課に属する職員			●	都市計画（まちづくり）
4	総合政策局政策課政策推進課に属する職員			●	防災意識の向上、防災教育等
5	総合政策局政策課総務課に属する職員	●	●		まちづくり推進、市民参加、地域関係、防災
6	総合政策局政策課生活、学習・生涯課に属する職員	●			防災のまちづくり推進に関する関係の企画、関係機関との連携等
7	総合政策局文化、人間生活・文化・スポーツ推進課に属する職員	●			地震発生等に基づいた防災、防災意識の向上、防災力の向上、防災、防災共同推進等、防災、防災関係機関との連携
8	総合政策局地域振興課（中心）地域振興課（周辺）	●			防災（2号）
9	総合政策局地域振興課（中心）地域振興課（周辺）	●			防災（2号）
10	建設局建設管理課建設課に属する職員	●			都市計画からのつながり
11	建設局建設管理課（中心）建設局建設管理課（周辺）	●			都市計画からのつながり
12	建設局建設管理課安全課に属する職員	●			防災（2号）
13	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
14	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
15	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
16	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
17	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
18	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
19	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
20	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
21	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
22	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
23	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
24	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
25	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
26	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
27	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
28	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
29	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
30	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
31	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
32	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
33	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
34	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
35	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
36	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
37	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
38	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
39	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）
40	建設局建設管理課に属する職員	●			防災（2号）

工夫⑨-1
様々な分野がつながるよ
う既存の会議体を整理



工夫⑨-2
福祉分野だけでなく
幅広い部局で構成

やって良かった重層支援

point 03

~~これからの取組~~
つながりを広げよう！



1 みんなで考えよう！

新たな取組① 想いをつなげたい

つながり支援プロジェクト



協議会をこんな場にしたい！

- ① 各団体の取組の活動紹介や情報交換の場として、みんなの活動のヒントや困りごと等を共有する場にしたい。(創造的な意見交換)
- ② 様々な分野の参画団体と行政が協力し、お互いにできることを見つけて、様々な困りごとに対して新たな取組を起こしていきたい。(創発の場づくり)
- ③ 「こんな居場所あったら素敵!」「こんな取組があったら良いのね」に向かって、どこと、だれと繋がればよいかを話し合ったり、みんなで新たな政策などを検討していきたい。(みんなの夢を実現したい)



一人ひとりが活躍
できる場所へ



参画団体一覧(R7.4.1)

No.	参画団体名	団体特色
1	NPO法人 愛逢	ホームホスピス 地域つながりづくり
2	(株)あふリズム	介護事業所 地域の居場所づくり
3	(株)コーディアル	薬局 地域の居場所づくり
4	コミュニティファーム 尼崎善宝寺	農福連携
5	NPO法人 月と風と	障害事業所 就労支援
6	(株)TNSカンパニー	障害事業所 居場所づくり
7	労働者協同組合 はんしんワークスコープ	就労支援
8	一般社団法人Office ひと房の葡萄	女性居住支援 居場所づくり
9	みとりまち	地域の参加の場 学び
10	生活協同組合 コープこうべ	くらしやすい 地域づくり
11	ヘルスプロダクト (株)	障害者事業所 保護犬活動

2 困りごとから始める連携・協働のススメ

新たな取組② まちの課題解決のための他分野連携

ごみ問題×多様な働き方



業務課の想い

- 持ち去りが禁止された際、行政に頼らず自分の力で生活したいと言っている人に、生活保護の案内しかできない。
- 自分の力で生活をしたいと言っている人に行政が何かできることはないのか？
- ゴミ問題について、なんとか対応したい。



支援者の想い

色々な理由で社会から孤立している人は、本心では「居場所が欲しい」「社会とつながりたい」「社会に必要とされたい」という気持ちを強く持っている方が多い。



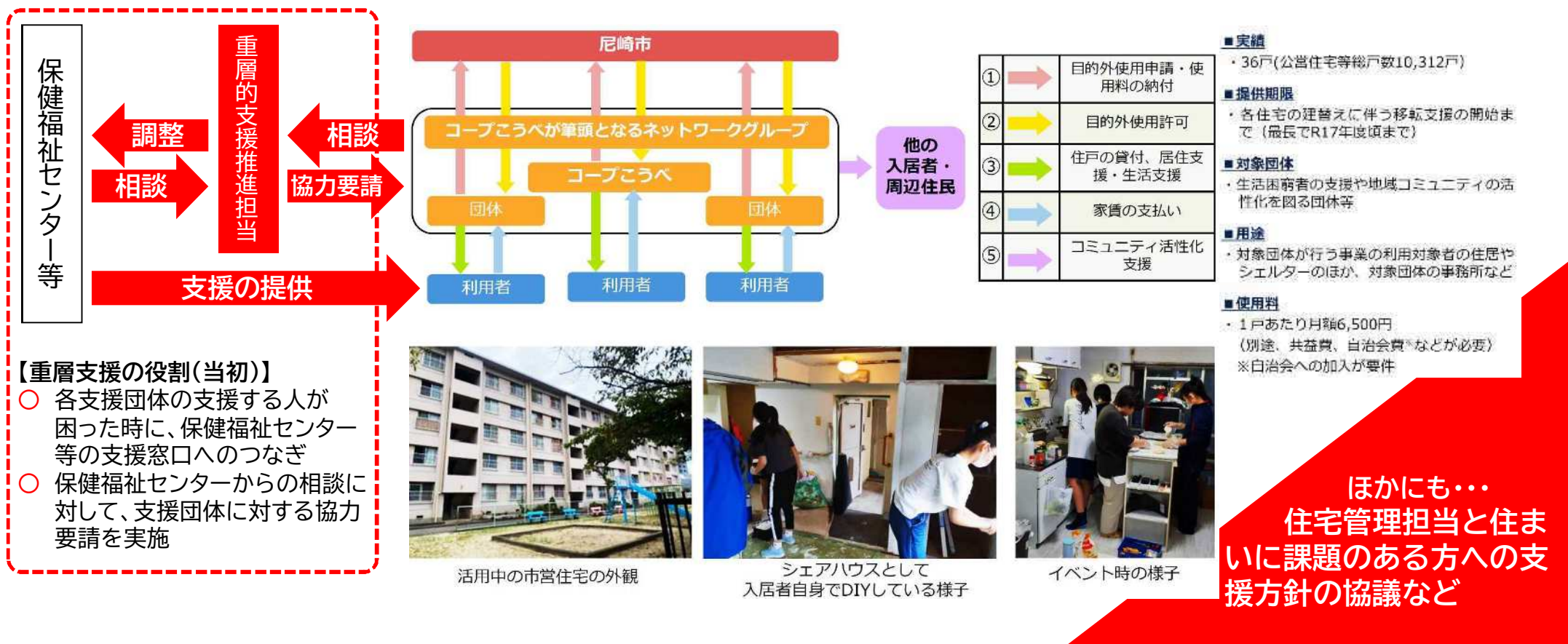
協力することで、
新しい支援が
できるかも！



空き缶持ち去り禁止条例の制定をきっかけに、業務課で空き缶集めている方へのアンケートを実施。そこでの気づきから福祉部門に声がかり、協議がスタート。

市営住宅のコミュニティの活性化×居住支援

- 尼崎市では、住宅部局において、市営住宅の空き室活用と自治会支援を目的に、生活困窮者などの居住支援等を行う団体等によるネットワークグループと協定を締結し、あまがさき住環境支援事業「REHUL(リーフル)」を開始した。
- 各支援団体や地域活動団体に対して、除却前で入居者募集を停止している市営住宅の空き室を低料金で提供することにより、経済的に困難な事情を持つ人等の住宅確保や自立を支援するとともに、自治会を支援し、地域コミュニティの活性化を図っている。



【重層支援の役割(当初)】

- 各支援団体の支援する人が困った時に、保健福祉センター等の支援窓口へのつなぎ
- 保健福祉センターからの相談に対して、支援団体に対する協力要請を実施

再犯防止の推進に関する連携協定の締結

新たな取組③ 再犯防止のための連携

- 罪を犯した人の中には、貧困や虐待、依存など、さまざまな「生きづらさ」を抱えた人が少なくなく、こうした人の再犯防止及び改善更生のために、法務省は、福祉的支援を行う関係機関等との分野横断的な連携が重要としています。
- 本市では令和4年3月に再犯防止推進計画を策定するとともに同年4月から担当課を設置し取り組んでいる重層的支援推進事業の枠組みの中で罪を犯した人の伴走的支援を進めています。
- 神戸保護観察所では令和5年12月から改正後の更生保護法に基づく刑執行終了者に対する援助や更生保護に関する地域援助の取り組みが始まっています。
- このような中で、**3者が定例的な連携会議等での個人情報を含めた情報共有や多機関連携体制を確立し、それぞれの強みを生かした包括的な支援体制の構築を図り、「互いに尊重しつつ寄りささえあい安全・安心に“ともにいきる”まちあまがさき」の実現を目指すための協定を令和6年1月に締結しました。**



尼崎市・神戸保護観察所・市保護司会による「再犯防止の推進に関する連携協定」を締結

尼崎市長

尼崎市保護司
会長

神戸保護観察
所長

3 課題に応じた新たな取組へ

R6年～ 地域居住支援事業の立ち上げ(R7年～南部・北部福祉相談支援課へ事務移管)

【支援対象者】

現在の住居を失う恐れのある又は失った者であって、地域社会から孤立した状態にある居住不安定者

(状態像の例)

- ・ごみ屋敷・多等飼育問題等により転居が必要な者
- ・ネットカフェ寝泊り者や友人知人宅居住者
- ・家賃滞納等で立ち退きとなる者
- ・刑事施設出所者等で住居確保が必要な者 等

現状(イメージ)

対応策



不安定居住者

支援機関

支援機関

相談

重層的支援
推進担当

課題①

不安定居住者となる背景には課題が複合化していたり、明確でないことが多い

課題②

各支援機関にとって、住居探しの知識・ノウハウが少なく、負担が大きい

課題④

家が見つかって、適切な支援が受けられないと、再び住居を失う可能性が高い

課題③

家主側もリスクを考えると、安心して住宅を提供できない

地域居住支援事業

民間事業者へ委託し、不安定居住者に対して、原則、1年を超えない期間支援を実施する。

【支援内容】

- ① 入居支援相談：不動産業者への同行、物件・家賃債務保証業者の斡旋依頼、入居契約等手続き支援
- ② 居住安定の継続支援：訪問等による見守りや生活支援、相談内容に応じて関係機関やインフォーマルサービス等へのつなぎ(ハローワーク、生活援助サービス等)
- ③ その他安定した生活を送る上で必要と認められる支援：関係機関と連携した資源開発、地域住民とのつながりづくり等



安定した居住の確保

R7～「あまつなぎ」の多世代対応に向けた機能強化

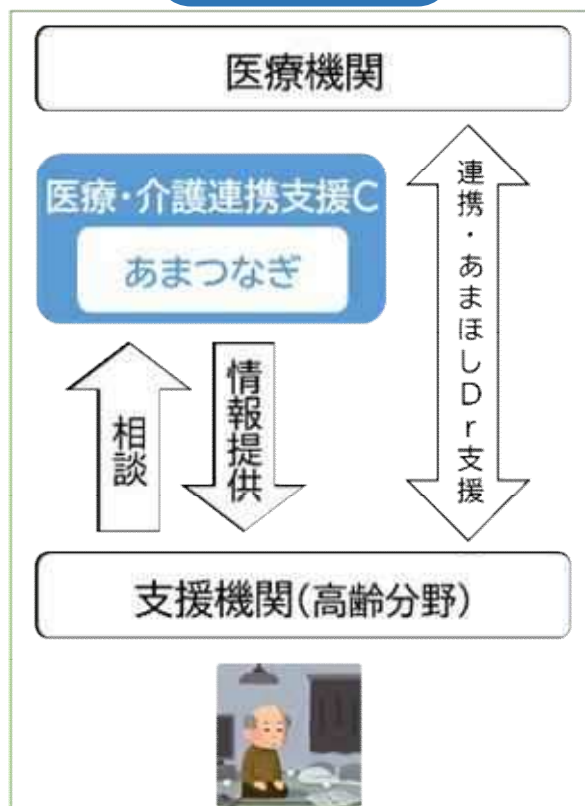
あまほしDrとは？

医師会所属医師が尼崎多職種連携担当医（通称：**あま**がさき**ほ**うかつ**し**えんセンター担当**医**）として、地域包括支援センター等の要請で、高齢者に関する医学的助言や高齢者宅への訪問等を行う仕組み。

実施内容

尼崎市医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」を全世代に対応した医療と介護・福祉の連携支援の中核機関として機能強化を図る。

令和5年度以前



令和6年度試行実施

①あまつなぎとの連携

支援会議の参加や研修の企画等で連携

②Drによる重層的支援推進事業に対する支援業務

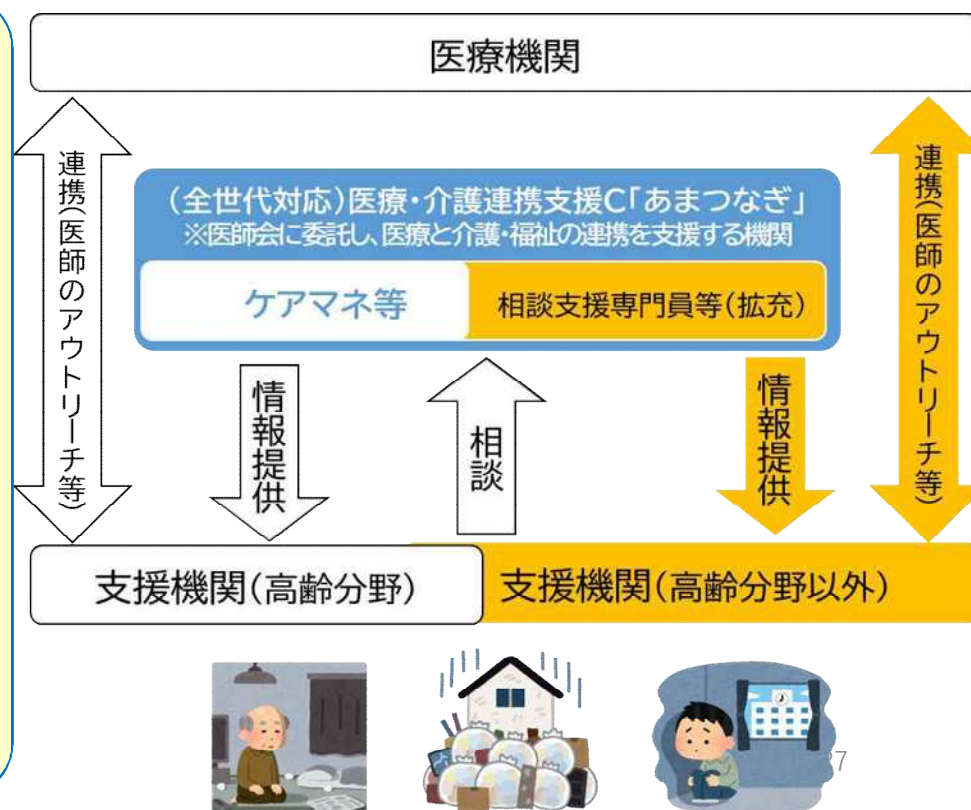
・助言業務

相談支援機関が医師からの助言により、受診の必要性や受診に向けた支援方針の明確化など、対象者だけでなく、支援者のサポートとしても有効であることが確認できた。

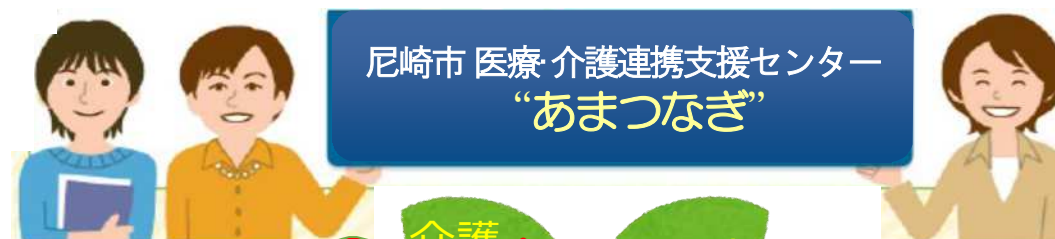
・アウトリーチ業務

ひきこもり状態にあって外出できない方に対して、医師の訪問による相談対応が行われたことで、支援対象者が受診の必要性を認識し、往診につながった。

令和7年度実施



尼崎市医療・介護連携支援センター“あまつなぎ”の概要



【主な役割】

- ・顔の見える関係づくり
- ・チーム医療への意識づくり
- ・市内の医療・介護技術の均一化

【支え役】



市行政

【旗振り役】



医師会

【特色】

- ・行政と医師会の協働
- ・尼崎市医師会内に開設
- ・市内に1ヶ所（1施設）
- ・役目は、連携のコーディネーター

【利用対象者】

- ・医療と介護・福祉の専門職

【実施内容】

新

- ①医療と介護・福祉連携に関する専門的な相談と支援
- ②医療と介護・福祉連携に関わる地域課題の抽出
- ③医療と介護・福祉連携を実践するための研修企画
- ④医療と介護・福祉連携を効果的に行うための仕組み作り
- ⑤生き方や暮らし方に対する市民の意識づくり

【実施体制】

新

- コーディネーター3名 → 4名
- ・看護師
 - ・主任介護支援専門員
 - ・社会福祉士
 - ・相談支援専門員



「医師が動けばみんな動く！」

R7～ コミュニティファームにおける居場所づくりの実施

実施内容

市民提案制度によって採択された団体に委託し、「農業・販売体験」、「地域交流事業等」、「寄り添い支援(担当課等と連携)」を実施することにより、社会的に孤立しがちな人々が地域社会で活躍する場所・機会を創出する。

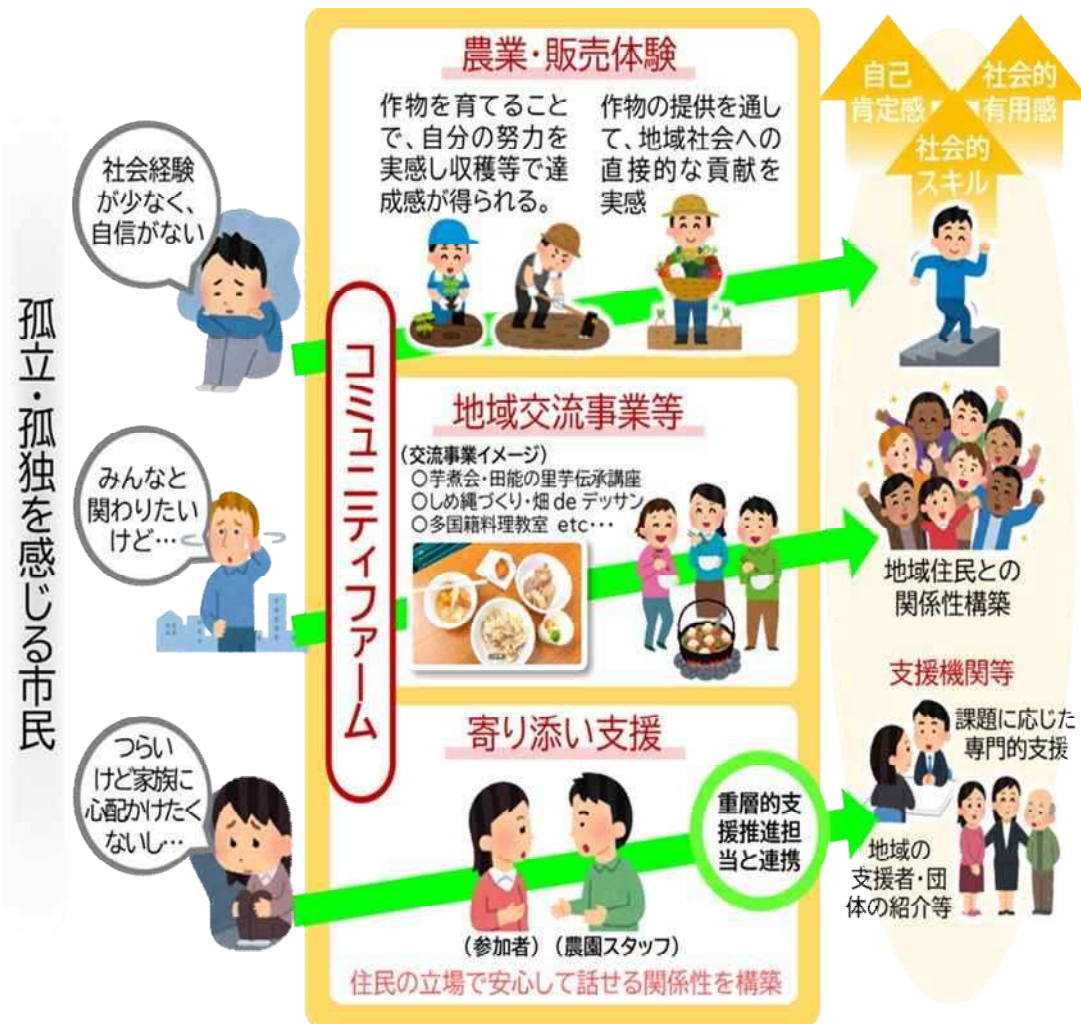
【農福連携による効果】



図 1-43 生活面・仕事への取組姿勢の効果

複数回答 (n=649)

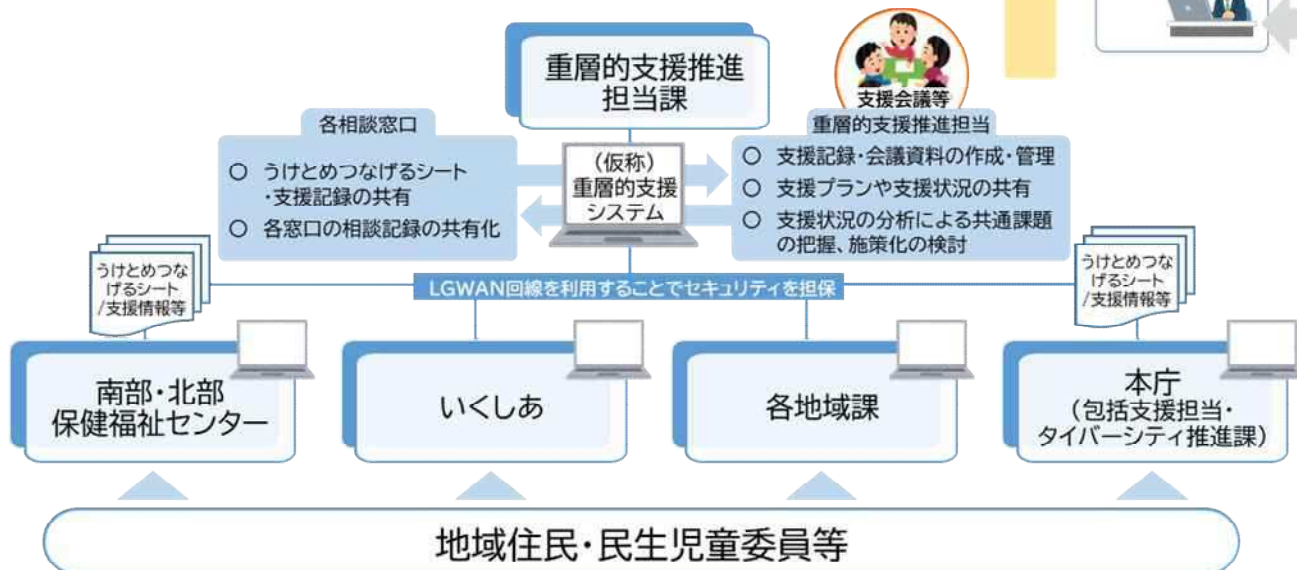
※農林水産省WEBサイト（農福連携に関する調査・研究/令和4年度 農福連携に関するアンケート調査の実施より抜粋）



R7～ 重層的支援システムの導入

実施内容

各相談支援窓口に重層的支援を必要とする対象者等の相談支援情報等の共有・管理を行う重層的支援システムを導入することにより、**職員の業務効率化と負担軽減**を図るとともに、様々な支援関係者の役割分担による伴走支援等による**包括的な支援を推進**する。



市民・民生委員・各相談支援機関

【現行】



(主な課題)

- うけとめシートや支援記録の共有が煩雑
- 記録等の共有にあたってのセキュリティ対策が負担
- 支援情報を支援会議資料に転記等の作業が負担
- 各相談窓口への支援会議プラン等の情報共有が煩雑
- 支援プラン等の共有に際してのセキュリティ対策が負担
- 支援プランの支援状況の進捗確認の負担



【システム導入後】



(主なシステム導入効果)

- 各相談窓口の相談記録の共有(所属で制御あり)により、相談者への適切な対応や連携が可能
- セキュリティが強化された環境で、受けとめシートや支援記録の共有が容易
- 支援会議資料作成の負担軽減
- セキュリティが強化された環境で、各相談支援窓口に対して支援プランの共有が容易
- 支援プランに基づく支援状況の進捗確認が可能
- 各相談窓口に適切な連携先の助言等が可能



システム導入パソコン 計48台

①6地区地域課 6台

②本庁 12台

(重層8 包括1 ダイバーシティ1・住宅管理担当1・障害政策1)

③南部・北部保健福祉センター 28台

(保護2 福相2 障害者支援20 地域保健2 こども家庭支援2)

④いくしあ 1台

⑤動物愛護センター(生活衛生課) 1台

連携した支援事例



相談につながった世帯の相談経路等件数(令和7年3月末時点)

- 司法関係機関(弁護士、地方検察庁、保護観察所)から相談のあった件数は**70件**
全体の相談件数の約22%(全体件数316件)
- 経済的困窮、家族関係の問題、依存症、虐待、認知症など**様々な課題を複数抱えている。**

相談経路	対象世帯が抱えていると考えられる課題(うけとめ・つなげるシート提出時点)																実相談受付人数(計)		
	その他	困窮	家族関係	孤立	ひきこもり	ごみ屋敷	近隣関係	家計管理	8050	多頭飼育	認知症	虐待	依存症	DV	ヤングケア	ダブルケア	継続支援	相談のみ	
司法関係の機関	50	35	20	14	3	1		7	3	1	6	5	9	1			11	59	70
生活困窮部署	12	18	24	23	29	7	1	6	10		4	4	3	1	3		28	20	48
その他の機関	30	24	6	10	5	6	6	3	6	2	6	5	1	3				47	47
住宅部署	23	36	11	2	1	3	3	7	1			3		1			1	39	40
保健部署 集計	6	7	4	5	2	9	3			16	2		2	1			9	16	25
動物愛護センター	1	4		1		9	2			16							5	11	16
その他保健部署	5	3	4	4	2		1				2		2	1			4	5	9
生活保護部署	16	9	2	11	9	6	4	6	3	2	1	1					9	12	21
地域福祉センター 集計	2	0	5	7	2	1	5	2	1		2	2					7	0	16
～ 略 ～																			
成年後見等支援センター	1																	1	1
総計	162	155	87	82	56	40	29	35	30	24	29	25	17	8	7		71	245	316

	継続支援	相談のみ	全て
1ケースあたりの抱える課題(平均)	3.2	2.3	2.8

事例については、個人が特定されないよう、一部内容を改変しています。

事例 障害受容のない触法障害者支援 ～司法関係機関との連携によるシームレスな支援～

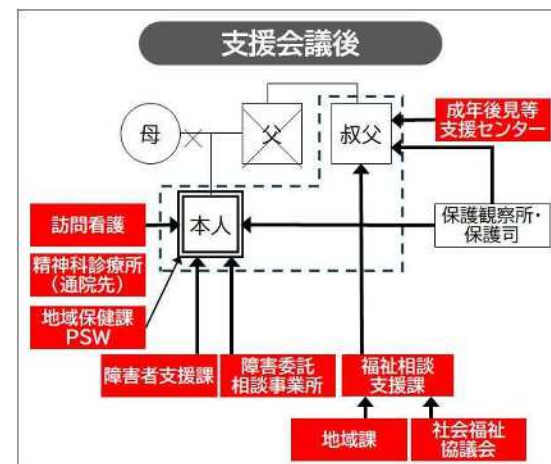
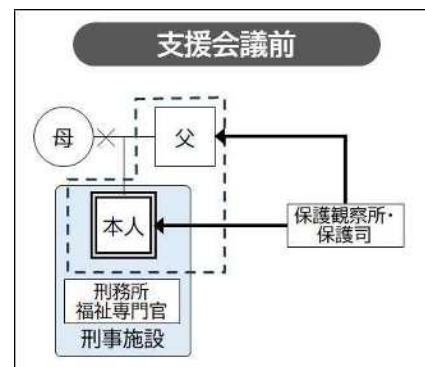
相談元 保護観察所

事例の概要
(当初相談時)
20代男性。
・父(50代)との2人世帯。IQが低く、学力は小学校低学年レベル。本人は療育手帳の所得を拒否。
・幼少期からネグレクト状態にあり、規則正しい生活習慣や社会的常識を十分理解できていない。
・父親が食事の世話をしなかったため、万引きを繰り返し窃盗、傷害等で逮捕され、刑務所に収監。

連携機関等
(機関等)
(庁内)重層的支援推進担当・福祉相談支援課・障害者支援課・地域保健課・生活保護課
(庁外)父・叔父・委託相談支援事業所・地域定着支援C・保護観察所・保護司・刑務所福祉専門官・弁護士

支援の進捗や対象世帯の変化等
①釈放前段階から支援関係者間で課題整理による共通の支援方針を定め、出所後の各機関の役割分担を行った支援プランを作成し、出所後は、プランに基づき医療や支援機関につながれた。
②出所後に父が急死したものの、各支援機関の連携体制を構築していたことにより、親族の協力要請等がスムーズにできたが、今後、現住居からの転居への対応が想定されている。

支援における主な気づき
①地域で潜在化し課題が深刻化しないよう、関係機関と連携した早期把握・早期支援が必要
②自らの特性や課題を理解していない支援対象者が利用可能な地域資源の創出が必要
③住居に不安を抱えた方が地域生活を続けられるよう、入居支援や見守り支援、環境整備が必要



各部署の関わりの流れ

【事例の情報共有】

- 出所後の支援体制を必要とした保護観察所から、重層的支援推進担当へ相談が入る。
- 関係機関に情報共有

【支援会議】

- 成育歴や生活状況の共有、課題整理
- 出所後の通院先や障害サービス利用等に向けた支援方針や支援機関の役割分担を定めた支援プランの作成

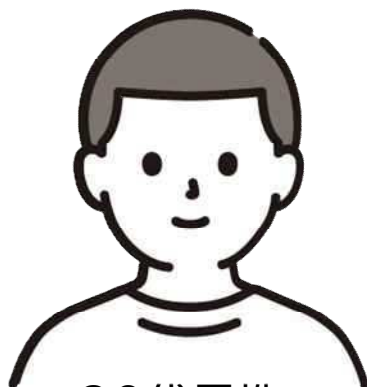
【出所後に向けた調整】

- 保護観察所にてビデオ通話システムにより、本人と面談し制度利用の説明**
- 刑事施設の福祉専門官と手帳取得に向けた調整の実施**
- 保護司を通して引受人の父親と支援関係者との顔合わせの実施**

【現在の状況】

- 支援プランに基づき、出所直後に国保手続きや障害サービスを利用した精神科受診、訪問看護の支援を実施
- 叔父の協力により各種手続き

相談に至ったきっかけ



20代男性
(父との2人世帯)

20代男性。窃盗等を繰り返し逮捕され、収監

収監中に**知的障害が判明**。本人は障害を認めず、障害手帳の取得は拒否。半年後に仮釈放を予定

身元引受人の父親は、本人の特性を理解しておらず、**本人も支援を望んでいないため、仮釈放しても再犯につながる可能性が高い**

再犯防止に向けた地域における支援体制の構築が必要として、**再犯防止連携会議をきっかけに神戸保護観察所から重層的支援推進担当に相談。**

ポイント① 再犯防止連携会議

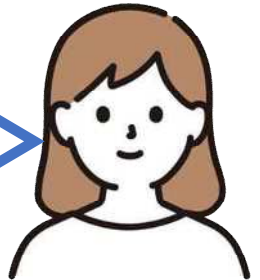
- ◆ 令和4年5月に保護司会の声掛けで、再犯率の高い薬物事犯者の支援に向けた関係者間の連携を目的とした第1回再犯防止連携会議を、神戸保護観察所尼崎駐在官事務所で開催。
- ◆ 現在、神戸保護観察所、尼崎市保護司会、近畿矯正管区、神戸地方検察庁、福祉課、重層支援推進担当課、福祉相談支援課が参画し、2か月に1回定例開催

第1回支援会議（支援関係者間での情報共有と支援体制の協議）

保護司、保護観察所主任官、市の重層支援推進担当課、障害福祉・精神保健・生活困窮の部署、弁護士、兵庫県地域生活定着支援センター、社会福祉協議会 の計9団体、12名が参画。

【参加者の声】

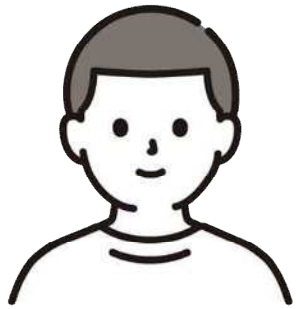
- 多くの支援機関がつながっていることに気付けた
- 支援者が集まることで情報がつながり、世帯の課題が見えるようになった
- 専門機関ごとの着眼点が学べ、今後の支援に活かすことができる



ポイント② 支援会議(社会福祉法第106条の6)における個人情報の取り扱い

- ◆ 支援会議の構成員には守秘義務が課されるため、構成員同士が安心して相談者に関する情報の共有等を行うことが可能となります。そのため、支援対象者の同意がなくても、地支援関係機関等の把握する情報の共有による、地域での必要な支援体制の検討が可能となります。
- ◆ また、支援会議で協力を求められた支援機関は、その依頼に基づいた情報提供等の範囲において、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反しないとされています。
- ◆ なお、法務省の通知においても、個人情報の提供に関して、「保護観察対象者等の同意が得られない場合は、支援会議において当該対象者に関する情報の提供等を行うことが可能」とされています。

支援対象者の抱える課題



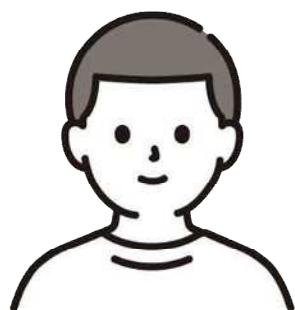
支援対象者

【本人像の理解】

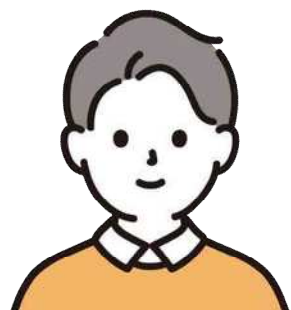
- 幼少期から適切な養護的教育を受けておらず、社会的道徳や善悪の区別を十分に理解していない。
- 実質ネグレクト状態で、生活習慣や日中の居場所にもつながっていなかった。
- 両親の離婚後は、父親と同居。本人の支援の必要性を父親が理解していなかったため、家庭で食事を準備してもらえず、小遣いも与えられず、万引きを繰り返していた。

本人の考えや想いを把握することは難しい。

支援に向けた連携（本人や引受人との面談）



支援対象者



父親(身元引受人)

□ 神戸保護観察所の協力のもと、ビデオ通話システムを利用して本人と面談。

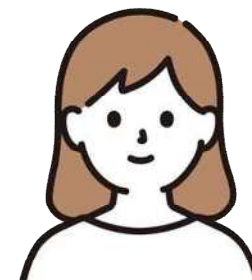
□ 面談には、保護観察官、保護司、刑事施設の福祉専門官、市・市社協の担当者が同席。

□ その席で、本人の障害福祉サービスの利用意思を確認。

□ 引受人の父親の協力を得るために、保護司、市・市社協の担当者と父親と自宅面談

□ 父親自身が息子の支援の必要性やどう支援して良いか理解していないことを確認

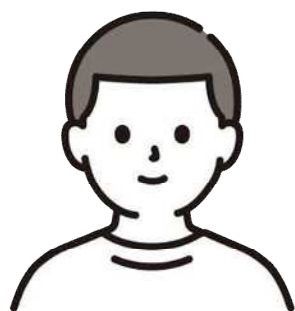
□ 父親に具体的な支援方法を伝え、協力を依頼



市担当者

本人の考えや想いを把握することは難しい。
でも連携することで支援の糸口が見つかります。

第2回支援会議（支援方針や支援機関の役割分担を定めた支援プランを作成）



支援対象者

福祉サービスを担当する支援機関等 計12団体で支援プランを協議

（司法関係） 保護観察所、保護司、地域定着支援C

（行政） 重層的支援推進担当、福祉相談支援課、
障害者支援課、地域保健課、
こども相談支援課、園田地域課

（支援機関） 障害者相談支援事業所、成年後見等支援C
ひきこもり等支援事業者



支援会議イメージ

【支援目標】 出所後、規則正しい生活習慣を身に付け、地域の支援体制を構築する。

【課題に応じた取組】

- 障害福祉サービスによる日中活動の場の確保
- 病院への定期受診
- 障害年金受給による安定した収入の確保
- 地域で本人が安心して過ごせる居場所の確保

【役割分担】

- 障害者支援課、相談支援事業所
- 保護観察所、保護司、
地域保健課、福祉相談支援課
- 福祉相談支援課
- 地域課、社会福祉協議会

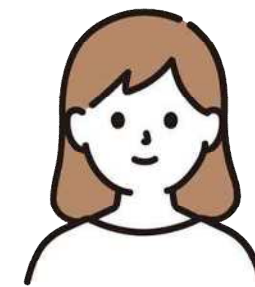
支援の振り返り



保護司

- 担当になった時に、市役所の福祉関係部署に問い合わせ相談を進めようとしたが、書類手続き等複雑でノウハウも分からず困っていました。支援関係者が協働で進めてもらえたため、担当保護司、主任官の精神的負担も大いに軽減されました。
- 本人の証言を基に作成されることが多い身上調査書の内容に加え、本人のみならず家族に関する多方面からの情報が入手でき、処遇に活かすことができました。

- これまでは、出所後に本人が窓口に来てからでないと関わることができず、また、情報も少ないため、職員の負担になっていました。今回、収容中の対象者とのテレビ面談や、刑事施設の福祉専門官との情報共有、保護司の協力の下で出所前に家族(引受人)と面談ができたため、早期の支援体制を構築できました。
- 今回、保護観察所や保護司の協力に対象者につながることができ、スムーズに支援に入ることができました。



市担当者



AMAGASAKI CITY



尼崎市が目指す取組

「ひと咲きまち咲きあまがさき」の周りに描かれたイラストは、市の支援を受けているAさん(元ひきこもり当事者、20代)が作成してくれました。

Aさんは、自信が持てず、はじめはあらゆることに無関心で、人と接することも苦手でしたが、得意のイラストを活かしたボランティア活動等を通じて、多くの人と接する中で、しだいに前向きになり、現在は仕事をしながら、イラストレーターという夢の実現に向けて、独学で勉強を続けています。

尼崎市では、こうした誰もが持っている「可能性」を尊重し、ささえ、伸ばしていく取組みを進めています。

第4期あまがさき地域福祉計画 基本理念

互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に
“**ともにいきる**”まち あまがさき

令和 6 年 度

地 域 づ く り 事 例 集

(地 域 福 祉 活 動 専 門 員
/ 生 活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー の 取 り 組 み)



尼崎市社会福祉協議会キャラクター
「あまりん」

作成

尼崎市社会福祉協議会 地域福祉推進部

目次

どうしてこの冊子を作ったの？	
地域福祉活動専門員とは？	・・・ 3
生活支援コーディネーターとは？	

地域づくり事例

事例1	
地域との連携による4日間公園で過ごしていた 高齢女性への迅速な支援	・・・ 5
事例2	
入退院を繰り返す姉と 不安障害がある第二人世帯の生活支援	・・・ 7
事例3	
複数の疾患がある住民への支援	・・・ 9
事例4	
倒壊寸前の家屋に住む独居高齢者の支援	・・・ 11
事例5	
ボランティア・グループVO-ODAの自立に 向けた支援	・・・ 13
事例6	
訪問型支え合い活動 発！ 地域食堂の立ち上げ支援	・・・ 15
事例7	
ボランティアマッチング会を通じた担い手づくりと 支えあいグループへの支援	・・・ 17

長期事例

事例8

安否確認からはじまる
独居高齢男性への生活支援

・・・21

事例9

社会とのつながりが築きにくい青年たちの
社会参加

・・・24

生活支援コーディネーターの取り組み※

1 中央地区

・・・29

2 小田地区

・・・31

3 大庄地区

・・・33

4 立花地区

・・・35

5 武庫地区

・・・37

6 園田地区

・・・39

※各地区のページ構成は、見開き左半分が各地区の生活支援コーディネーターの取り組みとして特筆したい事例、右側上部が地域福祉ネットワーク会議の開催状況のまとめ、右側下部が地区全体の生活支援コーディネーターの今後の取り組みの方向性をまとめたものです。

どうしてこの冊子を作ったの？

今、地域では少子高齢化と核家族化などの進行により、つながりが希薄化している状況が見られます。

障害者や、高齢者、少子化対策等の様々な制度はありますが、制度の狭間（はざま）にある課題にどう対応するかが求められています。

社協はこの課題に対応する役割を果たせるよう目指し、日々活動しています。

住民の皆様には地域福祉活動専門員（兼生活支援コーディネーター）の活動を紹介するためにこの事例集を作成しました。

地域福祉活動専門員とは？

地域福祉活動専門員は、属性や世代を問わず、子ども・子育て家庭や高齢者、障害のある人への支援をおこなっています。

また、地域が抱える課題を地域が主体となって解決していくために、住民や団体、関係機関と連携しながら、地域福祉活動が広がっていくようサポートします。

本会では、尼崎市市内6地区のむすぶグループ（支部）に地域福祉活動専門員（兼生活支援コーディネーター）を、市役所本庁内に地域福祉活動専門員をそれぞれ配置しています。

生活支援コーディネーターとは？

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たします。

具体的な取り組みとして、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター職員が連携し、介護保険制度に規定された各地区の協議体（地域福祉ネットワーク会議）を6地区すべてに設置し、地域に住む高齢者が抱える生活課題についての共通理解と支え合いの地域づくりに向けた意識醸成に取り組んでいます。

また地域にある多様なニーズに対応していくために、地域資源の把握を行いつつ、協議体等を通じて話し合いを重ねながら必要な取り組みについて検討しています。

地域づくり事例

事例1

地域との連携による4日間公園で過ごしていた高齢女性への迅速な支援

状況・目標

民生児童委員より、家の鍵をどこかに落としてしまい4日前から食事ができず、公園のベンチで寝ている高齢女性について相談があった。対象者から「男性が怖いため、近くの交番にも相談に行けなかった。女性の職員に対応してもらいたい。」との申し出を受けて女性の専門員2名で対応した。

まずは、状況を把握するために対象者と面談し、必要な対応をしながら、対象者の困りごとを解決していくことを目標とした。

対象者はお金を所持しておらず、どこかに泊まることも食べ物を買うこともできなかったことから、迅速な対応が必要だと判断した。専門員が主体となり、民生児童委員などの関係機関と連携して対象者の身元確認などに動いた。

専門員の働きかけ

○対象者の状況把握と情報収集

相談を受けてすぐに公園に向かい、対象者と顔合わせをしたが、警戒心からか対象者と話をすることが難しかった。そのため、以前から関わりがあると思われる地域包括支援センターと福祉協会会長に連絡を取り、対象者の情報を聞き取った。

○食事の支援

4日間ほとんど食事をとっていない対象者向けに、社協内でフードドライブの食材を提供してもらえないか確認し、食事を提供できるように調整した。

他の専門員が食材を取りに行くまでの間、民生児童委員と専門員が対象者から少しずつ話を聞くことで、警戒心を解きほぐしていった。

○対象者が帰宅するための支援

対象者と一緒に自宅マンションまで同行し、マンション管理会社の連絡先を確認した。

専門員がマンション管理会社に連絡し、対象者が鍵を紛失して自宅に入れない状況であることと身分証明書を所持していないことを説明した上で、スペアキーを借りられないか交渉した。

成果

○地域や専門機関とのスムーズな連携

日頃から地域福祉会議で福祉協会会長と民生児童委員、個別支援で地域包括支援センターや保護課と関係を構築していたことから今回のケースで迅速な対応をおこなうことができた。

○食事の提供

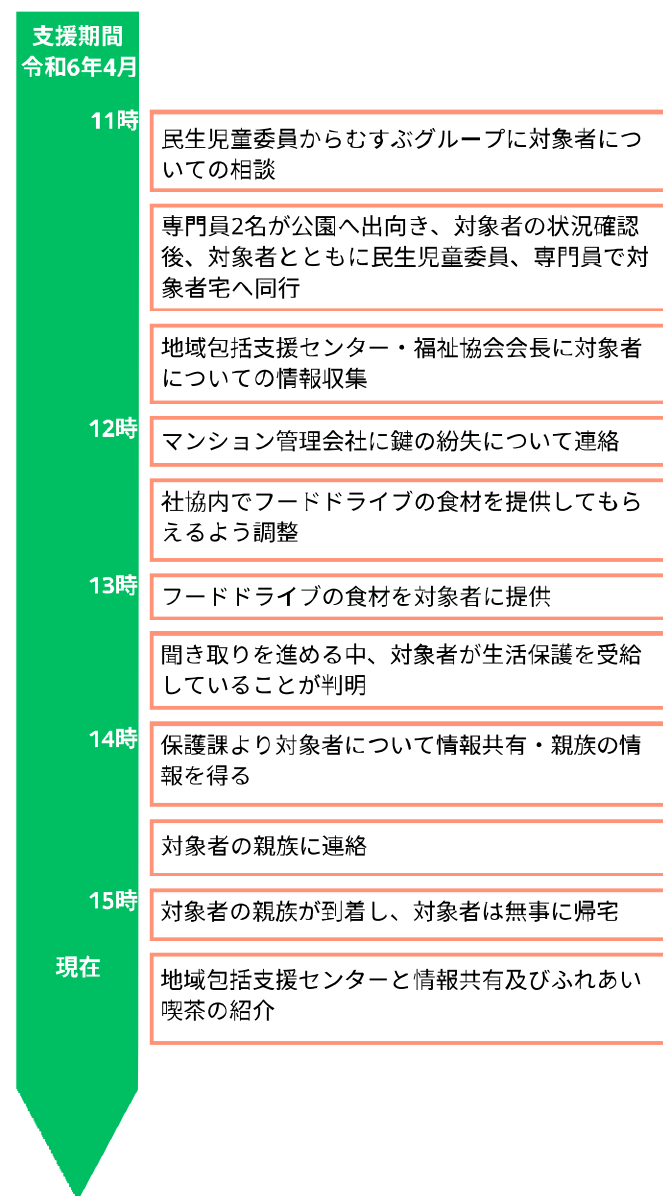
専門員が社協に食材を取りに行った際、事情を把握した社協職員が事前にレトルト食品を温めて準備していたことから、すぐに対象者が食べることができた。

対象者に食事を提供できたことで少しずつ警戒心が無くなり、生活保護を受給していることが聞き取れたため、保護課の担当職員と連絡を取り、対象者の現状を伝えた。

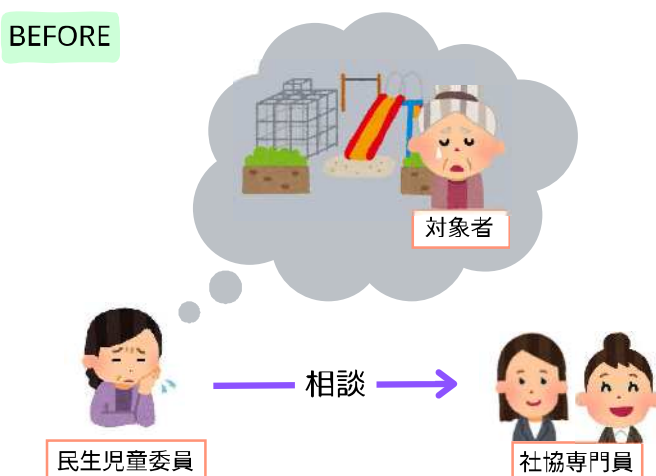
○住居の鍵の対応

保護課の担当職員から対象者の親族がスペアキーを持っていると情報提供があったため、保護課から親族にスペアキーを持って来てもらう連絡を依頼した結果、親族に対応してもらうことができた。

支援の時系列と関係図（延べ活動回数15回）

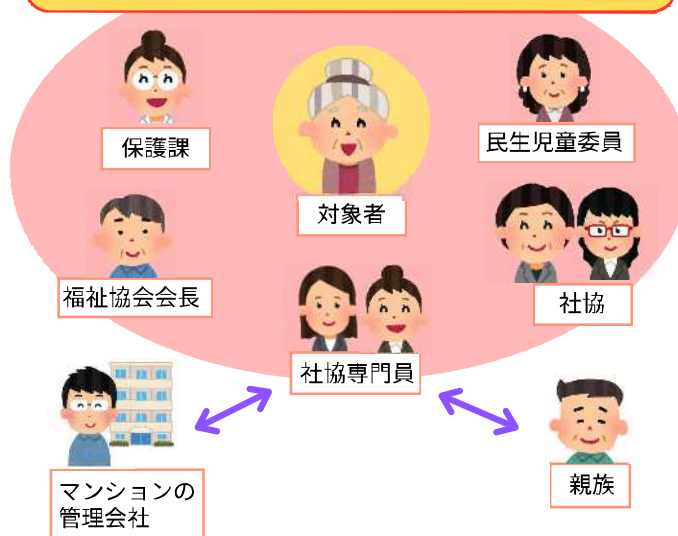


BEFORE



AFTER

地域・専門機関ともに連携をはかった支援



今後の方向性

○地域とのつながりづくり

対象者が地域に関わる機会を設けるためにふれあい喫茶を紹介した。まだ対象者はふれあい喫茶には行っていないが、民生児童委員を通じて働きかけ、地域活動へつなげていく。

○個別事例を通した孤立する地域住民への取り組み

今回の事例では専門員が民生児童委員、福祉協会会長と関係性を築いていたため、情報共有をスムーズにおこない迅速な対応をとることができたが、地域によってはスムーズに情報共有ができない場合もある。事例対象者だけでなく地域とのつながりが希薄化し、孤立している人が増加している。今後も円滑な情報共有や取り組みができるよう地域との連携を密にし、孤立した人へのアプローチ方法を検討していく。

入退院を繰り返す姉と不安障害がある弟 二世帯の生活支援

状況・目標

民生児童委員・協力委員から、二世帯の姉（60歳代）が心疾患により緊急入院したことで、不安障害がある弟（60歳代）が頻繁に時間を問わず訪問するので困っていると相談があった。姉の緊急入院の際には、弟では理解が難しいため、姉が唯一信頼していた民生児童委員を本人の許可なく病院からの緊急連絡先としたことから、民生児童委員が対応に追われることとなった。

姉は自分本位な性格からか弟にきつくあたることもあり、古くから近所づきあいがあった民生児童委員・協力委員が普段から姉弟を気にかけて、相談にのっていた。

専門員は、弟が一人でも生活できるように関係機関に対応を求めたものの、姉が自宅に他人が入ることを拒んでいたため、弟の支援が進まない状態が続いていたことがわかった。

姉と弟それぞれの生活が維持できることを目標に介護保険や障害福祉サービスにつなげていくこととした。

専門員の働きかけ

○弟の障害福祉サービス利用に向け、協力体制の呼び掛け

民生児童委員・協力委員は、姉弟の両親が亡くなる前から近所づきあいがあり、普段から姉弟の相談に対応していたため、二人からの信頼を得ていた。専門員は、障害者支援課から紹介を受けた弟の計画相談担当者へ連絡すると、姉が自宅に他人が入ることを拒否することや弟が自身で判断ができないことを理由に障害福祉サービスの利用につながっていないことがわかった。民生児童委員から姉弟に障害福祉サービス利用を勧める手伝いができることを専門員が、計画相談担当者に伝え、利用に向けた働きかけをおこなった。

○世帯支援に向けた情報共有の会議（以下、関係者会議）の開催を提案

弟の生活の安定と姉の退院後の介護保険サービス利用に向け、専門機関との情報共有と連携を目的に計画相談担当者に世帯支援のための会議を開催するよう提案した。

○姉の退院後に向けた公的サービス利用に向けた連携

退院後、姉が自宅での生活をはじめるときに、自身の介護保険サービスの利用や弟の障害福祉サービスのヘルパー利用について拒否をしないよう配慮が必要なことから、地域包括支援センターに姉弟が信頼している民生児童委員・協力委員をつなぎ、公的なサービスの利用を勧める手助けをした。

成果

○姉弟に関わる支援機関が一堂に集まり、関係者会議を開催

弟が働いている作業所で、弟と計画相談担当者、作業所管理者、障害者支援課、姉に関わる地域包括支援センター、民生児童委員、協力委員、専門員が集まり関係者会議を開催した。各支援機関から姉弟の日頃の生活状態の情報が共有され、今後の姉弟に対する支援の内容確認と優先順位などを整理できた。

○姉の病院からの緊急連絡先を計画相談担当者に変更

関係者会議の場で、本来は弟が緊急連絡先の役割を担うべきだが不安障害があるため、弟のサポート役として計画相談担当者が担うこととした。これによって民生児童委員の精神的負担が軽減された。

また、民生児童委員・協力委員に加え、専門員を通じて、計画相談担当者や地域包括支援センターへ支援の輪が広がったことで、お互いに相談しやすい関係ができた。

○弟の障害福祉サービスの利用開始

関係者会議で弟の生活上の困りごとを確認。後日、入院している姉に地域包括支援センターと民生児童委員が介護保険サービス利用に向けた説明のために訪問した際、弟のヘルパーが自宅に入ることの了解を得たことから、障害福祉サービスを利用することができた。

支援の時系列と関係図（延べ活動回数42回）

支援期間

令和5年
12月

民生児童委員・協力委員から、姉の緊急入院によって、不安障害がある弟が時間を問わず頻繁に訪問するので困っていると相談

専門員が障害者支援課に連絡
障害者支援課が弟の計画相談担当者や作業所に現状確認

専門員が弟の計画相談担当者に情報共有と世帯支援に向けた会議の開催を働きかける

支援機関と民生児童委員・協力委員に会議への参加を依頼し、関係機関連携のサポートをした

地域包括支援センターと民生児童委員が入院中の姉を訪問したと連絡あり

令和6年
1月

情報共有と世帯支援に向けた会議の開催
姉弟の今後の生活についての情報共有と支援についての意見交換をおこなう

計画相談担当者から弟のヘルパー利用の事業所決定の連絡あり

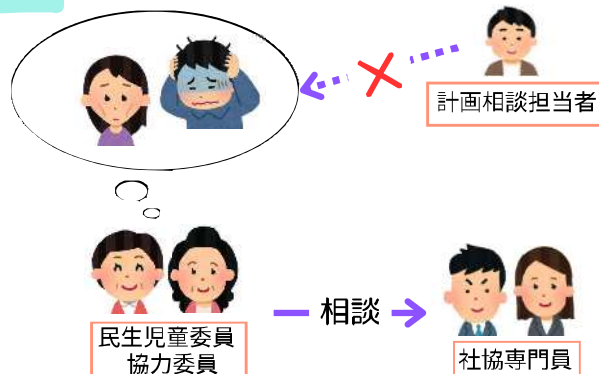
民生児童委員から姉が退院するとの連絡あり

3月

姉が一旦退院するも、民生児童委員から救急搬送され再入院されたらと連絡あり
その後、姉のケアマネジャーが決定

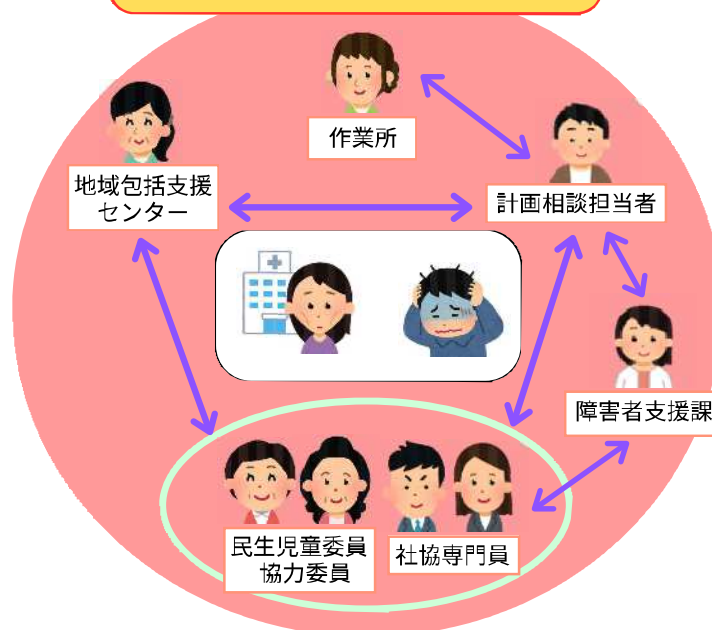
現在

BEFORE



AFTER

世帯の生活支援のための 関係機関連携



今後の方向性

○姉弟の生活安定に向けた各種公的サービスなどの利用

姉はその後、一旦退院。民生児童委員からの連絡により、姉がビールとヨーグルトしか食しておらず、また、服薬管理ができていないセルフネグレクトの疑いがあることに専門員が気付いた。そのため、地域包括支援センターに情報提供をすると、姉から正しい情報が伝わっていないことがわかったことから、専門員は民生児童委員の情報を担当ケアマネジャーに伝えるとともに支援方法の検討を進めている。

弟は、不安障害を抱えながら、作業所就労やヘルパー利用の障害福祉サービスを利用しながら、一定の生活ができる状態となっている。

姉弟それぞれの支援機関が、しっかりとしたアセスメントを基に生活安定を目指していけるよう、近所づきあいのある民生児童委員・協力委員の協力を得ながら側面支援を継続していく。

複数の疾患がある住民への支援

状況・目標

民生児童委員から、頻繁に持ち物の紛失等、自分が不安に思っていることを何でも相談してくる60歳代前半の住民がいるので、話を聞いてほしいと相談があった。

同居していた母はすでに亡くなり、一人で戸建て住宅に生活をしている。対象者は、精神疾患があり、大声を出して騒いだこともあるため、近隣とは関わりがない。買い物はでき、食事はとれているものの、部屋の掃除ができていないことから、不衛生。精神障害者保健福祉手帳を取得しておらず、障害福祉サービスの利用はない。

聞き取りを進める中で糖尿病が進み、白内障を発症し、ほとんど目が見えていない状況であることがわかった。

精神障害者保健福祉手帳の取得や障害福祉サービスの利用による生活環境の改善、複数の疾患に対する治療や処置がスムーズにおこなえること、また当該民生児童委員一人にかかっている負担を軽減することを目標に支援機関との連携を図ることとした。

専門員の働きかけ

○精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた支援

初めは対象者に日常生活上での困り感が無く手帳取得に対し積極的ではなかった。話を聞く中で、今後の生活費についての不安を吐露されたので、手帳取得により医療費や税の軽減、公共料金の割引などのサービスが利用できることを伝えた。その結果、手続きを希望されたため、後日地域保健課とともに、対象者宅を訪問。再度、手帳取得によるメリットなどの詳細を説明した。

申請にあたり証明写真が必要であるが、対象者は目が見えず機械操作ができないことから、ボランティアの利用も検討したが迅速な対応が必要であったため、専門員が同行し撮影を手伝った。

○糖尿病の治療にかかる支援

糖尿病の悪化で白内障が進み、ほとんど見えていない状況。このままでは、外出もできなくなるため、白内障の手術ができるよう糖尿病の治療に向けた支援をおこなった。

具体的には、食生活の改善のため、保健師に食事指導を依頼したり、糖尿病食の配食に向けたサービス業者の紹介をおこなった。

また、対象者より問診への付き添いや手術代を肩代わりしてくれるボランティアの依頼があったが、ボランティア活動への正しい理解をしてもらえるよう、ボランティア活動でできる範囲について丁寧な説明とマッチング調整をおこなった。

成果

○公的サービスへのつなぎ

精神障害者保健福祉手帳について行政と協力し、交付申請を進めることができた。また、障害福祉サービス（ヘルパー）を利用し、部屋の衛生状態を保つことができた。

○関係機関の広がりとお対象者の精神的安定

様々な関係機関が関わり情報共有が図られる中で、対象者の不安や思いを受け止め、汲み取ることができるようになった。その結果、対象者から民生児童委員への頻繁な相談が減り、民生児童委員の負担が軽減された。関係機関から、対象者は精神的に安定したからか、以前に比べ明るくなり、なじみの喫茶店に出入りしたり、友人もできたとの報告を受けた。

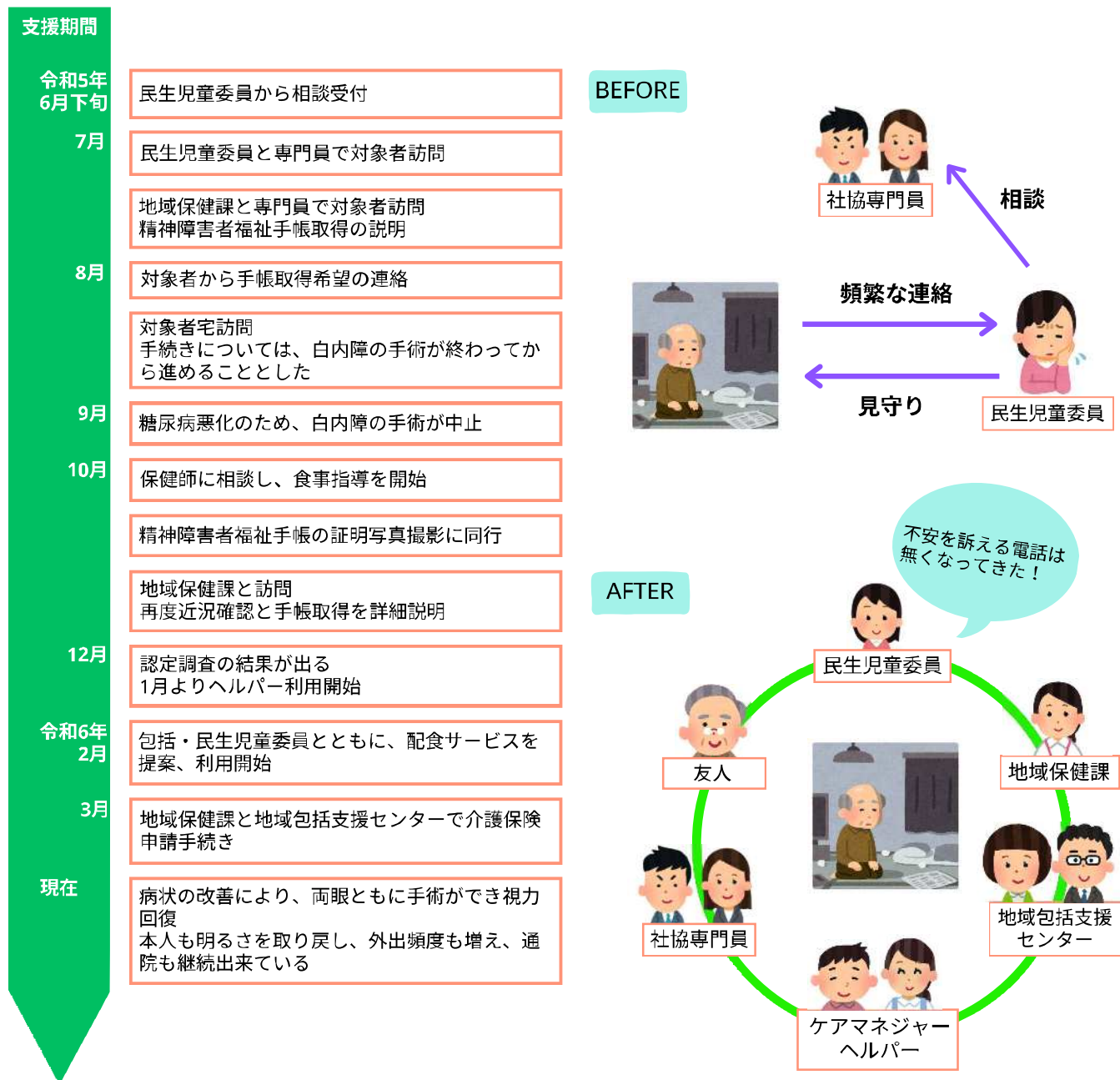
○複数の疾患の症状改善

保健師の食事指導や糖尿病食の配食サービスの利用が開始された結果、血糖値の改善や体重の減少につながった。その後、白内障手術が受けられるようになった。

○ボランティアによる通院支援のマッチング

対象者より通院の付き添いの相談を受け、当初は問診への同行や手術代を肩代わりしてくれるなどの誤解があったが、病院までの行き来を見守るという役割であることを丁寧に説明し、ボランティア活動を正しく理解した上で、マッチングすることができた。

支援の時系列と関係図（延べ活動回数62回）



今後の方向性

○各種公的支援の利用に関するサポート

現在、生活支援については障害福祉サービスの利用となるが、今後、年齢的に介護保険制度も選択できるようになることから、担当ケアマネジャーとともに対象者自身が検討・選択できるようサポートする。

○地域住民とのつながりづくり

現在、民生児童委員によるゆるやかな見守りがあるが、地域住民との関わりはまだ少ないため、ふれあいサロンをはじめとしたつどい場への参加や、高齢者等見守り安心事業への登録に向けたアプローチをおこなう。

今後は、関係機関と民生児童委員を中心とした関わりに加え、普段は居住地域全体で見守りができ、有事にはより速やかに関係機関につなげられる形を目指す。

倒壊寸前の家屋に住む独居高齢者の支援

状況・目標

倒壊寸前の家屋に住む独居高齢者からの依頼を受けた修繕業者から、本人の転居などについて支援する方法がないかとの相談があった。

専門員が訪問し、台風が近づいていたため一時避難を勧めたが、対象者は当初、本人の信条、生活歴から転居する意思がなかった。訪問を続けるうちに、対象者が台風の際に身の危険を感じたことから転居したいと考えるようになった。

自宅の掃除ができていないことや様々な手続きを一人でおこなうことが不安な様子が感じられたため、日常生活についても支援が必要と考え、転居を含めた生活全般の支援をおこなっていくことを目標とした。

専門員の働きかけ

○転居に関する支援

いつ家屋が倒壊してもおかしくない状態であり、対象者自身で転居先を探すことが難しかったため、専門員が中心となり、居住地区の民生児童委員やしごと・くらしサポートセンターなど関係機関に高齢者でも借りることができる賃貸物件の紹介などを依頼した。

地域包括支援センターから高齢者でも借りられる可能性のある空き家があるとの情報があり、直接不動産会社に連絡。内見、家賃交渉、契約関係の支援をおこなった。

対象者は、引っ越し業者の手配についてもできなかったため、専門員が必要最低限の物のみではあるが、荷物の運び出しをした。

転居後も住宅設備の不具合などについて管理会社との調整をおこなった。

コロナ禍で顔を合わすことがなかった親族へ対象者の転居や生活に関する支援への協力を依頼。親族からの対象者についての相談にも随時対応した。

○介護保険サービスの利用申請・更新に向けた支援

介護保険申請にかかる受診についても拒否していたが、引っ越しの荷物を整理していた際に腰を痛めたことをきっかけに再度受診について専門員から提案。専門員が同行するのであれば受診してもいいとの返答があったため、受診同行した。

翌年の更新時には、ケアマネジャーが対象者に受診同行することを提案したが、専門員の同行がなければ受診しないとの返答があった。ケアマネジャーから連絡を受け、調整の結果、専門員が受診同行した。

成果

○家屋が倒壊する前に転居

転居から半年後に旧宅が倒壊した。倒壊した屋根は、対象者の寝室に落下していたため、転居していなかった場合には倒壊に巻き込まれ、ケガをしていた可能性があった。

○対象者・親族との関係性の構築

生活全般の相談や支援を通じて、専門員が対象者から信頼される関係が構築できた。また、コロナ前から対象者と直接会う機会がなくなっていた親族にも支援に関わってもらうことができた。

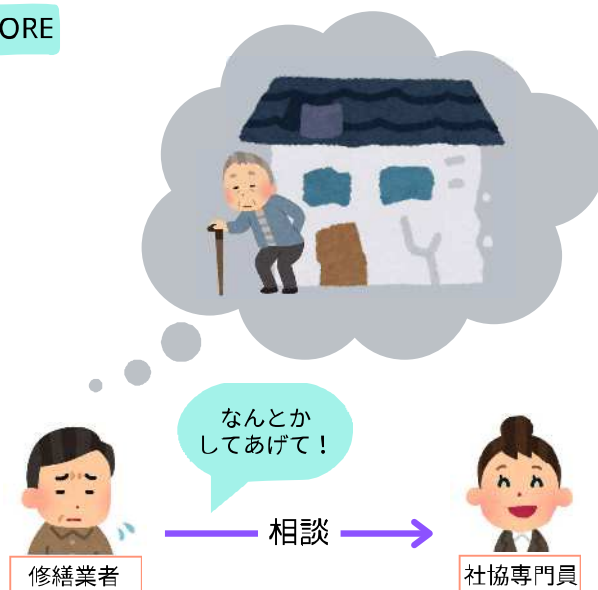
○介護保険サービス利用につなげることができた

介護保険申請に関わる受診や介護保険サービス利用について対象者は拒否を続けていたが、専門員が関係性を築きながら繰り返し説得し、ヘルパーなどのサービス利用につなげることができた。

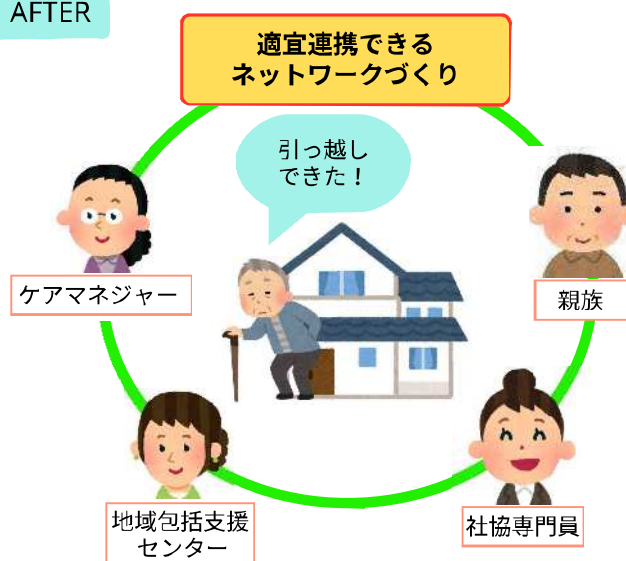
支援の時系列と関係図（延べ活動回数331回）

支援期間 令和4年 9月	近隣の修繕業者から対象者について相談 対象者宅を訪問し、状況確認
	台風が接近していたことから一時避難を提案するも拒否 連協会長に会館への避難について相談・調整 台風通過後、転居の意思を示す
10月	地域包括支援センターに支援協力を依頼 同行訪問
	しごと・くらしサポートセンターに転居先の相談
11月	対象者から親族の連絡先を聞き取り、連絡 親族へ対象者の現状確認を依頼
	対象者が腰を痛めたため受診を説得 受診時介護保険申請
	親族に対象者宅へ訪問してもらい、状況とこれまでの経緯について説明 再度、親族に転居や生活に関する協力を依頼
	地域包括支援センターから賃貸物件についての情報提供 不動産会社に問い合わせ・家賃など交渉 対象者に内見提案
	認定調査立ち合い
	内見同行、不動産会社と調整 転居に関わる手続き支援
12月	対象者転居・担当ケアマネジャー決定
令和5年 8月	対象者介護認定更新にかかる受診拒否 ケアマネジャーからの相談を受け、専門員が受診同行
	対象者が外出中に転倒し、骨折 救急搬送され入院
令和6年 1月 3月	対象者の支援についての課題解決型地域ケア会議 に出席し、専門員の支援経過について共有
	自宅内で倒れているところをヘルパーが発見 救急搬送されるも当日に逝去 親族や不動産会社に対し、退去にかかる手続きなどを支援

BEFORE



AFTER



今後の方向性

○孤立している住民の早期発見

今回のケースでは家屋が修繕不可能の状態になるまで対象者について把握をしていなかった。地域には同様に問題が生じてから発見される孤立した住民が一定数いると考えられることから、早期発見できるよう関係機関や地域との連携を図っていく。

あらゆる制度につながっておらず、他者や地域との関わりを求めない人についても、どのように地域全体で見守っていくかを考えていく必要がある。

○高齢者への支援のあり方

今回のケースでは生命の危険があり、緊急性が高かったことから、専門員が中心となり対象者に確認しながら支援をおこなった。そのため、対象者は手続きなどを人任せにしてしまうようになった。

今回のケースにかかわらず、高齢者への支援は、特に面倒な手続きに関して拒否する傾向がみられることから、対象者が主体的に行えるよう支援していく必要がある。

ボランティア・グループVO-ODAの自立に向けた支援

状況・目標

県立尼崎小田高等学校の看護医療健康類型において、『ボランティア実践』というボランティア活動を行う授業があり、専門員は、民生児童委員の友愛活動への参加案内など、様々な地域福祉活動とのマッチングをおこなってきた。卒業後も地域でもっと活動が続けたいという思いを専門員が聞き取ったことから、ボランティア活動を続けるためのボランティアサークル『VO-ODA（ヴォーオダ）』を専門員が支援して立ち上げた。今後、VO-ODAが地域で活動し、自立したグループになることを目標にサポートすることとした。

専門員の働きかけ

○メンバーとの関係性構築

定例会に毎回参加し、メンバーとの関係性をつくる中で、メンバーから遊びと防災に関する子ども向けイベントを開催したいという思いを聞き取った。また、サークルと地域とのつながりを絶やさないように活動先（小田民児協と人権啓発活動など）の情報を提供した。

○自主企画イベントへの運営支援

定例会の中で、専門員から遊びと防災に関する子ども向けイベントに協力できる団体などについて情報提供をおこなった。協議の結果、各団体（日本赤十字社、小田地区婦人会、消防署など）に専門員から協力依頼をすることとした。VO-ODAと協力団体が連携する上でのつながりを専門員が担い、イベント実施に関する調整については自主運営できるよう促した。

また、社協小田むすぶグループがイベントに共催することで、資金面でのサポートや連協など各種団体での広報に係る協力をおこなった。

○VO-ODAの自立に向けた働きかけ

自主企画イベントをきっかけにVO-ODAメンバーで、自主的に反省会を実施するなど自立に向けた機運が高まってきたことを感じ、自分達で運営ができるようにボランティア登録などの情報提供をおこなった。

成果

○子ども向け自主企画イベントの開催実現

定例会において、専門員が会議運営をサポートしながら、各団体の協力のもと、令和5年7月23日（日）に無事にイベントを開催し、延べ66人の参加があった。

○VO-ODAの知名度向上と活動の場の広がり

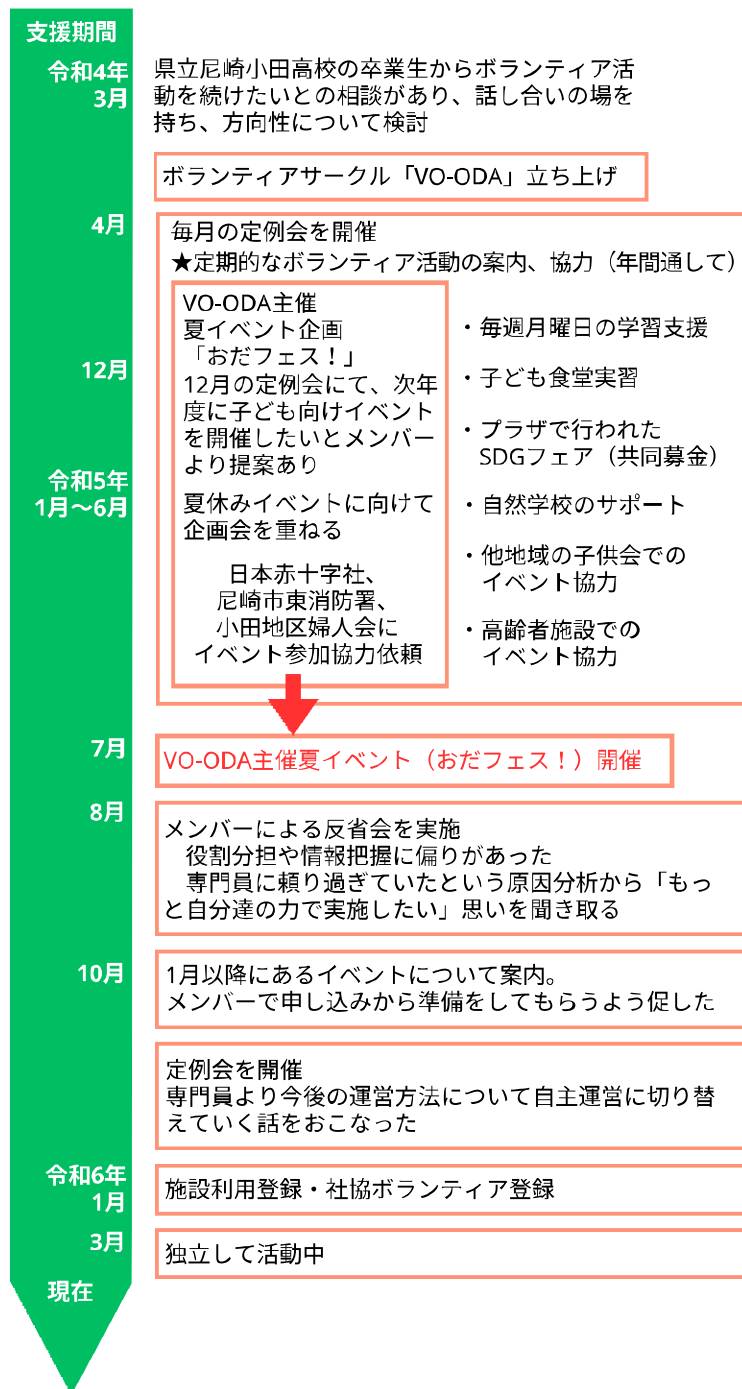
小田高でのボランティア実践の授業で関わりのあった民生児童委員より、口コミでVO-ODAへボランティアの依頼が継続してある。民生児童委員はVO-ODAの活躍を評価しており、小田地区内で名前が浸透しつつある。また、専門員の紹介から尼崎市が主催する「サマセミ」運営スタッフ等、小田地区外でもボランティアの活躍の場を広げている。

○VO-ODAの自立

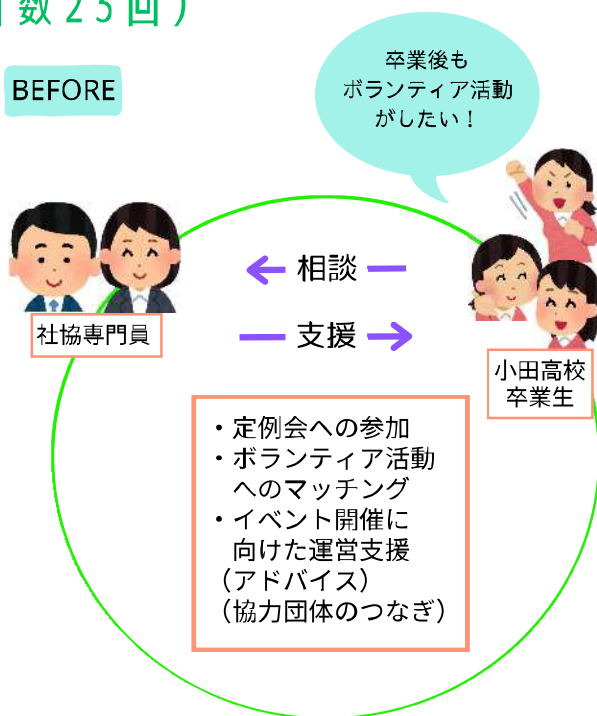
専門員のアドバイスを受け、VO-ODAの会議で代表、副代表、会計など役員をメンバーで決定。

令和6年度より、自分達で小田南生涯学習プラザの利用登録を行い、自主的な活動へ歩みはじめた。市・県のボランティア助成金の利用や小田地区以外のボランティア情報を収集するため、市社協ボランティアグループに登録した。

支援の時系列と関係図（延べ活動回数23回）

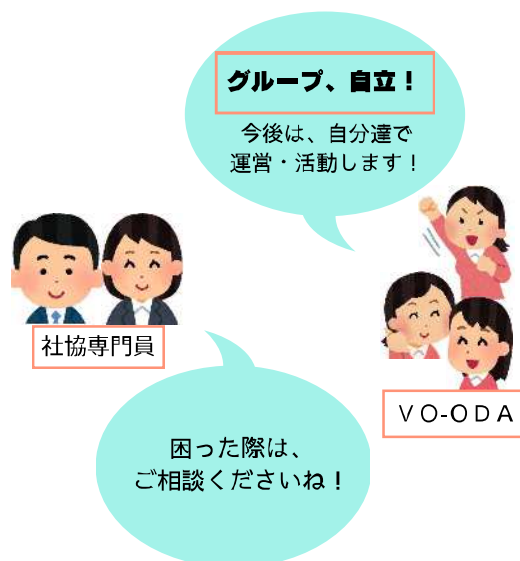


BEFORE



AFTER

（イベント開催・ボランティア登録等を経て...）



今後の方向性

OVO-ODAへの側面支援

今後は必要に応じてボランティア活動助成金の案内やボランティアの依頼など、VO-ODAが継続的に活動できるよう側面的に支援する。

○新たな担い手確保に向けた支援

現メンバーが同時期に就職活動に入り、活動ができなくなる恐れがある。小田高校教員にも協力を求め、卒業を迎える学生に新メンバーとしての加入を勧める。

訪問型 支 え 合 い 活 動 発 ！ 地 域 食 堂 の 立 ち 上 げ 支 援

状況・目標

福祉協会が「訪問型支え合いの会」（以下、「支え合いの会」）を立ち上げ、福祉協会の活動と並行して高齢者支援として「子どもゴミ出し隊」「夕暮れ買い物ツアー」「耐震ポール設置訪問」などの取り組みをおこなってきた。

「支え合いの会」は住民からの支え合い活動の依頼が少なかったため、地域の高齢者の困りごとを引き出す方法を検討していた中、新たに高齢者と子どもの交流の場に取り組みたいとの相談があり、多世代交流を目的とした地域食堂のスタートアップを目指し、支援していくことになった。

地域食堂の開催により地域の高齢者同士の交流、孫世代とのふれあいの場づくりを通して、高齢者の孤立化を防止することを目標とした。

専門員の働きかけ

○地域食堂の立ち上げ・運営支援

地域食堂のスタートにあたり、専門員から設備費や食材費などの費用に対して団体が活用できる助成金情報の案内、ボランティア行事用保険、食品衛生講習などの申請手続きの支援をした。

開催当初は、地域包括支援センターの協力も得て近隣の高齢者が参加するも、食事をしたらすぐに帰ってしまい、困りごとやニーズを聞き出すことができなかった。

毎回、専門員と活動者が一緒に支え合いの会や地域食堂実施後に活動についての振り返りをおこない、参加者の滞在時間が長くなるよう運営の改善を進めた。

○不登校の子どもの居場所支援

スクールソーシャルワーカーから不登校の子どもについての相談があり、地域食堂を紹介した。

食堂利用には至らなかったが、地域食堂を通して「支え合いの会」のメンバーにつなげ、福祉会館で実施しているスポーツ教室に通うこととなった。

○認知症高齢者の社会参加

地域包括支援センターから相談のあった認知症高齢者だけでなく、以前から支え合いの会のメンバーが気になっている認知症高齢者にも声掛けを依頼した。

また、支え合いの会の定例会では、地域食堂に参加している認知症高齢者の対応についての相談があり、地域包括支援センターへ地域ケア会議の働きかけをおこなった。

成果

○地域食堂の開催と参加者の変化

地域食堂ができたことで、引きこもりがちの高齢者が参加するようになった。参加した高齢者から困りごとの相談が増え、支え合いの会の活動につながった。

イベントや工作などを取り入れたことで参加者の滞在時間が長くなり、参加者同士の交流が生まれつつある。

活動開始当初は子どもの参加が少なかったが、地区小学校協働活動推進員の口コミにより、子どもやその両親の参加が増え、多世代交流の場になっている。近隣の認知症高齢者の参加もあり、食後に孫世代の子どもたちと工作を楽しんだり他の参加者との会話を楽しんでいる。

○子どもの見守り活動から居場所づくりへ

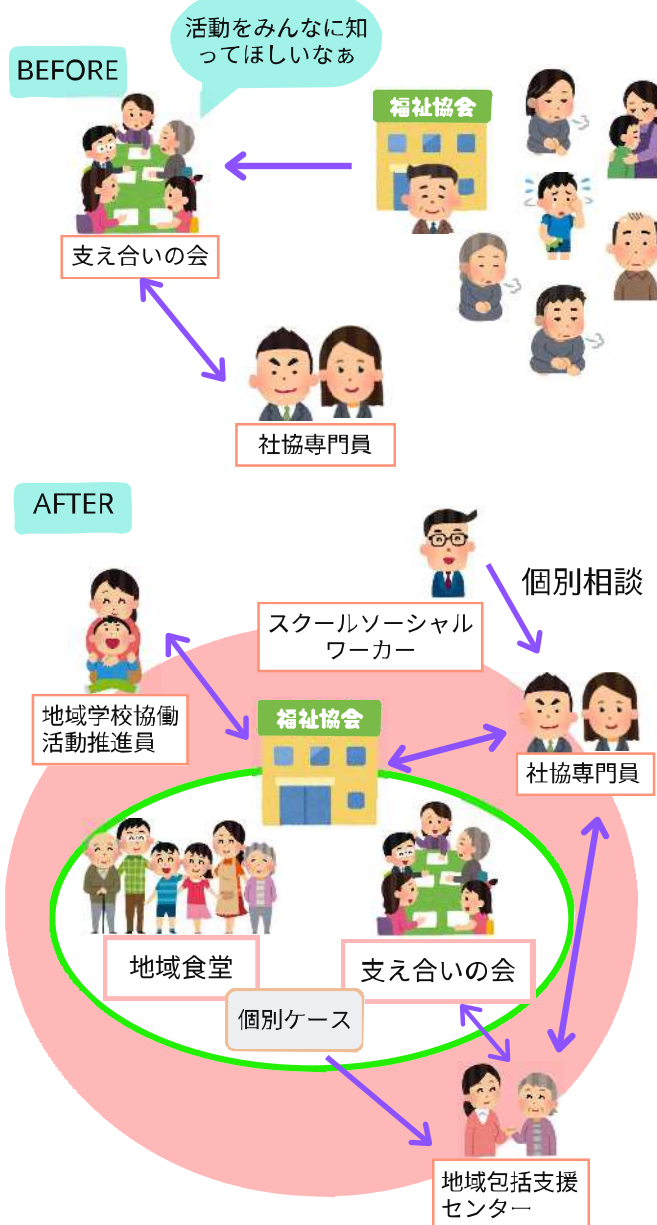
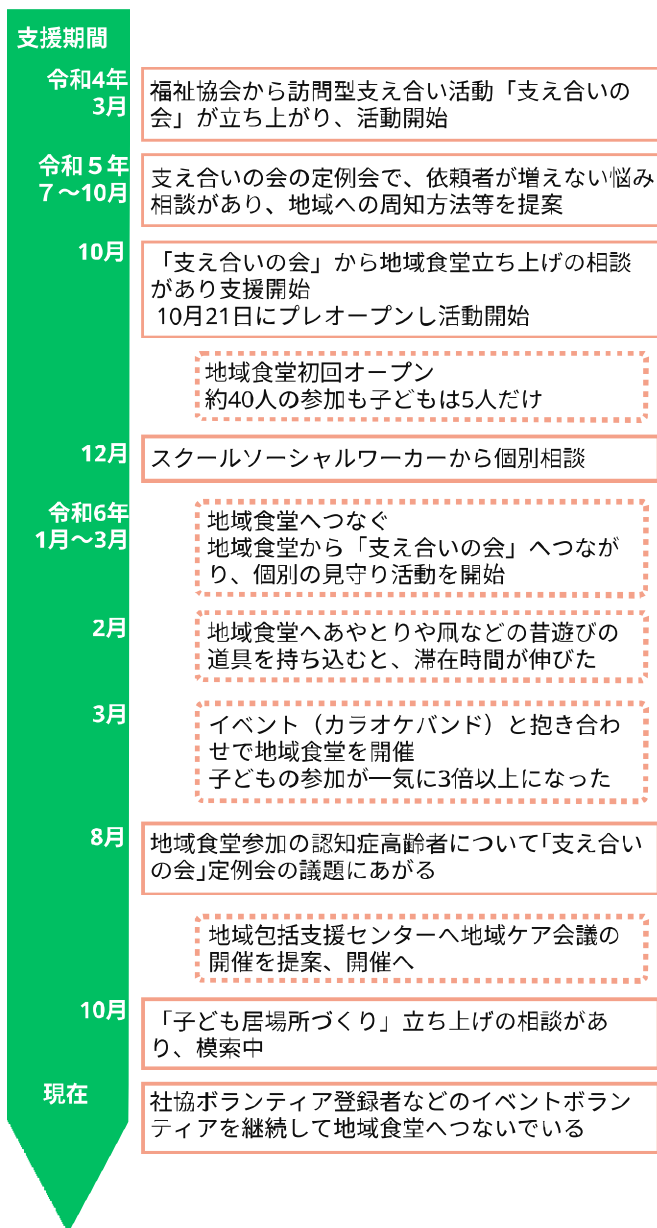
支え合いの会のメンバーがスポーツ教室に通う不登校の子どもの見守りを継続できている。

見守り活動を通じて、支え合いの会の中で子どもの居場所づくりが必要だとする共通認識が生まれた。

○地域ケア会議の開催

認知症高齢者のケースについて、地域ケア会議で地域と専門機関が連携して話し合いの場を持つことができた。

支援の時系列と関係図（延べ活動回数99回）



今後の方向性

〇多世代交流の場の継続とネットワーク構築による活動の活性化

地域食堂による多世代交流の場を継続することによって、福祉協会・支え合いの会とのネットワークを構築し、様々な取り組みの更なる活性化を図っていききたい。また、個別支援が必要なケースや地域課題についても解決に向けた活動を進めていきたい。

〇子どもの居場所づくり

子どもの居場所の必要性についてメンバー間の機運が高まってきたことから、立ち上げの相談があり、放課後の子どもの居場所づくりを現在模索中。

〇地域の様々な取り組みと関係機関との連携

今回のケースでは、認知症高齢者の社会参加や不登校児童の居場所づくりに、地域の様々な取り組みがつながり支援に結びついた結果となった。このような取り組みを継続するには、福祉協会・地域食堂・支え合いの会のネットワークを強化し、関係機関とも相互の情報共有がおこなえるよう支援の輪を広げていきたい。

ボランティアマッチング会を通した 担い手（ボランティア）づくりと 支え合いグループへの支援

状況・目標

地区内で訪問型支え合い活動グループ（※1 以下「支え合いグループ」）が新たに発足し、その代表者から担い手に関する相談を専門員が受けた。

一方で立花地区協議体（※2 以下、「協議体」）では、生活支援サポーター（※3 以下「サポーター」）養成講座を受講したものの、地域の活動と結びついていないことが課題となっていた。

そこで担い手に悩むグループと活動先がないサポーターをつなぐボランティアマッチング会を協議体で開催することを目標とした。

※1 ごみ出しや買い物、掃除などの主に高齢者の簡単な家事支援を無償ないし有償で活動をおこなうグループのこと。

※2 生活支援体制整備事業の中に位置づけられている誰もが住み慣れた街で安心して生活するために地域に何が必要か話し合う場のこと。

※3 尼崎市生活支援サポーター養成講座研修修了者。※1のような高齢者の家事支援を行う人のこと。

専門員の働きかけ

○立花地区内の支え合いグループに協議体への協力依頼と事前アンケートを実施

新たなグループだけでなく、既存の支え合いグループ代表者のもとへ個別に訪問した。協議体の取り組みの説明と協力依頼をおこなうとともに、支え合い活動の課題を聞きとるためのアンケートを実施した。

○支え合いグループの課題に応じた意見交換会の検討と実施

第1回意見交換会で支え合い活動の課題を話し合ったところ、担い手不足の他にも「支え合い活動の理解を得る方法」や「活動先とサポーターの調整をするコーディネート機能の不足」などの課題が見えてきた。まずは、支え合いグループの課題に向き合うことが重要ととらえ、意見交換会（3回）と協議体会議（3回）を交互に実施し、効果的に話し合いができるように丁寧に議題を考えた。

またグループ運営の好事例について情報収集をおこない、他地区のグループにも意見交換会の参加を依頼した。

○オリジナルなマッチング会開催に向けた調整

前例がないことから、会でのマッチング方法（参加者がグループに登録すること）などをいちから思案した。

サポーター養成講座の際にマッチング会参加の呼び掛けをおこなったり、興味をひくチラシの作成や協議体メンバーで広報先を選定し、多くの参加者が見込めるような働きかけをおこなった。

当日はマッチング率を高めるため、スタンプラリー形式で各グループの話を聞くことができるような工夫をした。

また、グループのPRだけでなく新たにグループを立ち上げたいという人の相談ブースを社協と地域活動者が担当し、立ち上げ支援に努めた。

成果

○協議体メンバーと支え合いグループ間のネットワーク構築

複数回の意見交換会からボランティアマッチング会を通して、協議体と支え合いグループの結束を深めることができた。専門員も地区内の支え合いグループに円滑に依頼ができる関係になった。支え合いグループ同士が助け合える関係性をつくる必要があるという意識も芽生えた。

○グループ運営における役割分担表の作成と活用

意見交換会を繰り返しおこなう中、各グループ代表者に負担がかかっていることがみえてきたことからグループメンバーがそれぞれ役割を担う“チーム運営”の方法を専門員から提案し、代表者とともに役割分担表を作成、各グループへ配付した。

また、完成した役割分担表は新たにグループを立ち上げたい人に向けた資料としても活用できるため、マッチング会当日にも配付した。

○市内初のボランティアマッチング会を開催

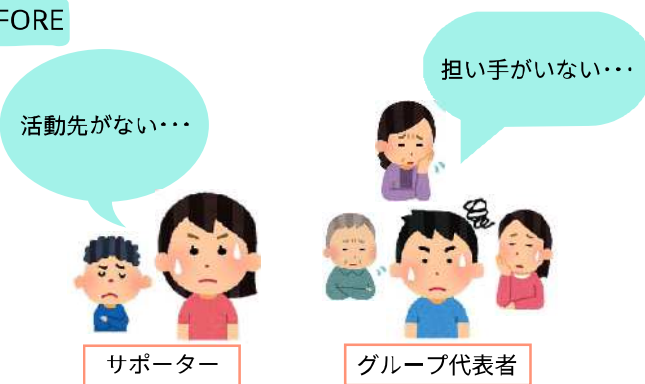
令和6年1月22日に開催した結果、5グループが出席、29名が参加した。工夫の結果、延べ18件の登録につながるなど、高いマッチング率となった。

後日、振り返りの会でマッチングしたボランティアが実際にゴミ出し支援の活動をしているとの報告を受けた。

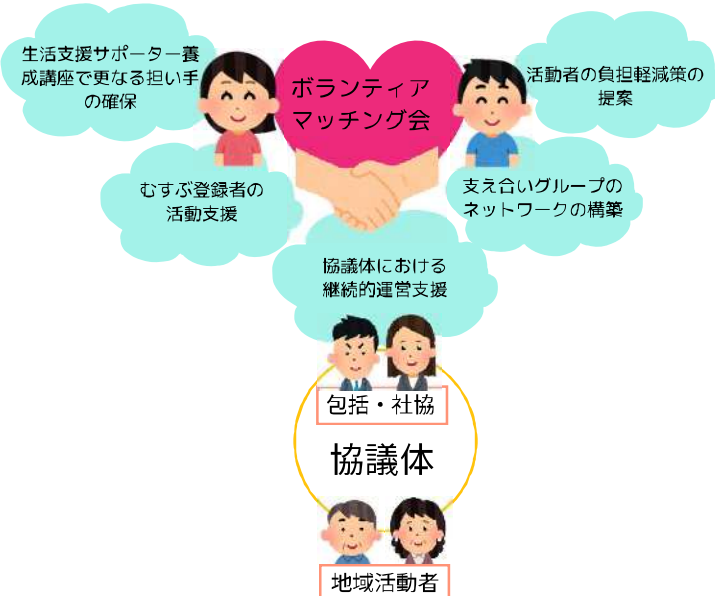
支援の時系列と関係図（延べ活動回数83回）

支援期間	
令和4年	支え合いグループから相談
令和5年 4月	地区内の各グループに協議体取り組みへの協力 依頼及び事前アンケートの実施
5月	協議体会議（アンケートの共有と第1回意見交換 会の内容について）
6月	第1回訪問型支え合い活動グループ意見交換会
	協議体会議（意見交換会の振り返りと第2回の内容 について）
	第2回訪問型支え合い活動グループ意見交換会
8月	協議体会議（意見交換会の振り返りと第3回の内容 について）
10月	第3回訪問型支え合い活動グループ意見交換会
12月	協議体会議（意見交換会の振り返りとマッチン グ会について）
令和6年 1月	各グループとマッチング会の打ち合わせ
1月22日	ボランティアマッチング会 開催 （29名参加、18名登録）
3月	協議体会議 （ボランティアマッチング会の振り返り会）
現在	ボランティアマッチング会の成果を令和6年度の 協議体の取り組みに活かし、より多くの地域資 源の把握のために現在活動中

BEFORE



AFTER



今後の方向性

○地区内のグループへ継続的な活動支援を通じた地域ニーズの対応

継続して各グループへ活動状況や依頼内容を聞き取り、確認することで良好な関係性を維持するとともに、担い手確保に向けた支援や依頼内容を通じた地域ニーズの把握に努める。また、必要に応じて地域包括支援センターと連携を図りながら協議体で地域ニーズを解決できる方法を探っていく。

○多分野の地域資源をもとにした新たなボランティアマッチング会への発展

今後は高齢分野に加え、障害・児童分野の事業所にも協議体への参画を依頼し、多分野にわたる地域資源の情報収集をする。各分野の地域資源（高齢者のサロン、子ども食堂、障がい者の集い場など）から新たな担い手が必要という意見も踏まえ、多分野でのボランティアマッチング会も開催予定としている。

今回のマッチング会では「自分にはできないと思った」というサポーターも一定数いたため、登録につながらなかったサポーターに対しては、新たなマッチング会で多方面の活動先に触れてもらう機会をつくり、地域の担い手として活躍できるように後押ししていく。

✕ £

長期事例

事例 8

安否確認からはじまる 独居高齢男性への生活支援

事例概要

海外に住む娘から、店舗2階に一人で住む父に何日も連絡するがつかないため、社協に安否確認してほしいとの相談があった。地域包括支援センターに確認すると、対象者の店舗を以前から訪問しているが応答しないことが多いことがわかった。

現状確認のため、地域包括支援センターと専門員で店舗を訪問したが留守だった。専門員としては、安否確認に加え、生活課題を抱えていると感じたため、継続的に訪問活動をおこなうこととした。

ある日店舗のシャッターが開いていたため、訪問し、娘からの安否確認の依頼や生活上の困りごとがあるかなどを話すことから始まった。

継続的に訪問を続ける中、携帯電話料金や公共料金の滞納がわかった。料金支払いの付き添いをおこなったことで対象者との関係性が図れ、聞き取りを進める中で次々と生活上の課題がわかった。

支援の流れ

ステップ1 継続的な見守り・訪問

令和 5年 3月 海外に住む娘から父の安否確認の相談。対象者の店舗を訪問するが、シャッターが閉まっており反応がないため、継続的な訪問をはじめめる。

訪問をおこなう中、店舗のシャッターが開いていた時、対象者へ娘からの安否確認と生活課題について話をした。

4月～ 地域包括支援センターと訪問活動を続けるが、留守が続いたため連絡してほしい旨のメモを投函した。隣の店舗店主にも対象者の情報を聞き取った。

メモを見た対象者から地域包括支援センターに連絡があり、専門員と地域包括支援センターで対象者の店舗を訪問。

対象者に携帯電話料金や公共料金などの滞納があることがわかり、料金支払いのための付き添いをおこなった。

今後も安定した生活ができない可能性があるため、しごと・くらしサポートセンターに協力を依頼し、以後、専門員、地域包括支援センター、しごと・くらしサポートセンターで訪問を続けた。

ポイント：一時的な安否確認で終わらず、訪問を継続したことで生活課題が見つかる

ステップ2 関係機関との連携

令和 5年 5月 しごと・くらしサポートセンターと訪問を続ける中、対象者は自身が経営していた店舗での事業ゴミの処分しかしていないため、一般ゴミの出し方を知らずゴミが溜まっていることがわかった。

5～10月 ゴミの量が多く分別できていないため、一時的な保管場所が必要であったことから、連協会長に保管場所の協力を依頼し、快諾を得た。

しごと・くらしサポートセンターや地域包括支援センター、専門員が情報共有し、継続的に訪問をおこない、シャッターが閉まっていることも多いが、部屋の電気などでの安否確認をおこなった。

ポイント：ゴミの一時的な保管場所の確保に地域の協力が得られた

ターニングポイント 新たな協力者として、親戚が現れる

令和 5年10月 対象者がタクシーの無賃乗車をしたため、警察に保護された。警察は、対象者に認知症の疑いがあると判断したため、家族を捜索。捜索した結果、親戚とつながったため、警察が親戚に病院への受診と運賃の支払いを依頼した。

親戚の相談を受けた地域包括支援センターから連絡があった専門員は、地域包括支援センターと共に店舗を訪問。親戚と対象者に医療受診や対象者の今後の生活について話をした。

親戚からも対象者に生活困窮に陥る恐れがあることを説明したが、対象者は黙り込むだけで理解を示さなかった。専門員の説得により、対象者と親戚で保護課に事前相談に行くことができた。

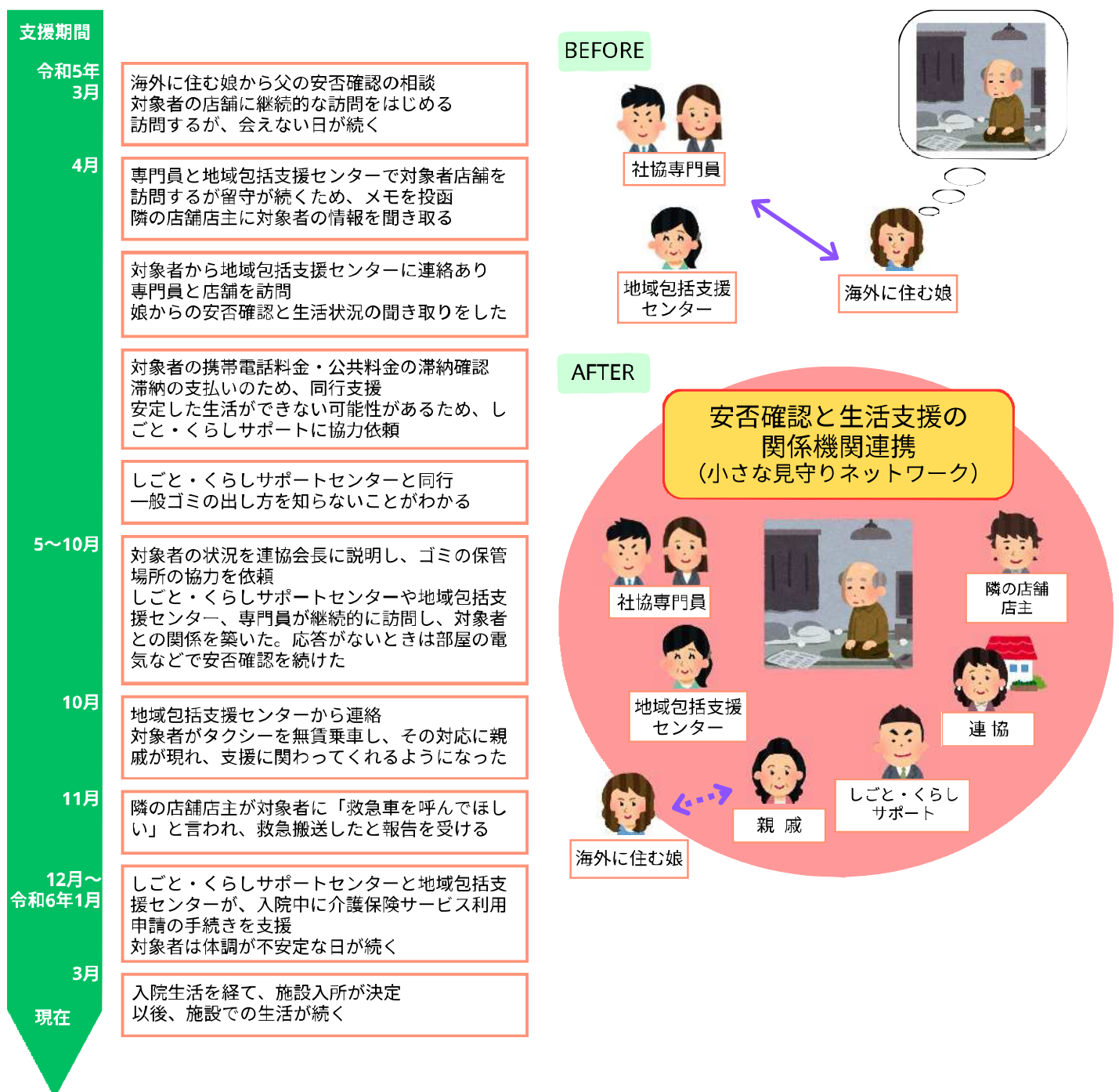
ステップ3 救急搬送され入院。親戚の協力により、支援が進展

令和 5年11月 隣の店舗店主から、対象者が「救急車を呼んでほしい」と言ったので救急搬送したと専門員に報告があった。地域包括支援センターに確認するとしばらく入院することがわかった。
12月～ 入院中の対象者の体調が不安定な日々が続いていたため、しごと・くらしサポートセンターと地域包括支援センターが、今後の生活に向け介護保険サービス利用申請の手続きを親戚と一緒に進めた。
令和 6年 1月

現在 施設入所で安定した生活

令和 6年 3月 入院生活を経て、在宅での生活が困難となったため、施設入所が決定。以後、対象者は施設での安定した生活が続いている。

支援の時系列と関係図



まとめ

成果・改善したこと

■一時的な安否確認で終わらず、見守りを続けたことで、生活課題が判明した【伴走型支援の実施】

海外に住む娘からの安否確認の相談により、しばらく訪問を続けた結果、対象者との関係性が図れ、様々な生活課題の相談を受けることができた。

■関係機関の情報共有と緊急時の対応【小さな見守りネットワークの構築】

関係機関が部屋の電気がついていたりどこかで見かけたなどの安否確認の情報を互いに共有し合うことで、断片的にはあるが対象者が昼夜逆転傾向にあることなどの生活実態を確認することができた。

対象者の救急搬送など緊急時すぐに関係機関がそれぞれの役割で対応できるよう、関係機関の小さな見守りのネットワークをつくった。

対象者が警察に保護された時には親戚が現れたことを関係機関で情報共有した。また、救急搬送された時は、隣の店舗店主から情報提供された。親戚と地域包括支援センター、しごと・くらしサポートセンターが連携し、介護保険サービス利用申請の手続きを経て、施設入所に至る結果となった。

■ゴミ保管場所に関する地域の協力【地域との関係性構築】

対象者はこれまで事業ゴミでしかゴミの処分をしたことがなく、一般ゴミの出し方を知らないことから一度に捨てられないゴミの量が溜っていた。捨てるには一時的なゴミの保管場所が必要なことから、専門員が連協会長に働きかけることで、ゴミの保管場所を確保するなど地域の協力を得ることができた。

専門員の思いとこれから目指すもの

この事例では、関係機関が情報共有を図り、対象者との関わりが少しずつ進む中、突発的な出来事によって新たな支援者（親戚）が現れたことで、支援が進む結果となった。

この事例以外で対象者と関わりにくい場合であっても、関係機関が情報を互いに共有し合うことで、対象者の断片的ではあるが生活実態を確認することはできる。断片的な生活実態を確認するための小さな見守りのネットワークをつくることで、突然の救急搬送などの緊急時にすぐに関係機関がそれぞれの役割で対応することができる。

潜在的な福祉課題を抱えた事例に対し、関係機関で小さな見守りネットワークを構築し、課題解決に取り組んでいけるよう働きかけていきたい。

事例9

社会とのつながりが築きにくい青年たちの社会参加

事例概要

不登校を経験し、就労するも退職。ひきこもりがちな青年Aさんに対し、社会とのつながりづくりのきっかけとして、専門員が中心となり、生涯学習プラザで月1回、紙資源整理のボランティア活動の支援をしていた。

その後、ユース相談支援事業所（※）からの依頼や専門員が以前から把握していた青年、子ども食堂の代表者から若者と関わることのできる居場所を探している青年など、新たに5人が活動に参加することになった。

現在、社会参加を目標として紙資源整理・生涯学習プラザの雑草抜きなどのボランティア活動の継続を支援している。

※ユース相談支援事業所・・・ひきこもりやそれに近い状態にある中学3年生からおおむね29歳までの本人および家族に対し、一人ひとりの状態に応じた支援を提供する事業所

支援の流れ

ステップ1 ボランティア活動の開始と新たな仲間

令和 3年 2月～ 当初、ひきこもりがちな青年Aさんの社会とのつながりづくりのため、紙資源整理のボランティア活動を支援していた。その後、ユース相談支援事業所からの依頼で青年Bさんと専門員が以前から把握していた青年Cさんが活動に参加するようになった。

ステップ2 居場所の立ち上げ

令和 4年 8月～ 青年達が活動後にすぐに帰宅することから、専門員より気楽に話ができる居場所の立ち上げを提案した。青年達が意欲的であったため活動後に話をする時間（30分～1時間）「居場所」を設けた。専門員がコーディネートし、青年達同士で自発的に交流が生まれるよう話す機会をつくった。これまで活動中は互いに交流する場面が少なかったが、居場所立ち上げ後は、会話や談笑をする場面がみられるようになった。

ポイント：青年達の意思を尊重して進めたことで、話しやすい雰囲気ができた

ターニングポイント ボランティア活動を通じた社会参加

令和 4年 10月 専門員から青年達に地域まつり当日の赤い羽根共同募金のブース（ガチャポン）を手伝ってもらえないか働きかけた。地域まつり当日、青年3名がボランティアとして参加した。今回の新たなボランティア活動が、青年達にとって自分たち以外の人との関わりとなったことから、社会とつながるきっかけとなった。また、イベントを無事に終えることができた達成感を得たことで青年達のやりがいにつながり、ボランティア活動に対して以前より意欲的になった。

ステップ3 専門員を通じた良好な関係性の構築維持

令和 5年 1月～ 子ども食堂の代表者から若者と関わることのできる居場所を探している青年Dさん、また5月からユース相談支援事業所の依頼で青年Eさん、青年Fさんがボランティア活動に加わる。青年達が6人に増えたことで、青年の一人が他のメンバーとなじみにくい状況が生まれた。はじめは緊張していたこともあり会話がなかったが、専門員も居場所に参加し、回数を重ねていくことで仲が深まり、少しずつ会話が増えてきた。

ポイント：新たなメンバーが増えるたびに、良好な関係性を維持できるよう配慮した

ステップ4 地域まつりを通じたボランティア活動

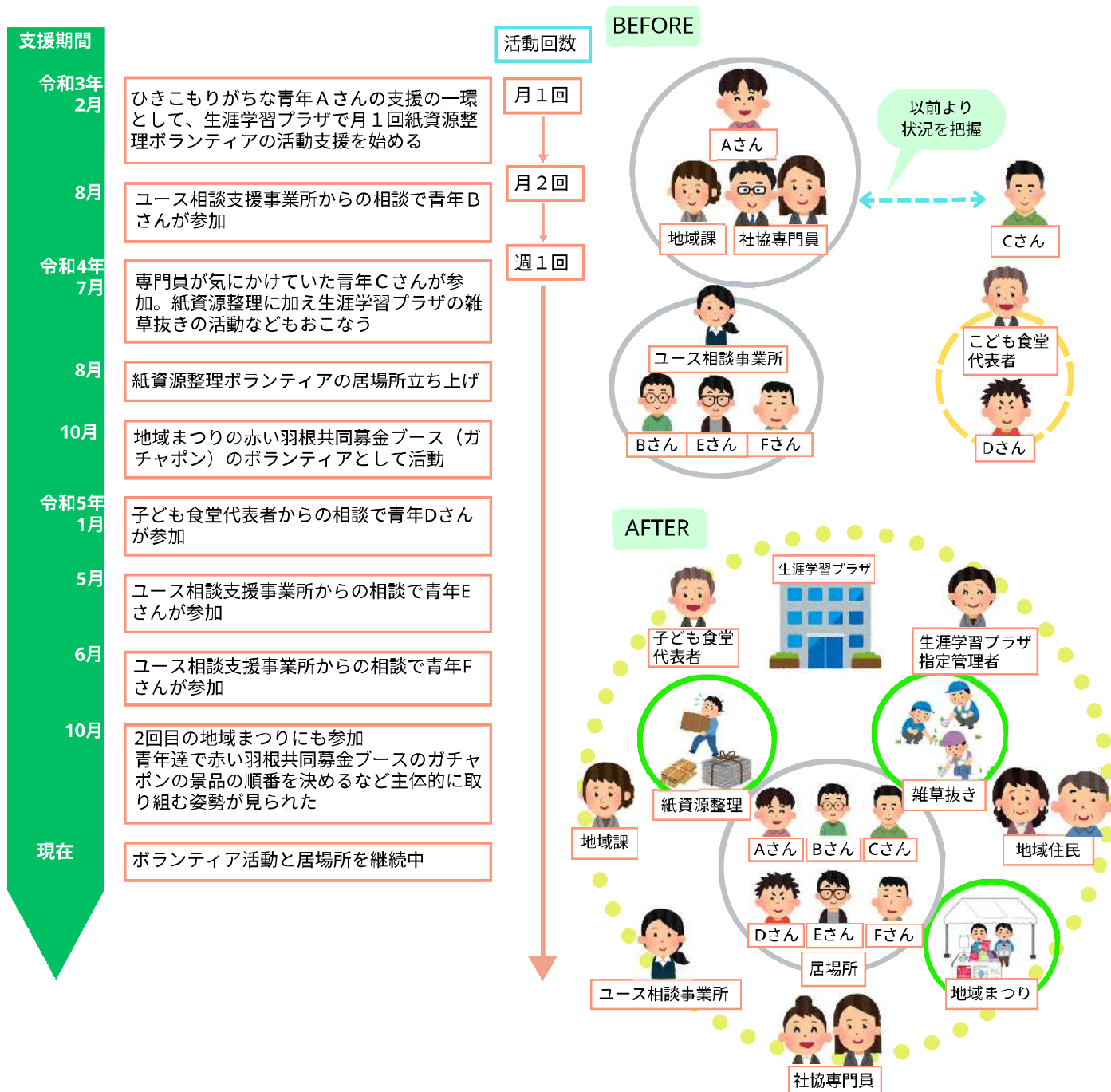
令和 5年 10月～ 2回目の地域まつりに赤い羽根共同募金のブースのボランティアとして青年4名が参加。
まつりのブース運営について、事前に自分達でガチャポンの景品の順番を決めるなど主体的に取り組む姿勢が見られた。

ポイント：地域まつりのボランティアを通して青年たちの成功体験を増やすことができた

現在 ボランティア活動・居場所の継続と新たなチャレンジに向けた支援

青年達による紙資源整理などのボランティア活動継続や自分自身の心情を気軽に話せ、リラックスして過ごせる居場所を維持するとともに、専門員として「仲間で何かしたい」という青年達の意思を尊重した自発的な活動も支援していく。

支援の時系列と関係図



まとめ

成果・改善したこと

■ 青年たちの仲間意識の向上【ピアグループの形成】

毎週生涯学習プラザに集まる中、ボランティア活動やメンバーとの会話を通して青年達の連帯感、信頼関係が深まり、安心感のある良好な関係性が構築ができた。

■ 社会参加に対する青年たちの心の変化【グループによる社会参加】

地域まつりでの赤い羽根共同募金ブース（ガチャポン）のボランティア活動をおこなう中で地域住民と多く関わり、地域貢献できたことが青年達のボランティア活動のやりがいにつながった。

毎週の活動についても、主体的にみんなで役割分担を決めるなど、連携し取り組むことができている。

また、ボランティア活動を通して少しずつ自信を取り戻した結果、仲間同士で働くことに関する会話が出るなど、就労への意識が高まってきている。

専門員の思いとこれからの目指すもの

青年達自身の心情や悩みだけでなく、他愛ないことも話せる場をなくさないためにもボランティア活動と居場所を今後も継続していく。また、ユース相談支援事業所等の対象外の年齢である方については、引き続き事業所からの相談を受け、この活動の場を活用して受け入れる仕組みを構築することで、切れ目のない支援につなげていきたい。

ボランティア活動やイベント出店の協力を通して「仲間との交流を続けたい」「他の方の支援になれば」「何か他のこともできれば」などの青年達の意向を尊重し、自発的な活動につなげていきたい。

またボランティア活動を継続する中で、青年達が自分自身に自信を持ち、次のステップとして就労につながるよう寄り添っていく。

将来的には、青年達が社会とのつながりが築きにくいと感じる人達に対し、経験者として相談・アドバイスができるような身近な支援者になってもらいたいと考えている。

✕ £

生活支援 コーディネーターの 取り組み

1 中央地区

取組概要

孤独・孤立しやすい独居高齢者へのアプローチを考える

- ① 「KIYOTTE中央（クローズ型）」の開催
- ② 「KIYOTTE中央（全体会）」の開催
- ③ 竹谷小学校区（竹谷・北竹谷・中央自主防災会）合同防災訓練の参加

○取組の対象・関係者

（中央くらし・つどい隊）介護支援センター ジョイ尼崎、相談支援センターことは、総合老人福祉センター、中央地域課、地域包括支援センター、社協

○取組内容

(1) 「KIYOTTE中央（クローズ型）」

孤独・孤立しやすい独居高齢者を対象に「KIYOTTE中央（クローズ型）」（来てみて寄ってみたいの意）を昨年度より拡充し実施。ふれあい喫茶の体験を通して、地域団体（社協・民協）・協議体メンバーが参加者から生活実態などを聞き取りながら、孤独・孤立しやすい独居高齢者へのアプローチを検討する場として、依存症回復施設が運営する喫茶店「小さな喫茶いちご」、南出屋敷会館、難波福祉会館分館で開催。3月には城内・開明地区を対象に実施予定。

(2) 「KIYOTTE中央（全体会）」

「KIYOTTE中央（全体会）」は地域の支え合い活動の基盤であるふれあいサロン・百歳体操・老人給食グループの運営ボランティア・社協の単協会長や民生児童委員を対象に孤独・孤立しやすい独居高齢者の対応を考える研修会として開催。

(3) 竹谷小学校区（竹谷・北竹谷・中央自主防災会）合同防災訓練の参加

孤独・孤立しやすい高齢者や障害者にどのように関係機関や地域が対応できるかを考える機会として、地域の防災訓練に参加。

○取組経過

令和6年5月

地域福祉ネットワーク会議メンバーの会議運営の整理のため、住民代表として参画していた尼崎社会福祉協議会中央支部と本庁地区民生児童委員協議会を協力団体とした。昨年度の振り返りと今年度の開催について協議し、クローズ型と全体会を継続開催することを決定。

7月

クローズ型を依存症回復施設リカバリハウスいちごの協力を得て、「小さな喫茶いちご」で開催することで調整。クローズ型を4回開催することに決定。全体会はグループワークを主体とした内容の研修会を検討。

9月

クローズ型（小さな喫茶いちご）を開催。

11月

クローズ型（小さな喫茶いちご）の振り返り。クローズ型（南出屋敷会館）の打合せと全体会の詳細内容の打合せ。クローズ型（南出屋敷会館）の開催。

令和7年1月

クローズ型（南出屋敷会館）の振り返り。クローズ型（難波福祉会館分館）の打合せと全体会の最終打合せ。クローズ型（難波福祉会館分館）の開催。

2月

「KIYOTTE中央（全体会）」の開催。

3月

クローズ型（城内・開明地区）開催予定。



KIYOTTE中央クローズ型
（小さな喫茶いちご）



KIYOTTE中央クローズ型
（難波福祉会館分館）



KIYOTTE中央（全体会）
（中央南生涯学習プラザ）

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）開催状況

テーマ：住民同士支え合い・助け合いのできる地域づくりをすすめる

コアメンバー会議（隔月1回） ネットワーク会議（隔月1回）

会議メンバー：介護支援センター ジョイ尼崎、
相談支援センターことのは、総合老人福祉センタ
ー、中央地域課、地域包括支援センター、社協

○コアメンバー会議（4月18日、6月20日、8月
22日、10月17日、12月19日、2月20日）

○地域福祉ネットワーク会議（5月23日、7月18
日、9月19日、11月21日、1月16日、3月18日）

- ・今年度の取組について
- ・構成メンバーについて（確認）
- ・KIYOTTE中央（クローズ型・全体会）につい
て（クローズ型 4回／全体会 1回）
- ※ コアメンバー会議を受けて地域福祉ネッ
トワーク会議で取り組みを具体化



ネットワーク会議

「KIYOTTE中央（全体会）」（年1回）

2月26日「KIYOTTE中央（全体会）」開催

地域のボランティア運営者等を対象に孤独・
孤立しやすい独居高齢者に向けた地域でできる
ことを検討するグループワークを実施。

詳細については前頁を参照。



KIYOTTE中央（全体会）（中央南生涯学習プラザ）

「KIYOTTE中央（クローズ型）」（年4回）

9月25日（小さな喫茶いちご）

依存症回復施設リカバリハウスいちご尼崎
が地域の方が集まる場をつくりたいという思
いに応える形で運営する喫茶店「小さな喫茶
いちご」で開催。

11月29日（南出屋敷会館）

1月28日（難波福祉会館分館）

3月19日（城内・開明地区）開催予定。

詳細については前頁を参照。

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）の課題・方向性

孤独・孤立しやすい独居高齢者へのアプローチをテーマに地域包括支援センターから支援に関わる独居高齢者に声掛けし、クローズ型でふれあい喫茶を拡充して開催（年4回）。今年度は連協会長や民生児童委員にも参加依頼し、協議体メンバーと地域団体が互いに支援について話を聞くことができたことで気付きが多く、良い機会となっていることから、次年度以降の継続実施については要検討。

全体会は、地域活動の運営者に対して、孤独・孤立しやすい独居高齢者に気付き、支援が必要な場合は速やかに支援機関に連絡できるよう働きかける目的と体操等の活動において、体操をしない方もその場所に集まれる取り組みができないかを考える機会としている。

以前には地域活動に参加していた独居高齢者が加齢や体調により参加しなくなったケースも多く、運営している方も加齢に伴い現在の活動ができなくなるため、活動そのものの継続が難しくなることから、体操しなくても集まれる場の検討を促していく。

地区の成果、今後の課題と方向性

○クローズ型の取り組みは、協議体の各団体・個人が独居男性高齢者の日常や興味関心などをどのように地域福祉活動につなげていけばよいかを改めて確認と理解する機会となっているため、継続実施に向けて検討していく。

○全体会の取り組みについては、実施後、地域に向けて孤独・孤立しやすい独居高齢者を見つけ、見守る活動を広げていくための検証を振り返りで行い、継続協議していく。

○孤独・孤立しやすい独居高齢者へのアプローチとして、防災と見守りを地域団体に働きかける取り組みとなるよう協議体運営を続けていく。

2 小田地区

取組概要 (1) シチュエーションカードの地域での活用 (2) 生活支援ボランティアグループの立ち上げに向けた取り組み

○取組の対象・関係者

対象者：杭瀬団地連協、小田地区民協ブロック（長洲・浜第一・杭瀬団地）、杭瀬団地連協圏域 在住者
関係者：地域包括支援センター、杭瀬福成園、重層的支援推進担当、社協

○取組内容

昨年度より活用検討をしていた、複合課題事例を通して地域住民や活動者などの視点から「何ができるか」を考えるツールである「事例カード（シチュエーションカード）」を2地区の民協ブロック研修で活用。地域活動者に対する相談先に関する知識提供や専門職との関係構築や互いの役割などに関する理解につなげることができた。

新たなテーマとして、生活支援ボランティアグループの立ち上げ・養成に向けて取り組むこととなった。また、小田地区にて今後取り組みを拡げていく上で、モデルの必要性が挙げられ、生活支援に係る課題やニーズを確認・想定した上で、杭瀬団地連協圏域をターゲットに選定し、進めていくこととなった。

○取組経過

令和6年4月
～5月

シチュエーションカードの民協での活用に向け、意見交換。

6月

シチュエーションカード、長洲及び浜第一ブロックでの研修で活用。

新たな取り組みテーマについて、協議。

生活支援体制整備事業の趣旨を再確認の上「生活支援ボランティアグループの立ち上げ・養成」をテーマに設定した。

7月

新テーマについて、協議。

取り組みモデルを作り、それを参考に小田地区全体で取り組みを拡充していく方針となった。

また、モデル地域として「杭瀬団地連協圏域」を選定した。さらに、団地住民の支援ニーズに則した取り組みになるよう、住民向けのアンケート調査を実施することとなった。

8月
～11月

アンケート案について、協議し完成。また、杭瀬団地連協での住民向け講座などでアンケート収集。意見をもとに協議した結果、「ゴミ出し」を主な支援テーマとして取り組むこととなった。

12月
～現在

ボランティア養成を行う上で、コアメンバー自身がグループ立ち上げや運営の事例を知らないことやイメージが無いことが課題として挙げた。

令和7年1～2月に既存のボランティアグループなどに依頼し、研修会を実施することとなった。



民協ブロック研修での
シチュエーションカード 活用



杭瀬団地へのアンケート依頼・調査

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）開催状況

テーマ：①シチュエーションカードを通した、地域と専門職の相互理解
②生活支援ボランティアグループの立ち上げ・養成

コアメンバー会議（月1程度）

会議メンバー：地域包括支援センター、杭瀬福成園、重層的支援推進担当、社協

コアメンバー会議（4月15日、5月24日、6月28日、7月30日、8月23日、9月26日、10月24日、12月26日、2月26日、3月18日）

- ・民協ブロック研修（シチュエーションカード）に向けての役割及び資料確認
- ・新たな取り組みテーマについて意見交換
- ① モデル地区の選定
- ② 生活支援ニーズの把握方法について
- ③ アンケート案の検討・結果分析
- ④ ボランティア養成の方法について
- ⑤ コアメンバーの生活支援ボランティアへのイメージ醸成について など

全体会（年度1回程度）

参加者：コアメンバー、民協ブロック（長洲、浜第一）

- 民協ブロック研修でのシチュエーションカード活用
※各ブロックにて1回ずつ実施。
- （内容）
- ・コアメンバーとの意見交換を兼ねたグループワーク
- ・各専門機関の業務内容周知（狙い）
- ・個別ケース事例を通して、民生児童委員や地域活動者として出来る事がし
- ・高齢者に限らない、複合事例の周知
- ・各専門職の業務及び民生児童委員の役割を知る事での、相互理解促進

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）の課題・方向性

課題としては、ボランティア養成をおこなう上でコアメンバー自身が生活支援ボランティアへの理解や知識が浅い。既存グループからの説明による研修会を予定しており、イメージ醸成につなげていきたい。

また、ボランティアの担い手候補についても協議し、ターゲットを選定する。杭瀬団地連協及び杭瀬団地地区民協ブロックへのアンケート依頼を通して、ターゲット地区においてニーズだけでなく活動への関心を示す意見も若干確認できている。その他、近隣企業で定年を迎えた方や、2月に小田地区で実施した「生活支援サポーター養成講座」への参加者など、有望なアプローチ先を確認の上、養成方法を考えていきたい。

地区の成果、今後の課題と方向性

- 新たなコアメンバーとして「杭瀬福成園」を加え、障害分野に係る専門職とともに協議できるようになった。それに伴いシチュエーションカードの事例内容にも障害に関する内容を追加したため、より幅広い分野や課題を考えられるツールとなった。
- 新たな取り組みテーマを選定することができた。また、「生活支援ボランティアグループの立ち上げ・養成」という生活支援体制整備に直接的に関わる内容を選定できた。
- 生活支援ニーズに係るアンケートを実施したことで、具体的な根拠を元にボランティア養成を進められている。
- 「小田地区内での生活支援等を支え合えるネットワークの構築」という長期的な目標を設定することができた。将来的には杭瀬団地をターゲットにした取り組みをモデルや参考にし、次のステップを検討する。
- コアメンバー会議で社協だけでなく他メンバーからの意見も元にした取り組みを進めることができたため、メンバーからも「少しずつではあるが毎回前進している実感がある」という感想が挙がっている。
- 毎コアメンバー会議で、各メンバーから業務における課題などを会議の議題として挙げている。例として、包括が対応できない複合課題の検討や重層的支援推進担当を介した新たな支援方針の決定につながった。
- 杭瀬福成園が参画したものの、協議内容が高齢者支援に偏っており、障害分野や同施設の強みを活かせる議論があまりできていない。
- 今後も令和6年度のように、コアメンバーが意見を出し、メンバー全員で取り組みを進める運営を継続し、当事者意識の醸成につなげていく。

3 大庄地区

取組概要

専門職の連携強化・悩みの共有の場づくり
地域課題に関する勉強会の開催

○取組の対象・関係者

スクールソーシャルワーカー、地区内相談支援事業所、地域包括支援センター、大庄地域課、社協

○取組内容

昨年度に引き続き、日頃地域住民の支援に取り組んでいる専門職が集まり、日頃の業務についてお互いの理解を深め、情報共有をおこなうことを目的に協議体を開催した。

高齢、障害、児童分野それぞれの業務の中で生まれる悩みや地域に必要と感じる資源などについて共有をおこなった。

また、それぞれの分野の専門職が地域で活動している中で課題と感じている『発達障害』をテーマに勉強会を実施し、協議体メンバーが理解を深めるだけでなく、地域活動者への理解の啓発をおこなった。

○取組経過

令和6年5月

第1回 大庄地区協議体コアメンバー会議開催。

大庄地区の地域課題や福祉課題などについて学ぶことができる勉強会の実施に向けて検討していくこととなった。

12月

第2回 大庄地区協議体コアメンバー会議開催。

勉強会の実施に向けて内容や実施方法を検討。

協議体コアメンバー会議の中で毎回発達障害についての話題が上がっていたことから『発達障害』をテーマに勉強会を実施することとなった。

2月

勉強会開催

こども相談支援課による『発達障害についての基礎知識・こどもとのかかわり方』についての出前講座を受講し、大庄地区で発達障害の子を育てている保護者にゲストスピーカーとして参加してもらい、地域での子育てで課題に感じることなどを話してもらった。

協議体メンバーだけでなく、地域活動者にも参加を呼び掛けた。

3月

第3回 大庄地区協議体コアメンバー会議開催。

2月に実施した勉強会の振り返りをおこなったほか、次年度の取り組みについて検討した。

つどい場通信発行

これまでは高齢者向けの居場所などを紹介してきたが、今回からボランティア活動・地域活動の場としての居場所を特集することとなった。



勉強会の様子



コアメンバー会議の様子

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）開催状況

テーマ：①担い手の発掘及び育成
②地域のつながり・支え合いづくり
③専門職の連携強化・悩みの共有の場づくり

コアメンバー会議（3回/年） 勉強会（1回）

会議メンバー：スクールソーシャルワーカー、
地区内相談支援事業所、地域包括支援センター、
大庄地域課、社協

○コアメンバー会議（5月29日、12月11日、
3月18日）

- ・自己紹介
- ・普段の業務について
- ・令和6年度協議体について
- ・勉強会の実施について
- ・つどい場通信の発行について
- ・次年度の取組について

○発達障害についての勉強会（2月20日）

- ・講師にこども相談支援課を招き、発達障害のあるこどもとのかかわり方について学び、地域での活動に活かすことを目的に実施。
- ・講座受講後に発達障害の子を持つ親をゲストスピーカーに大庄地区内での子育てについて意見交換を実施し、発達障害への理解を深めた。
- ・協議体メンバーだけではなく、地域での子育て支援活動をしている活動者（見守りボランティア・こども食堂ボランティア等）にも声掛けをおこない、地域での理解促進を図った。

大庄ささえ隊協力会員打ち合わせ（2回） ボランティア研修会（1回）

参加者：大庄ささえ隊、地域包括支援センター、
大庄地域課、社協、大庄ささえ隊・協力会員、
介護関係事業所

○大庄ささえ隊打ち合わせ（6月24日、3月13日）

- ・活動報告・活動内容の共有
- ・令和5年度会計報告
- ・活動内容についての検討
- ・研修テーマについて

○介護保険勉強会（11月20日）

- ・地域包括支援センター職員を講師とし、介護保険制度や介護保険サービスの利用方法について学ぶ機会とした。
- ・ボランティア募集を兼ねて協力会員以外でも受講可能にすることで大庄ささえ隊の周知を図った。

※大庄ささえ隊：大庄地区の地域福祉ネットワーク会議で立ち上げ支援を行った訪問型支え合い活動のグループ



介護保険勉強会

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）の課題・方向性

大庄地区について知ることができる勉強会の実施を年度当初より検討していたが、テーマを絞って実施したほうが地域での理解や啓発につながるのではないかと意見があったため、今年度は『発達障害』についての勉強会をおこなった。

コアメンバーが関心を持つテーマごとに勉強会をして終わりではなく、その後につながるような仕掛けを協議体内で検討していく必要がある。

地区の成果、今後の課題と方向性

○今年度、協議体コアメンバー会議の新たな取り組みとして勉強会を開催した。次年度以降もテーマごとに勉強会を実施し、協議体が考える福祉課題についての理解・地域への啓発を図っていく。

○令和4年に発足した大庄ささえ隊については活動開始から3年目を迎え、1年以上活動が続けている依頼もある。しかし、新規の相談が少ないことや相談があっても対応が難しいケースなどもあり、実際に活動しているボランティアは少ない。

ささえ隊参画メンバーのモチベーションが下がらないよう活動支援をしていく必要がある。

4 立花地区

取組概要

地域のお宝さがし、お宝マップ作りをすすめよう

○取組の対象・関係者

地域活動者、地区内の障害分野の事業所、地域包括支援センター、尼崎地区ＢＢＳ会（学生ボランティア）、立花地域課、社協

○取組内容

昨年度、高齢者の生活支援を支える訪問型支え合い活動グループの活性化を狙い意見交換会を重ねたところ、「活動の理解」「担い手の育成」「担い手不足」の課題が見えてきた。そこで、課題を解消するために「ボランティアマッチング会」を開催しグループとボランティア希望者を結びつけることができた。しかし、さらに多くのマッチングをするためには地域住民へ更なる地域活動の紹介を行い、地域に愛着をもってもらうアプローチが必要との気づきがあった。

その点をふまえ、地域活動を地域の「お宝」と見立てて児童や障害の関係機関を新たに加えた協議体メンバーでお宝の情報収集と共有をおこなった。そして、今年度の集大成として集めた様々なお宝をボランティア希望者や地域住民に紹介し結びつける昨年度よりパワーアップした「ボランティアマッチング会」を開催することとなった。

○取組経過

- 令和6年5月 協議体コア会議
（今年度の取り組み内容と新たな協議体メンバーの協議をする）
- 6月 新たな協議体メンバー候補に参画依頼
- 7月 協議体拡大会議（新たな協議体メンバーの顔合わせ／地域のお宝の情報を共有）
- 9月 協議体拡大会議（地域のお宝の情報を共有）
- 11月 協議体拡大会議（地域のお宝の情報を共有／ボランティアマッチング会の開催について）
- 12月 協議体拡大会議（ボランティアマッチング会について）
- 令和7年2月 協議体拡大会議（ボランティアマッチング会について）
- 3月 ボランティアマッチング会



協議体拡大会議



ボランティアマッチング会



地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）開催状況 名称：見つけよう広げようたちばなネットワーク

テーマ：地域のお宝さがし、お宝マップづくりをすすめよう

コアメンバー会議 拡大メンバー会議（随時）

会議メンバー：地域活動者、チャレンジコヤリバ、塚口福成園、地域生活支援センターポルタ、あまーち、尼崎地区BBS会、地域包括支援センター、立花地域課、社協

○コアメンバー会議（5月31日）

- ・今年度の取り組みと目的について共有
- ・新たな協議体拡大メンバーについて

○拡大メンバー会議（7月22日、9月18日、11月18日、12月16日、2月12日）

- ・地域のお宝情報の共有
- ・ボランティアマッチング会について

ボランティアマッチング会（1回）

参加グループ：えいらく亭カフェ、水堂サポート、グラウンドゴルフ、男の料理教室、ジョブリンクAMA、老人給食グループ、あふりば生活サポート、阪神シルバーホットワーク、ご近所さん、かくれ家YOKA、社会福祉法人福成会

参加者：生活支援サポーター（立花地区在住・在勤）、社協立花支部むすぶ登録者、チームオレンジ尼崎サポーター、地域の企業・会社の定年退職者前の人

○ボランティアマッチング会（3月11日）

- ・本日の趣旨説明
- ・参加部門、担い手部門グループのPRタイム
- ・各グループのブース訪問タイム
- ・アンケート回収

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）の課題・方向性

今年度は従来のメンバーに加え、障害分野の事業所と児童分野の地域活動者、さらには社協と同じく地域とつながりをもっている立花地域課も参画し、多分野のメンバーで本テーマに取り組んだ。来年度も同じメンバーで取り組み、地域のお宝さがしだけでなく、それぞれの団体が抱えている問題も共有しながら多分野の視点で話し合いができるような協議体づくりをおこなっていく。

地区の成果、今後の課題と方向性

- 今年度の成果としては、多分野の関係機関が参画したことで幅広いお宝（地域資源）を抽出することができた。それを活かし、多分野にわたるボランティアマッチング会を開催した。その結果、当日の参加者は41名、マッチング数（参加者が地域のお宝につながった件数）38件という住民の地域参加において目覚ましい成果を残すことができた。
- 多くのお宝の情報収集に成功した一方で、高齢分野の情報に偏りがあり障害や児童に関するお宝の情報を充実させることが今後の課題である。
- 課題解決に向けて、来年度も児童・障害・子育て世代などに関するお宝の情報収集を引き続き精力的におこなっていく。また、今年度のマッチング会の参加者には退職前の会社員もターゲットとした。退職から切れ目なく地域活動の参加を推進することが担い手養成につながることに期待し、マッチング会で見えた課題も踏まえ、今後も地域にアプローチする方法を模索していく。

5 武庫地区

取組概要

「わが町つどいば 再発見！」の開催

○取組の対象・関係者

対 象：つどいばの運営者（ふれあいサロン、ふれあい喫茶、いきいき百歳体操、老人給食、こども食堂）、連協会長、民生児童委員、障害者施設の関係者

関係者：地域福祉ネットワーク会議メンバー：地域活動者（民生児童委員、保護司、ふれあいサロン、訪問型支えあい活動運営者）、相談支援事業所、地域総合センター、地域包括支援センター、武庫地域課、重層的支援推進担当、社協

○取組内容

企画会議の中で、武庫地区の高齢・障害・児童分野のつどいばを地図に落とし込む地域資源マップづくりが提案された。企画会議で実施内容を協議し、「わが町つどいば 再発見！」は武庫地区のつどいばを把握・共有し、作成した地域資源マップからどんな発見があるかをテーマとして開催した。新たに地域との関わりが多い「民生児童委員」や「障害者施設の関係者」にも参加を呼びかけ、ほかの地域活動者やボランティアも含め交流を図った。

○取組経過

令和6年4月	企画会議（つどいば交流会について）	
5月	コア会議（今年度の取り組みについて）	
6月	企画会議（会館利用について）	※6月～8月：つどいば交流会と会館の活用方法について議論した結果、改めて武庫地区の地域資源を把握することが決定した。
7月	企画会議（つどいばについて）	
8月	企画会議（会館利用について）	
9月	企画会議（地域資源マップづくり）	※9月：企画会議メンバーで、地域資源マップづくりのデモンストレーションを実施。
10月	企画会議（地域資源マップづくりについて）	
11月	企画会議（地域資源マップづくりについて）	
12月	企画会議（「わが町つどいば 再発見！」について）	※12月：地域福祉ネットワーク会議全体会名が決定した。
令和7年1月	企画会議（「わが町つどいば 再発見！」について）	
2月	「わが町つどいば 再発見！」開催。	



わが町つどいば 再発見！

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）開催状況

テーマ：住民主体の支え合いができる地域づくり

役割：住民主体の支え合いができる地域を目指して話し合い、実現に向けた企画を実行する

コア会議・企画会議（月1回）

会議メンバー：地域活動者4名、相談支援事業所、地域総合センター、地域包括支援センター、重層的支援推進担当、武庫地域課、社協

コア会議（5月24日）
企画会議（4月26日、6月28日、7月26日、8月23日、9月27日、10月25日、11月22日、12月27日、令和7年1月24日、3月28日）

- ・「わが町つどいば 再発見！」開催に向けて具体案の協議と地域福祉ネットワーク会議の今後の取り組みについての協議

全体会：「わが町つどいば 再発見！」

会議メンバー：企画会議メンバー
※全体会はメンバーだけでなく、テーマに合わせ広く地域活動者に声かけをおこない開催

○わが町つどいば 再発見！：2月17日

参加者：高齢者のつどいば（ふれあいサロン、ふれあい喫茶、いきいき百歳体操、老人給食）、こども食堂の運営者、連協会長、民生児童委員、障害者施設の関係者等

内容：・発表者：地域活動者「武庫之荘北会館の活動について」
・地域資源マップづくり及びグループ単位での意見交換

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）の課題・方向性

「わが町つどいば 再発見！」等の交流会を通して、住民主体の地域活動の拠点として「つどいば」の運営を支援していく。

また、地域共生社会を目指し、「支え合いのできる地域づくり」について、広い視点で協議し、企画、実行していく。併せて、地域住民に対し「支え合いのできる地域づくり」について広く啓発を図っていく。

地区の成果、今後の課題と方向性

- 「わが町つどいば 再発見！」では、地域活動者が登壇し活発に運営している「武庫之荘北会館」の活動内容を交流会の中で共有することができた。この交流会では、前回から連協会長にも呼びかけて実施していたが、さらに今回は民生児童委員や障害者施設の関係者にも参加を呼びかけ、顔の見える関係を広げ、つながりを深めることができた。意見交換では、各連協に住む団体ごとに班分けしたことで、それぞれの活動内容や情報について周知でき、自らの活動の参考や今後の取り組みを考える際のきっかけとすることができた。
- 今後の課題としては、日頃関わりのない部署、繋がりのない部署との顔の見える関係及びネットワークづくりを更に広げることが必要。
- 方向性としては、地域共生社会を目指し、地域全体に「支え合いのできる地域づくり」についての取り組みや啓発を推進していく。

6 園田地区

取組概要

- ①新たな訪問型支え合い活動グループの立ち上げ支援
- ②生活支援ボランティアグループ意見交換会

○取組の対象・関係者

(1) 新たな訪問型支え合い活動グループの立ち上げ支援

対 象：令和5年度に実施した全体会としてまちづくり仕事おこし講座(以下「仕事おこし講座」)を開催したことをきっかけに集まった園田地区を中心とした市民有志

関係者：協議体コアメンバー（相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、地域包括支援センター、はんしんワーカーズコープ、高齢介護課、重層的支援推進担当、園田地域課、社協）

(2) 生活支援ボランティアグループ意見交換会

対 象：園田地区で活動している生活支援ボランティアグループ

関係者：協議体コアメンバー（相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、地域包括支援センター、はんしんワーカーズコープ、高齢介護課、重層的支援推進担当、園田地域課、社協）

○取組内容

地域活動者不足の課題についてコアメンバー会議で話す中で、高齢者だけでなく主婦層といった他の年代や自立を目指す課題のある方など様々な地域住民が参画できる、有償の仕組みが必要との意見が挙がった。そこで新規での担い手作りを目指す上で、まずは「仕事おこし講座」を講座にて啓発を行った。その後講座参加者からの有志を募り、活動グループ発足に係るミーティングを実施。その結果、「訪問型支え合い活動」を立ち上げ実施することとなり、現在活動方針などについて検討しているところである。

また、園田地区訪問型支え合い活動グループより担い手不足等の課題が挙がっており、他のグループとつながりたいとの要望があったため、意見交換会を開催して横のつながりの強化を図ることとなった。また、園田地区で開催予定の尼崎市生活支援サポーター養成研修にて受講生へ各グループ代表からグループ紹介の時間を設けることで、担い手不足の軽減を目指した。

○取組経過

令和6年4月
～7月

昨年、全体会として実施した「仕事おこし講座」から講座参加者有志にてミーティングを実施(月1～2回)。個々の地域活動の構想やスキルを共有する機会とした。同じ活動意思を持つ参加者同士で訪問型支え合い活動グループの発足を目指すこととなり、コアメンバーが伴走しながら立ち上げ支援を継続。立ち上げに係るミーティングを月1～2回のペースでおこなった。

8月

複数の拠点候補の内覧後、拠点を決定。同時に、補助金申請、保険加入等の支援をおこなった。

10月

新たな訪問型支え合い活動グループ「つなげば そのだっち」設立。
生活支援ボランティアグループ意見交換会を開催。
「つなげば そのだっち」も参加し、先輩ボランティアグループと活発に意見交換をおこなった。

令和7年2月

尼崎市生活支援サポーター養成研修にて、園田地区で支え合い活動中の5グループが活動紹介をおこなった。

～現在

定例会等に参加し「つなげば そのだっち」の運営支援を継続している。



「つなげば そのだっち」定例会



生活支援ボランティアグループ意見交換会

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）開催状況

テーマ：グループ発足・運営支援と園田地区生活支援ボランティアグループ意見交換会

コアメンバー会議（月1回）

会議メンバー：相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、地域包括支援センター、はんしんワーカーズコープ、高齢介護課、重層的支援推進担当、園田地域課、社協

4月24日、5月22日、6月26日、7月24日、
8月28日、9月25日、11月27日、12月25日、
1月22日、2月26日、3月26日

- ・全体会の内容と今後の展開についての検討
- ・個別ケースの共有と検討。特に重層的課題を抽出し、関係機関同士で支援策を練る。
- ・関係機関が合同で共有・相談できる体制づくりを検討。
- ・児童分野は地区スクールソーシャルワーカーを含めた意見交換

全体会（年1回） 生活支援ボランティアグループ意見交換会

10月23日開催。

（目的）

訪問型支え合いグループが集まり、意見交換・情報共有を行うことで、つながりを持ち、連携・協力することで活動の活性化につなげる。

（内容）

- ・各グループから活動紹介と課題
 - ・意見交換（グループワーク）
- ※5グループが参加。新設「つなげば そのだっち」も参加しチラシを配って各グループから様々なアドバイスをもらっていた。

地域福祉ネットワーク会議（第2層協議体）の課題・方向性

昨年度の全体会（「仕事おこし講座」）参加者の活動意思や軽易な生活支援ニーズを持つ高齢者が各地域にいるという園田地区の地域課題が共有され、同講座参加者有志により訪問型支え合い活動グループを立ち上げることとなった。今年度にまたがって立ち上げ支援をおこない、10月から会として活動開始となっている。また、発足後も運営支援を継続し、活動上で地域住民とかわる中で福祉的な課題を把握した際に社協等関係機関につなげられるようにしたい。

他の同活動グループとの連携をはかり、園田地区住民が居住地にかかわらず支援にマッチングできるネットワーク形成を目指したい。

地区の成果、今後の課題と方向性

- 昨年の「仕事おこし講座」をきっかけに、今年度に入って新たな訪問型支え合い活動グループが立ち上がった。社協をはじめとしたコアメンバーが運営支援にあたり、ボランティアの活動意向を形にすることができた。定期的に運営確認し支援を継続したい。
- 園田地区で活動している5つの生活支援ボランティアグループの意見交換会を開催することでグループ同士の横のつながりを持つことができた。ボランティアグループの関係性が途切れないように定期的に意見交換会を実施したい。
- 令和3～4年度に主に取り組んでいた「買い物支援」について、全体会（R4年度実施・買い物支援を考える会）をきっかけに、昨年度一部地域にて移動スーパーが導入された。買い物支援に留まらず、地域参加が難しい方でも買い物をきっかけに、地域住民同士で見守り合える場づくりにつなげていく。

令和6年度 部会員名簿

今井 久雄	中央むすぶグループ
塩見 優季・黒川 大介	小田むすぶグループ
青川 茉莉	大庄むすぶグループ
野尻 美沙	立花むすぶグループ
森田 梨夏	武庫むすぶグループ
松本 弥生子	園田むすぶグループ
町頭 力	重層的支援推進グループ
篤田 梨沙	重層的支援推進グループ
太田 雅之	重層的支援推進グループ

✕ E

発行：社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会

〒661-0033

尼崎市南武庫之荘3-24-5 尼社協ほっと館

電話：06-4950-9043 FAX:06-4950-9136



AMAGASAKI CITY

地域の見守り・ささえあいの充実

【本日の説明】

- 1 災害時要援護者支援事業の紹介
- 2 高齢者等見守り安心事業
- 3 重層的な見守り体制



尼崎市 福祉局 福祉部 重層的支援推進担当



AMAGASAKI CITY

1 災害時要援護者支援事業の紹介

【別添】要配慮者(災害時要援護者)支援に係る主な取組状況について

共助による災害時の避難支援の仕組みづくり

①

【 避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成の推進 】

地域の避難支援関係者に避難行動要支援者名簿を提供をしています。
また、自主防災組織や民生児童委員・当事者団体・福祉専門職等と連携し
個別避難計画の作成に取り組んでいます。



地域住民と専門職を交えた個別避難計画作成



個別避難計画に基づく地域の防災訓練

共助による災害時の避難支援の仕組みづくり ②

【市社協と連携した地域住民による見守り活動の推進】

高齢者等が地域で孤立しないよう社会福祉協議会と連携し、地域住民主体の見守り活動を推進し、地域のつながり作りを進めています。



地域住民による見守り



高校生と地域住民による見守り

～高校生、大学生等への福祉教育の推進～

「尼崎市支え合いを育む人づくり支援事業」

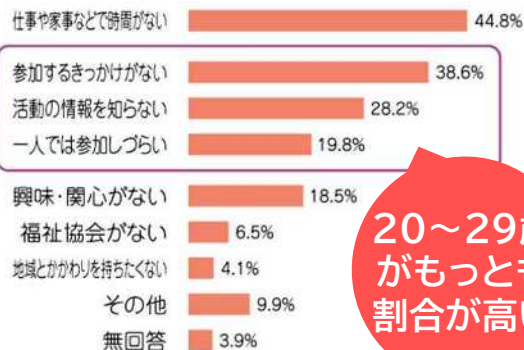
取組の背景(課題認識)

第4期あまがさし地域福祉計画アンケートより

市民の活動における困りごと



活動に参加していない理由



20～29歳
がもっとも
割合が高い

地域活動の担い手不足が深刻化する一方で、
若い世代が活動に参加できていない。

高校生・大学生と市民活動団体との協働を支援



尼崎市内

【主な活動内容】

- 特別支援学校×自治会
喫茶活動による交流の場づくり
- 高校生×民生児童委員
要配慮者支援
- 大学生×難病団体
「防災福祉力」向上プロジェクト
- 大学生×こども食堂実施団体
こども食堂を通じた地域交流

● 事業趣旨

- 高校生や大学生が地域福祉課題の解決に取り組む市民活動団体と協働し、市内をフィールドに取り組む授業や研究活動等の費用の一部を補助(学生等一人あたり最大10千円の合計額とし1グループ300千円を上限)
- 学生等が自分たちの学びと地域社会とのつながりに気づくことで学習意欲等を高めるとともに、様々な出会いと交流、地域の魅力を発見することで、シチズンシップを育み、将来の地域に貢献する人材を育成することを目的
- 学生等の様々な学びの活動が市内に広がることにより、地域活動の活性化や新たな学びの創出を期待

● 活動実績 ※()内は活動グループ数

	高校	大学			参加人数
		計	市内	市外	
平成30年度	5(5)	5(8)	2(5)	3(3)	350
令和元年度	4(4)	5(11)	2(7)	3(4)	344
令和2年度	5(6)	5(9)	2(6)	3(3)	368
令和3年度	4(7)	5(9)	2(6)	3(3)	451
令和4年度	4(6)	6(11)	2(7)	4(4)	484
令和5年度	6(9)	5(10)	2(6)	3(4)	867
令和6年度	6(9)	6(10)	2(5)	4(5)	878



AMAGASAKI CITY

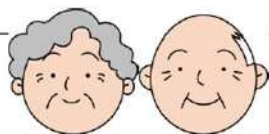
2 高齢者等見守り安心事業

尼崎市高齢者等見守り安心事業（H22～、尼崎市社会福祉協議会に委託）

概要 地域から選任された見守り活動者が、お一人暮らしの高齢者等に対して、日ごろから声かけをなどを行い、安否確認を行う活動

① 見守り登録者

一人暮らしの高齢者（65歳以上）や高齢者のみの世帯で見守りを希望する方
※上記以外の方からも見守り希望があり、地域で見守りが必要と思われた場合は見守り対象者としていただいてもかまいません。
（要介護認定者（要介護3以上）、障がい者や難病者、昼間独居の高齢者など）



② 見守り推進員・協力員（見守り安心委員会）

市長から委嘱を受けた推進員や協力員が、見守り登録者に対し、外観からの確認や、外出時のお声かけ、ご自宅への訪問など、日常生活の範囲で、見守り活動を行います。



目的

- ・日頃からの地域とのつながりづくり（孤立の防止）
- ・課題を早期に発見し、必要な支援につなぐ仕組みづくり

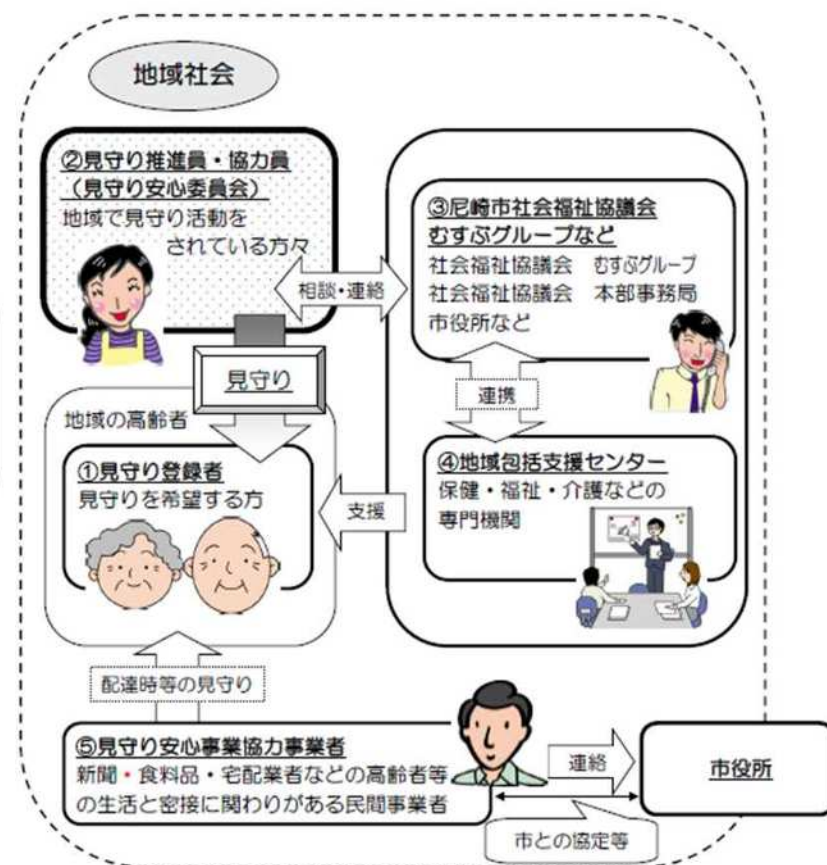
実施地区 (R7.10.30時点)

49地区/75地区

見守り活動の方法

- ・1週間に1回外観見回り
- ・2週間に1回訪問

高齢者等見守り安心事業のイメージ図



高齢者等への見守り × 若い世代が取り組む地域づくり ①



令和3年9月14日
所 属 福祉課
所 長 高橋 健二
電 話 06-6489-6348

尼崎市と兵庫県立尼崎小田高等学校は 「要支援者見守り・支え合い事業の協力に関する協定」を締結します ～高校生の地域課題の解決に向けた協働体験を支援～

尼崎市と兵庫県立小田高等学校（以下「小田高校」という。）は、9月21日に「要支援者見守り・支え合い事業の協力に関する協定」を締結します。

このたび、小田高校と本市が連携し、生徒が民生児童委員と一緒に、地域で孤立しがちな高齢者等の要支援者の自宅を訪問したり、民生児童委員の実施するふれあい喫茶で高齢者等とふれあうことで、見守り活動に取り組む「要支援者見守り・支え合い事業」を実施します。

この協定に基づく事業を通じて、同校の学びが地域社会につながっていることに気づき、相手を思いやる心や学習意欲を高めるとともに、尼崎市の地域課題である福祉・防災の活動に関わることによる安全・安心な地域づくりや、地域に貢献する人材の育成を目的としています。



試行的に行なった見守り活動の様子

1 協定内容

(1) 協定期間

協定締結日（令和3年9月21日）から令和4年3月31日まで（1年毎に更新）

(2) 主な連携及び協力事項

民生児童委員の協力のもとで、小田高校の生徒が地域の高齢者等の要支援者に対し、様々な見守り活動を行う「要支援者見守り・支え合い事業」の実施において連携を行う。

2 締結式及び委嘱式

日 時 9月21日（火）午後4時30分～5時

場 所 兵庫県立尼崎小田高等学校 視聴覚室（B棟3階）

出席者 尼崎市長 稲村 和美

兵庫県立尼崎小田高等学校長 愛川 弘市 氏

兵庫県立尼崎小田高等学校 看護医療・健康類型 生徒

小田地区民生児童委員協議会会長 西村 由美子 氏 他

その他 締結式等終了後、生徒と民生児童委員の意見交換会等を実施します。

3 参考

小田高校は、これまで本市や小田地区民生児童委員協議会、自治会、社会福祉協議会等と連携した福祉・防災教育活動を行っており、地域住民からも、地域の安全・安心なまちづくりの拠点として大きく期待されています。

以 上

尼崎市×県立高校 要支援者見守り・支え合い事業の協力に関する協定

・生徒に対する福祉・防災教育に関する事項

・生徒が活動するための環境づくりや情報提供に関する事項

2021/9/28 05:30 神戸新聞NEXT

生徒らが地域の見守り活動へ 尼崎小田高校、市と連携

X ポスト

シェアする 1

印刷



協定締結式で記念撮影をした尼崎小田高校の生徒や民生児童委員ら＝尼崎小田高校

「らいたい」と期待した。

兵庫県尼崎市の尼崎小田高校（長洲中通2）は市と連携し、生徒が民生児童委員に同行して地域の見守り活動に参加する「要支援者見守り・支え合い事業」を始める。このほど同市の稲村和美市長や小田地区民生児童委員協議会の西村由美子会長らによる協定締結式が同校であり、稲村市長は「とても心強い。生徒たちは地域とコミュニケーションをとり、信頼関係を築いても

高齢者等への見守り × 若い世代が取り組む地域づくり②



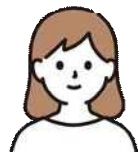
参加した
高校生の声

- 活動を通して、地域住民の温かさや**つながりの大切さを感じることができました。**
- 地域には、独居高齢者や認知症を抱えた家族が多いことや多くの高齢者が「人と話すことが少なくてさみしい」という声を聞き、「**孤立**」が**広がっていることを実感**しました。
- 自分の祖父母や近所の高齢者に対して、**自然と気に掛けることができるようになりました。**



お一人ぐらしの
高齢者の声

- 1人暮らしでマンネリ化した生活を送っている中、高校生が来てくれて、時間をかけて話を聞いてもらえました。



同行した
活動者の声

- 高校生の対話の姿勢が素晴らしかった。
- 高校生と一緒に訪問することで、訪問先の高齢者がいつもより気さくに話してくれました。
- 相手に寄り添うといことは、単に話を聞くだけではなく、相手を理解するために努力し、また自分の思いも伝え、お互いに本音で話ができる関係づくりが大切と助言しました。



大学生も
見守り活動に参画中



尼崎市における様々な方法を活用した高齢者等の見守り体制



高齢者等見守り安心事業



民生児童委員による友愛訪問



高齢者ふれあいサロン



いきいき百歳体操



在宅高齢者等
あんしん通報システム



協力事業者による
見守り



AMAGASAKI CITY

3 重層的な見守り体制

尼崎市 × 協力事業者「尼崎市地域福祉の推進協定」

尼崎市



連携の内容

- ・見守りに関すること
- ・地域福祉活動の推進に関すること
- ・災害時支援に関すること
- ・その他地域福祉の推進に関すること

福祉課題の解決



協力事業者



生活協同組合コープこうべ



株式会社

セブン-イレブン・ジャパン



尼崎信用金庫



この街のホームドクター

大阪信用金庫



平安グループの平安祭典



AMAGASAKI CITY

尼崎市が目指す取組



行政の思い・・

- 高齢化、孤立世帯の増加、介護、地域の安全、防災など・・地域課題は多様化
- 地域を引っ張るリーダーや担い手が不足していたり、活動者が固定していたりと行政では課題を解決できない。
- 協力事業者にも地域の「担い手」に！



事業者の思い

- 地域の課題に貢献することで、地域住民からの信頼の獲得
- 社員が地域社会への貢献を実感することでモチベーションアップ
- 市から地域の情報を得られやすくなり、今後の事業展開に活用

多様な人々の
「協働」による
まちづくり

第4期あまがさき地域福祉計画 基本理念

互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に
“ともにいきる”まち あまがさき

要配慮者(災害時要援護者)支援に係る主な取組状況について

1 福祉避難所の指定について

令和6年度は養護老人ホーム(長安寮)が廃止となり、新たに特別養護老人ホーム 1 施設(百楽荘)を加えた計46施設を指定している。(令和 7 年 3 月末日時点)

施設種別	指定年度															
	平成30年度以前		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		合計	
	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数	施設数	受入可能人数
尼崎市	5	464	2	174	2	101	0	0	1	49	0	0	0	0	10	788
老人福祉C	1	184													1	184
障害者施設	2	75							1	49					3	124
障害児施設	2	205													2	205
教育施設			1	110											1	110
市施設			1	64	2	101									3	165
民間	20	737	9	80	2	27	4	124	0	0	1	27	0	8	36	1,003
特別養護老人	18	713					1	35					1	24	20	772
養護老人	1	16											▲ 1	▲ 16	0	0
障害者・児施設			9	80			1	50							10	130
児童養護施設	1	8													1	8
老人福祉施設					2	27	2	39			1	27			5	93
総計	25	1,201	11	254	4	128	4	124	1	49	1	27	0	8	46	1,791

2 避難行動要支援者名簿について

(1) 避難行動要支援者の内訳(令和 7 年 3 月末日時点)

対象者		総数	内訳(重複あり)							
			要介護認定者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	難病患者	妊産婦及び乳幼児	高齢者世帯の者	高齢者世帯要件のみの者
要配慮者	人	123,982	29,314	18,025	5,557	6,112	4,591	6,466	95,846	64,932
	割合	100%	23.6%	14.5%	4.5%	4.9%	3.7%	5.2%	77.3%	52.4%
避難行動要支援者	人	104,472	26,874	14,913	1,865	1,478	4,591	32	95,846	64,932
	割合	100%	25.7%	14.3%	1.8%	1.4%	4.4%	0.0%	91.7%	62.2%
同意者(名簿掲載者)	人	31,384	12,920	6,130	854	339	1,000	4	29,271	14,917
	割合	100%	41.2%	19.5%	2.7%	1.1%	3.2%	0.0%	93.3%	47.5%
不同意者等	人	3,948	1,021	621	66	60	187	1	3,628	2,338

(参考) 避難行動要支援者等の範囲

- ①要介護認定者(要介護3以上) ②身体障害者手帳を所持する者(1, 2級) ③療育手帳を所持する者(療育手帳 A)
④精神障害者保健福祉手帳を所持する者(1級) ⑤難病患者(特定医療費(指定難病)受給者等) ⑥65歳以上のみ世帯(一人暮らし・夫婦等)⑦上記以外で特に配慮を要する者

(2) 避難行動要支援者名簿提供団体数の推移

自主防災会を担う社会福祉連絡協議会(以下「連協」という。)等に対して、様々な機会を捉えて理解・協力要請を行い、新たに 2 連協に受け取っていただいた。一方で、1単協が名簿情報の管理が困難であること等の理由により名簿の返却があった。

令和 7 年 3 月末日時点で 27 社会福祉連絡協議会、19 単位福祉協会に避難行動要支援者名簿を受け取っていただいている。

提供団体数	R1	R2	R3	R4	R5	R6
社会福祉連絡協議会	16	20	22	24	25	27
単位福祉協会	29	31	32	21	22	19

※R6.8神崎連協+1 R6.10竹谷連協+1 R6.11ろうきんコーポ-1 R6.4立花東連協編入-1 三反田第1解散

(提供団体数の考え方)

社会福祉連絡協議会又は単位福祉協会の希望に応じて、それぞれに名簿提供しているため、提供団体数もそれぞれで計上しているが、社会福祉連絡協議会内の全ての単位福祉協会に名簿提供が完了している場合は、1社会福祉連絡協議会として計上し直している。

3 個別避難計画について

「尼崎市における段階的な個別避難計画作成の考え方」に基づき、(1) ご本人やご家族・避難支援等関係者による個別避難計画作成の取組と並行して、災害リスクの高いと考えられる要支援者を対象とした(2) 市が避難支援等関係者と連携して作成する個別避難計画の取組を進めている。

(1) ご本人やご家族・避難支援等関係者による個別避難計画作成の取組状況

ご本人やご家族・避難支援等関係者による個別避難計画作成の呼びかけを行った。

○ 自主防災会への協力要請

自主防災会の会長を担う連協会長の出席する会議に出席し、計画作成の協力要請を行うとともに、引き続き、先行して個別避難計画作成にご協力をいただいていた自主防災会等とともに個別避難計画の作成を進めた。

○ 関西国際大学との協働で作成したパンフレットを活用した周知啓発

令和 5 年度災害時要援護者支援連絡会の意見を踏まえて、関西国際大学と協働で作成したパンフレットを活用し、自主防災会等や事業所、当事者団体の集まりにおいて、計 25 回の市政出前講座や説明会を行ったほか、市報や市ホームページにおいて広く個別避難計画の取組の周知を行った。

市政出前講座

団体種別	実施数
当事者団体	5
支援団体	4
事業所	3
地域	10
学校	3
合計	25

パンフレットの配布先及び配布数

団体種別	団体数	配布数
当事者団体	11	515
支援団体	17	1,252
事業所	3	115
地域	28	2,757
学校	6	705
市社協	9	742
合計	74	6,086

- 阪神・淡路大震災 30 年事業講演会「防災の多様性とは？～逃げにくい人々～」の実施について
阪神淡路大震災後 30 年の節目の年にあたり、広く市民に向けて大規模災害への備えの大切さを周知するとともに、本市の地域防災と災害時要支援者支援を考える契機とする講演会を障害がある人の支援に携わる NPO 法人2団体と協力して実施した。

【講演会】「防災の多様性とは？～逃げにくい人々～」

(講 師) 青田由幸氏(NPO 法人さぼーとセンターぴあ代表理事)

東日本大震災において、福島県南相馬市内に取り残された障害者等の安否確認、生活支援を行った実体験を振り返り、要支援者支援の実際について語る。

(日時及び場所) 令和 6 年 11 月 15 日 中央北生涯学習プラザ 大ホール

令和 6 年 11 月 16 日 ベイコム総合体育館 研修室

(参加者数) 合計約 200 人(11 月 15 日:約 130 人 11 月 16 日:約 70 人)

(2) 市が避難支援等関係者と連携して作成する個別避難計画の取組について

- 令和 7 年 3 月末時点で家屋倒壊等氾濫想定区域及び津波・洪水両方のリスクの高いエリアにお住まいの 512 名のうち、397 名に対し、自主防災会と連携し意向調査を実施した。その結果、作成に不同意や施設入所等で計画作成不要な 234 名を除いた 163 名に働きかけを行い、163 名全ての計画を作成し、意向調査を実施した対象者の計画作成率は 58.6%となっている。

(個別避難計画の意向調査実施対象者の計画作成率)

3 月末日現在の意向調査を実施した対象者の計画作成率

$58.6\% = \text{計画作成済 163 人} \div (\text{意向調査対象者数 512 人} - \text{計画作成対象外 234 人})$

- 個別避難計画の提出済み者のうち、避難のタイミング等の必要項目が記載不備の方については個別に確認を進めるとともに、未返送者については、担当のケアマネジャー等を確認し、状況把握を進めた。

R5年度(意向調査結果)											
	送付数	計画作成同意者					計画作成対象外				未返送 (確認中)
		計画提出済			未提出		長期入院 施設入所	不同意	対応不要		
			作成済	記載不備							
第1回意向調査(5月)	29	11	11	11	0	0	18	16	1	1	0
第2回意向調査(8月)	38	23	23	23	0	0	15	6	5	4	0
第3回意向調査(12月)	62	26	26	26	0	0	36	21	4	11	0
合計	129	60	60	60	0	0	69	43	10	16	0
R6年度(意向調査結果)											
	送付数	計画作成同意者					計画作成対象外				未返送 (確認中)
		計画提出済			未提出		長期入院 施設入所	不同意	対応不要		
			作成済	記載不備							
第1回意向調査(6月)	119	43	43	43	0	0	76	39	14	23	0
第2回意向調査(1月)	149	60	60	60	0	0	89	43	16	30	0
合計	268	103	103	103	0	0	165	82	30	53	0

(3) 各地区の避難行動要支援者に対応した避難訓練の取組状況

自主防災会が実施する防災訓練において、災害対策課とも連携し、避難行動要支援者を想定した避難訓練を支援した。その中では、個別避難計画に基づく訓練のほか、車椅子をはじめ、リヤカーの活用を想定した避難誘導訓練が実施された。

(R5～R7.3 月末日現在)

	区分	個別避難計画訓練	要支援者対応訓練
R5年度	自主防災会数	3	4
	要支援者数	3	5
R6年度	自主防災会数	3	6
	要支援者数	8	7

4 その他

(1) 防災総合訓練や「1.17 は忘れない」地域防災訓練での要配慮者避難支援訓練の実施

- 8月の防災総合訓練の中で、市災害対策本部における福祉と保健部局で構成する保健援護部を中心に、指定避難場所に避難した要配慮者等を想定して、災害マネジメントシステムによる必要な支援を提供するための市の各部署間での情報伝達訓練を行った。
- 「1.17 は忘れない」地域防災訓練の中で、指定避難場所における救護所の設営、感染症隔離室や要配慮スペースの設営、要配慮者の健康観察とトリアージなどを行った。
トリアージの結果を踏まえて、福祉避難所指定の障害・特別養護老人ホーム 4 施設の協力のもと、同施設と市災害対策本部の間で、施設の被災状況の確認や福祉避難所の開設、要配慮者受入調整などの情報伝達訓練を実施した。

(2) 兵庫県立尼崎小田高校と連携したフレイル予防×防災取組について

- 令和5年度に、兵庫県立尼崎小田高等学校と協働して、高齢者等の要支援者に日頃から取り組んでいただきたい「フレイル予防」と「防災」の効果的な啓発を行うための「フレイル予防×防災」のパンフレットを活用した周知啓発に取り組んだ。地域の親子を対象にした「防災クッキング」において、生徒の考案した「日ごろの取組の中で災害時に役立つフレイル予防にもつながる防災食」づくりを行い、参加者からは、日頃の取組が大切といった声がきかれた。

(3) 防災教育の支援

将来の地域防災の担い手育成や地域の防災活動の活性化に向け、高校生や大学生が地域防災に取り組む地域団体との協働の取組を支援した。

○ 関西大学 社会安全学部 近藤ゼミ

近藤ゼミでは、難病患者・障害児者・高齢者などの要配慮者が防災対策を促進することに苦慮している中、学生が要配慮者との交流を通じて、防災と福祉の実態を学び「防災福祉力」向上策を検討し、市民に向けた情報発信を行っている。令和6年度は、学生が尼崎市難病団体連絡協議会と連携した「要援護者災害シンポジウム」において、防災に関するアイデア報告を行い、「これからの防災を考える」というテーマのもと、参加者と防災に対する思いを共有した。



○ 関西国際大学 教育学部教育福祉学科 福祉学専攻ゼミ

学生が、自治会主催のふれあいサロンや、地域住民主体の「高齢者等見守り安心事業」に参画し、高齢者等との交流等を通じた見守り活動に取り組むとともに、要配慮者との交流の場として「防災サロン」を開催し、非常食の紹介や防災クイズの実施を通して参加者と交流した。



○ 武庫川女子大学 福祉ボランティアサークル

社会福祉学科のメンバーを中心に構成するボランティアサークルの学生が、貧困や孤独・孤立の問題など、潜在化する社会問題を学ぶきっかけとなる市民向けシンポジウムを企画、発表のほか、子どもを含めた市民の防災意識を高めるために、親子向けのお菓子ポシェットづくりを企画し、実施した。イベントの中で、親子向けに防災クイズを行うなど、身近な活動を楽しみながら防災について学び、「防災」を自分事としてとらえてもらうきっかけとした。



○ 兵庫県立大学 防災リーダー教育プログラム

アミシング潮江商店街や高校生と連携した地域防災活動「あまおだ減災フェス」を実施し、小田地区が直面するハザード・脆弱性を理解してもらうための取組を行い、地域防災力の向上に貢献した。また、大学生が「防災」に関する地域住民向けの公開イベントや小学生への出前授業を企画し、実践した。

○ 兵庫県立尼崎小田高等学校 看護医療・健康類型/普通科

小田高校では、高校生が地域社会に働きかけ、平時からの顔の見える関係づくりに取り組んでいる。民生児童委員と一緒に、地域で孤立しがちな高齢者等を訪問したり、高齢者等が参加するふれあいサロンでの交流を通して、要支援者の見守りに取り組み、孤立の問題や地域活動の重要性を学んだ。また、多様な団体と連携して実施した「あまおだ防災訓練」においては、「フレイル予防にもつながる防災食」の周知啓発を行った。



○ 兵庫県立武庫荘総合高等学校 総合学科

生徒が考案した、災害時に役立つグッズを入れた「携帯用防災ボトル」の普及を地域の防災訓練・イベント等を通して取り組んでいる。

また、令和6年度は、小学生や保護者と一緒に体を動かし楽しみながら防災教育を広める「防災運動会」を高校生が企画・運営する形で開催するとともに、地域防災訓練では、地域社会の一員として地域住民の声に耳を傾け、支え合い安心して暮らす社会について、高校生の目線で考えた。



(4) 新たなハザードマップ作成・公表について

○ 新たなハザードマップの作成・公表について

水防法改正により、洪水及び内水ハザードマップの内容を更新するため、新たなハザードマップを作成。

○ 新たなハザードマップの多言語版、点字版、音声版等の作成

市内の外国人が増加する中、各種災害の基礎知識や災害時の避難方法、災害情報の入手方法に関する効果的な啓発が必要となっているため、情報発信の多言語対応の取組を進める。また、要配慮者に対する対応についてもあわせて行っていく。(今後、新たにハザードマップの多言語版を作成、要配慮者向けの点字版・音声版の作成を予定している。)

以 上

			第4期「あまがさきし地域福祉計画」意識調査	第5期「あまがさきし地域福祉計画」意識調査(案)	主な変更ポイント
調査時期			発送回収期間：R3.1.15(金)～1.31(日)(2週間程度)	発送回収期間：令和8年1月中旬～1月下旬(2週間程度)	
調査区分	市民	調査対象数	2,000人(回収数817人 有効回収率 41.1%)	2, 000人(必要回収数400人 必要有効回収率20%以上)	
		調査対象抽出条件	住民基本台帳に記載されている市内在住の満20歳以上の市民の中から抽出した対象者が同一世帯とならないよう、次の条件を踏まえたうえで、2,000人を無作為抽出する。 ① 地区及び男女比、年齢が偏らないように抽出 ② 民生児童委員・保護司は対象外	住民基本台帳に記載されている市内在住の満18歳以上の市民の中から、次の条件を踏まえたうえで、2,000人を無作為抽出する。 ① 地区及び男女比、年齢が偏らないように抽出	・同一世帯の除外をなくす。 ・民生児童委員・保護司を対象外としない。視点が異なるアンケートのため。
		設問数 ※()内は項目数	41項目(表紙含む12ページ)	40項目(表紙含む12ページ)	1項目減少 (3項目削除、1項目統合、3項目追加)
			① 属性(6) ② ご近所とのつきあいや地域活動などについて(4) ③ 地域の支え合いにつながる活動について(8) ④ 様々な困りごとについて(6) ⑤ 権利擁護に関する制度について(4) ⑥ 非行や犯罪をした人の立ち直りにについて(4) ⑦ 災害時の支援について(8) ⑧ さいごに(1)	① 属性(7) ② ご近所とのつきあいや地域活動などについて(4) ③ 地域の支え合いにつながる活動について(7) ④ 様々な困りごとについて(6) ⑤ 権利擁護に関する制度について(3) ⑥ 非行や犯罪をした人の立ち直りにについて(4) ⑦ 災害時の支援について(8) ⑧ さいごに(1)	家族の属性に関する項目追加 コロナ禍での影響に関する内容変更等 「身寄りのない高齢者等」の不安把握のための内容変更等 成年後見制度の認知度把握のための項目追加等 再犯防止への取組への協力に関する内容変更等 避難生活の想定に関する内容変更等
	民生児童委員	調査対象数	799人(回収数779 有効回収率97.5%)	763人(※左記の人数は、R7.8.1時点)	
		調査対象抽出条件	R2.12.1現在の民生児童委員	R7.12.1委嘱予定の民生児童委員	
		設問数 ※()内は項目数	42項目(表紙含む11ページ)	40項目(表紙含む11ページ)	2項目減少 (4項目削除、2項目追加)
			① 属性(5) ② 新型コロナウイルス感染症の影響について(2) ③ 担当区域の状況について(7) ④ 他の関係機関との連携について(6) ⑤ ボランティア活動について(2) ⑥ 権利擁護に関する制度について(7) ⑦ 非行や犯罪をした人の立ち直りにについて(4) ⑧ 災害時の支援について(8) ⑨ さいごに(1)	① 属性(5) ② ご近所とのつきあいや地域活動などについて(1) ③ 担当区域の状況について(8) ④ 他の関係機関との連携について(6) ⑤ ボランティア活動について(1) ⑥ 権利擁護に関する制度について(6) ⑦ 非行や犯罪をした人の立ち直りにについて(4) ⑧ 災害時の支援について(8) ⑨ さいごに(1)	コロナ禍での影響に関する内容変更等 成年後見等支援センターの認知度把握のための項目追加等 再犯防止への取組への協力に関する内容変更等 避難生活の想定に関する内容変更等
	保護司	調査対象数	165人	177人(※左記の人数は、R7.8.1時点)	
		調査対象抽出条件	R2.12.1現在の保護司	R7.12.1現在の保護司	
		設問数 ※()内は項目数	27項目(表紙含む7ページ)	26項目(表紙含む8ページ)	1項目減少 (3項目削除、2項目追加)
			① 属性(5) ② 新型コロナウイルス感染症の影響について(1) ③ 保護観察対象者への支援について(5) ④ 他の関係機関との連携について(4) ⑤ 権利擁護に関する制度について(7) ⑥ 災害時の支援について(4) ⑦ さいごに(1)	① 属性(5) ② 保護観察対象者への支援について(5) ③ 他の関係機関との連携について(5) ④ 権利擁護に関する制度について(6) ⑥ 災害時の支援について(4) ⑦ さいごに(1)	コロナ禍での影響に関する項目削除 成年後見等支援センターの認知度把握のための項目追加等 避難生活の想定に関する内容変更等
	福祉事業者	調査対象数	242事業者(回収数149事業者 有効回収率61.6%)	約250事業者	
		調査対象抽出条件	NPOを含む市内の全福祉事業者約2,000者に対し、次の条件での抽出対象を除き、各事業ごとに約1割を基本として抽出 ① 地域の拠点として活用できる全ての介護老人福祉施設・介護老人保健施設(37) ② 全ての地域包括支援センター(12)、障害者相談支援事業所(5) ③ つどいの広場(地域子育て支援拠点事業)(10)、地域活動支援センター(10) ④ 上記以外で施設種別、事業内容別に偏りがないように各区分ごとに約1割を基本とする。 ⑤ 複数事業を持つ事業者は、可能な限り重複を排除	NPOを含む市内の全福祉事業者約2,000者に対し、次の条件での抽出対象を除き、各事業ごとに約1割を基本として抽出 ① 地域の拠点として活用できる全ての介護老人福祉施設・介護老人保健施設(37) ② 全ての地域包括支援センター(12)、障害者相談支援事業所(6) ③ つどいの広場(地域子育て支援拠点事業)(10)、地域活動支援センター(24) ④ 上記以外で施設種別、事業内容別に偏りがないように各区分ごとに約1割を基本とする。 ⑤ 複数事業を持つ事業者は、可能な限り重複を排除	
		設問数 ※()内は項目数	42項目(表紙含む12ページ)	41項目(表紙含む12ページ)	1項目減少 (3項目削除、2項目追加)
			① 事業所の概況(5) ② 地域での活動について(7) ③ 他の関係機関との連携について(10) ④ 権利擁護に関する制度について(7) ⑤ 非行や犯罪をした人の立ち直りにについて(4) ⑥ 災害時の支援について(8) ⑦ さいごに(1)	① 事業所の概況(5) ② 地域での活動について(5) ③ 他の関係機関との連携について(11) ④ 権利擁護に関する制度について(7) ⑤ 非行や犯罪をした人の立ち直りにについて(4) ⑥ 災害時の支援について(8) ⑦ さいごに(1)	コロナ禍での影響に関する内容変更等 成年後見等支援センターの認知度把握のための項目追加等 再犯防止への取組への協力に関する内容変更等 避難生活の想定に関する内容変更等

アンケート調査項目一覧表◀市民▶

	前回調査	今回調査	変更の有無	備考
1 あなたご自身のことについて				
性別	(1)	(1)		
年齢	(2)	(2)		
家族構成	(3)	(3)		
家族の中にいる人	－	(4)	新規	こども・高齢者・障害のある方が、自身や家族の方があてはまるかどうかで、意識等に違いがあると思われるため、設問を追加する。
居住地区	(4)	(5)		
現在の住居での居住年数	(5)	(6)		
職業	(6)	(7)		
2 ご近所とのつきあいや地域活動などについて				
あなたは身近な地域の人とどのような交流がありますか。	問1	問1		
(地域での交流がある人に)ご近所とのつきあいや地域活動などについて新型コロナウイルス感染症による影響はありましたか。	問1-1	問2	変更	・質問対象者を【地域での交流がある人】だけでなく、【全員】に変更する。 ・「～直近5年間での変化はありましたか」に変更する。 (コロナが5類に移行したことを受けて)
(地域の人との交流がない人に)身近な地域の人と交流がない理由は何ですか。	問1-2	問1-1		
地域活動や学びの場に関して、①参加したことがあるもの、②今後参加したいと思うものについて○をつけてください。	問2	問3		
3 ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動について				
これまでに、日常のちょっとした声掛けや手助けなどをしたことがありますか。	問3	問4		
ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に参加していますか。	問4	問5		
(参加している・参加したことがある人に)あなたが、活動に参加したきっかけは何ですか。	問4-1	－	削除	・これまでのアンケートにおいて、「近所や地域の人に誘われたため」の回答が半数を占めており、その他の選択肢を含め比較しても変動があまり見られないため、設問を削除する。
あなたが、現在参加している（以前に参加したことがある）活動について、あてはまるものに○をつけてください。	－	問5-1	新規	・無回答を少なくするため、【前回調査：問6】の構成を変更したもの。 ・【前回調査：問6①】での設問を【今回調査：問5】で経験がある方のみへの質問とする。 ・「高齢者、障害のある人」への支援と「子ども」に関する支援への切り分けを行うため、選択肢の文言変更等を行う。 ◎選択肢1～3「高齢者、障害のある人『等』の～」の「等」を削除 ◎「PTAなど小・中学校の活動や登下校の見守り活動」を追加
(参加している・参加したことがある人に)あなたが活動をする中で、困っていることはありますか。	問4-2	問5-2	変更	・選択肢の文言変更等を行う。 ◎メンバーの固定化について、「高齢化している」という限定を削除 ◎「困りごととは特にない」を追加
(参加したことがない人に)活動に参加していない理由は、次のどれですか。	問4-3	問5-3		
日常のちょっとした声掛けや手助けなどを含めた地域の支え合いにつながる活動をした中で、良かったことはありますか。	問5	問6		
ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に関して、 ① あなたが、現在参加している（これまでにしたことがある）活動 ② あなたが、今後、新たに参加してみたい活動 ③ 身近な人あるいは地域の人が困っていて必要と感じていると思う活動について、○をつけてください。	問6	問7	変更	・無回答を少なくするため、【前回調査：問6】の構成を変更したもの。 ・【前回調査：問6②・③】での設問を【今回調査：問7①・②】として全員への質問とする。 ・「高齢者、障害のある人」への支援と「子ども」に関する支援への切り分けを行うため、選択肢の文言変更等を行う。 ◎選択肢1～3「高齢者、障害のある人『等』の～」の「等」を削除 ◎「PTAなど小・中学校の活動や登下校の見守り活動」を追加
あなたが、高齢者や障害のある人等の見守りや支え合い活動に参加する場合、活動しやすいと思われる範囲をおたずねします。	問7	－	削除	・これまでのアンケートにおいて、「福祉協会（自治会・町会）の区域」や「小学校の区域」が半数を占めており、その他の選択肢を含め比較しても変動があまり見られないため、設問を削除する。
4 さまざまな困りごとについて				
あなたが日常生活において感じている不安には、どのようなものがありますか。	問8	問8	変更	・「身寄りのない高齢者等への支援」に関して、実際に不安に感じている方がどの程度いるか調査を行うため、選択肢の文言変更等を行う。 ◎「自分や家族の老後の生活のこと」 「介護、介助に関すること」 ⇒「自分や家族の介護が必要になったときのこと」 「認知症など意思決定が難しくなったときのこと」に変更 ◎「死後の手続きに関すること（葬儀や財産管理など）」を追加
あなたが、困りごとがあった時に相談できる人（窓口）はだれ（どこ）ですか。	問9	問9		
(相談できる人はいない・相談しようと思わない人に)その理由を教えてください。	問9-1	問9-1		
あなたの隣近所に暮らしの困りごとを抱えている人がいた場合に、市や支援機関の窓口に相談や報告を行いますか。	問10	問10		
(相談・報告をしない人に)その理由を教えてください。	問10-1	問10-1		
暮らしの困りごとに関する制度を調べる時の情報の入手先はどこですか。	問11	問11		
5 権利擁護に関する制度について				
あなたは、成年後見制度をご存じですか。	－	問12	新規	・成年後見制度の認知度を把握するため、質問を追加する。
あなた自身やあなたの家族や親族が、判断が十分にできなくなり生活に支障が生じた場合に、成年後見制度を利用したいと思いますか。	問12	問14		
(利用したくない人に)成年後見制度を利用したいと思わない理由は何ですか。	問12-1	問14-1		
あなたのまわりに、成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。	問13	－	削除	・前回のアンケートでは、「いない」「わからない」が9割弱を占めており、大きく変動が見られないと想定されることから、質問を削除する。
成年後見制度について相談できるところをご存じですか。	問14	問13	変更	・選択肢の文言変更を行う。 ◎「市役所の市民相談窓口」⇒「市の各窓口（コールセンター含む）」

	前回調査	今回調査	変更の有無	備考
6 非行や犯罪をした人の立ち直りについて				
非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことはありますか。	問15	問15	変更	・第二次再犯防止推進計画における重点課題に合わせて、選択肢を追加する。 ◎「保健医療・福祉サービス」を追加
あなたは、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。	問16	問16	変更	・市民へ「協力したいか」と質問はハードルが高いと思われることから、質問を統合する。（前回アンケートで、「（協力したいと思う）」「どちらかといえば思う」の回答は2割程度） ◎「非行や犯罪をした人の立ち直りに協力できると思うことはありますか。」へ質問文を変更 ◎選択肢の順番を比較的取り組みやすい協力から順へ並べる。
（協力したいと思う人に） どのような協力をしたいと思いますか。	問16-1			
（協力したいと思わない人に） 協力したいと思わない理由を教えてください。	問16-2	問16-1		
7 災害時の支援について				
あなたは南海トラフ巨大地震の想定浸水域内にお住まいですか。	問17	問17	変更	・質問文にハザードマップ（令和7年9月配布）のことを追加する。
あなたは、南海トラフ巨大地震が起きた際に、お住まいの地域でどれくらいの被害が想定されているかをご存じですか。	問18	問18		
風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたはどこに避難しますか。	問19	問19	変更	・選択肢の文言変更等を行う。 ◎「市内の家族・親族の家」「市内の友人・知人の家」 「市外の家族・親族の家」「市外の友人・知人の家」 ⇒「市内の家族・親戚や知人の家」「市外の家族・親戚や知人の家」へ変更 ◎「在宅避難」「車中泊避難」を追加
あなたは、福祉避難所とはどのような場所のことを指すかご存じでしたか。	問20	問20		
災害が起こったときに、あなたが安否確認等の声かけをしてもらいたいと思う人は誰ですか。	問21	問21	変更	・（○は1つ）から（○はいくつでも）に変更する。 ・選択肢「消防」「警察」を「消防・警察などの行政機関」に統合する。
災害が起こったときに、あなたは、安否確認等の声かけや避難所での手伝いなどの活動をしようと思いますか。	問22	問22		
災害時の対策として国、県や市が進めていることをご存じですか。 ①高齢者や障害者などの災害時の要配慮者の名簿を作成して、地域の支援関係者へ提供を行っていること ②要配慮者一人ひとりの身体や生活の状況に合わせて、避難方法を事前に決めておく個別支援計画の作成を支援していること	問23	問23		
地域にお住まいの高齢者等の要配慮者の避難支援に関して、①あなたが日頃から取り組んでいること、②地域で取り組むことが必要だと思うことについて、○をつけてください。	問24	問24		
8 さいごに				
尼崎市のこれからの福祉に関するまちづくりについて、ご自由にご記入ください。	問25	問25		

アンケート調査項目一覧表≪民生児童委員≫

	前回調査	今回調査	変更の有無	備考
1 あなたご自身のことについて				
年齢	(1)	(1)		
民生児童委員としての活動年数	(2)	(2)		
担当区域が属する地区	(3)	(3)		
活動頻度	(4)	(4)		
民生児童委員以外の地域での役割	(5)	(5)	変更	・選択肢に「いずれもない」を追加する。
2 新型コロナウイルス感染症の影響について				
ご近所とのつきあいや地域活動などについて新型コロナウイルス感染症による影響はありましたか。	問1	問1		
新型コロナウイルス感染症の影響により、担当区域で発生した又は懸念される課題は何ですか。	問2	－	削除	・コロナが5類に移行したことを受けて削除する。
3 担当区域の状況について				
現在、担当区域で対応している要援護者はどのくらいいますか。	問3	問2	変更	・世帯数の記入を削除し、「現在、担当区域で対応している要援護者はいますか。」に質問を変更する。
担当区域において、支援を必要だとは思うものの、支援を受けていない又は拒否している事例はありますか。	問4	問4	変更	・世帯数の記入を削除する。
(あると回答した人に)わかる範囲で結構ですので、支援を受けていない又は拒否している理由を教えてください。	問4-1	問4-1		
担当区域が属する福祉協会で地域福祉活動(ふれあい喫茶や老人給食、子育てサロンなどの集いの場や高齢者等の見守り活動など)が行われていますか。	問5	問5		
(行われていないと回答した人に)地域福祉活動が行われていない理由は何だと思われますか。	問5-1	問5-1	変更	・「新型コロナウイルス感染拡大により一時的に中止しているため」を削除する。
民生児童委員活動を通して把握している担当区域の生活・福祉課題は何ですか。	問6	問6	変更	・選択肢の文言変更を行う。 ◎「子どもの貧困」⇒「子どもの貧困の増加」 ◎「災害時の要援護者の避難支援」⇒「災害時の要援護者の増加」
あなたが支援をしている対象者又は世帯に複数の課題(生活困窮、障害・介護サービスが必要な状況、引きこもり、虐待等)が重なり、支援困難な事例がありますか。	問7	問7		
4 関係団体との連携について				
あなたの関係団体との連携に関して、 ①普段の活動の中で相談したり協力を求めるところ ②これからの活動の中で新たに相談や連携が必要と考えているところ について○をつけてください。	問8	問8	変更	・選択肢の追加する。(保護司、事業所向けアンケートと合わせる) ◎「保護司」の追加 ◎「ボランティア団体」の追加
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会では、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるため、各6地区に、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行っているのをご存じですか。	問9	問9		
個別課題を支援するための関係機関が開催する会議のうち、参加しているものはどれですか。	問10	問10	変更	・選択肢の文言変更を行う。 ◎「地域ケア会議(地域包括支援センター主催)」 ⇒「地域包括支援センタ主催の地域ケア会議」に変更 (その他の選択肢についても、【どこ】が主催かを先に記載する) ◎「1～3以外の個別ケース会議」 ⇒「重層的支援推進担当主催の個別ケース会議」
関係機関や地域の支援者との連携が必要な時に、スムーズに連携できていますか。	－	問11	新規	【評価指標】 ・スムーズな連携ができているかどうかの把握のため、設問を追加する。
地域住民や他機関と相談、協働する際に、どういったことにお困りですか。	問11	問12	変更	・質問文を「課題に感じることはありますか。」に変更する。 ・「これまでに困ったことはない」を「特に感じることはない」に変更する。
担当区域の生活・福祉課題を解決するために関係機関や関係者が集まり定期的に話し合う場はありますか。	問12	問3	変更	・担当区域を確認する質問として、質問順を変更する。
あなたが、地域の福祉事業者に期待することは何ですか。	問14	問13		
5 地域のボランティア活動を充実させるための方法について				
さまざまな方が、ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に積極的に参加するためには、どういった条件や仕組みが必要だと思われますか。	問15	問14		
ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動を充実させるために、どのような取り組みが必要だと思いますか。ご自身の意見を記載してください。	問16	－	削除	・問15で似ている自由記述の選択肢があるため、設問を削除する。
6 権利擁護に関する制度について				
あなたは、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)についてご存じですか。	問17	問15		
担当区域に日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用が必要と思われる方はいますか。	問18	問16		
日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。	問19	－	削除	・前回アンケートでは、1つ前の質問の担当区域内において制度利用が必要と思われる人が「いない」「わからない」という回答が半数以上を占めるため。
あなたは、成年後見制度についてご存じですか。	問20	問17		
担当区域に成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。	問21	問18		
あなたは、尼崎市成年後見等支援センターについてご存じですか。	－	問19	新規	・支援関係者への認知度を測るため、質問を追加する。
成年後見制度の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。	問22	－	削除	・前回アンケートでは、1つ前の質問の担当区域内において制度利用が必要と思われる人が「いない」「わからない」という回答が半数以上を占めるため。
権利擁護の各種制度について、相談ができるところをご存じですか。	問23	問20	変更	・質問文を「あなたは、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)や成年後見制度について、～」に変更する。 ・選択肢の文言変更を行う。 ◎「市役所の市民相談窓口」⇒「市の各窓口(コールセンター含む)」
7 非行や犯罪をした人の立ち直りについて				
非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことはありますか。	問24	問21	変更	・第二次再犯防止推進計画における重点課題に合わせて、選択肢を追加する。 ◎「保健医療・福祉サービス」を追加
あなたは、民生児童委員として、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。	問25	問22		
(協力したいと思う人に)どのような協力をしたいと思いますか。	問25-1	問22-1		
(協力したいと思わない人に)協力したいと思わない理由を教えてください。	問25-2	問22-2		

	前回調査	今回調査	変更の有無	備考
8 災害時の支援について				
あなたは南海トラフ巨大地震想定浸水域内にお住まいですか。	問26	問23	変更	・質問文にハザードマップ（令和7年9月配布）のことを追加する。
あなたは、南海トラフ巨大地震が起きた際に、お住まいの地域でどれくらいの被害が想定されているかをご存じですか。	問27	問24		
風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたはどこに避難しますか。	問28	問25	変更	・選択肢の文言変更等を行う。 ◎「市内の家族・親族の家」「市内の友人・知人の家」 「市外の家族・親族の家」「市外の友人・知人の家」 ⇒「市内の家族・親戚や知人の家」「市外の家族・親戚や知人の家」 へ変更 ◎「在宅避難」「車中泊避難」を追加
あなたは、福祉避難所とはどのような場所のことを指すかご存じでしたか。	問29	問26		
あなたの担当区域には、災害時の要配慮者に該当するかは何人くらいいますか。	問30	問27		
あなたは、高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿を日頃活用していますか。	問31	問28		
地域にお住まいの要配慮者の避難支援のため、国や県、市は要配慮者一人ひとりの身体や生活の状況に合わせて、避難方法を事前に決めておく個別支援計画の作成支援を進めていることをご存じですか。	問32	問29		
地域にお住まいの高齢者等の要配慮者の避難支援に関して、 ① あなたが日頃から取り組んでいること ② 地域で取り組むことが必要だと思われること について、1～7の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。	問33	問30		
9 その他				
民生児童委員活動において、お困りのことやご提案があれば教えてください。	問34	問31		

アンケート調査項目一覧表≪保護司≫

	前回調査	今回調査	変更の有無	備考
1 あなたご自身のことについて				
年齢	(1)	(1)		
保護司としての活動年数	(2)	(2)		
所属分会	(3)	(3)		
保護司になったきっかけ	(4)	(4)		
現在担っている保護司以外の地域での役割	(5)	(5)	変更	・選択肢に「いずれもない」を追加する。
2 新型コロナウイルス感染症の影響について				
新型コロナウイルス感染症拡大により保護司活動への影響はありましたか。	問1	－	削除	・コロナが5類に移行したことを受けて削除する。
3 保護観察対象者への支援について		－		
あなたは、保護観察に関する活動について、どの程度不安や負担に感じたことがありましたか。	問2	問1		
対象者との面談の際には、新たに建て替わった生涯学習プラザ（地域振興センター）内の部屋が利用できますが、あなたは利用していますか。	問3	問2	変更	・質問文の文言変更をする。 ◎「新たに建て替わった」を削除 ◎面談が可能な施設を追記（地域振興センター及びいくしあ）
（利用している人に）利用している理由を教えてください。	問3-1	問2-1		
（利用していない人に）利用していない理由を教えてください。	問3-2	問2-2	変更	・「近くの生涯学習プラザ（地域振興センター）」が建て替わっていないからを削除する。
再犯防止のためにどういった支援が必要だと思いますか。	問4	問3	変更	・第二次再犯防止推進計画における重点課題に合わせて、選択肢の文言変更等を行う。 ◎「住居の確保」を追加 ◎「『保健』医療・福祉サービス」へ文言を統一 ◎「犯罪をした人の支援の推進に向けた地域支援ネットワーク（保護司、更生保護施設、居住支援法人、医療機関、保健・福祉機関、民間支援団体等で構成）」へ文言を変更
4 他の関係機関等との連携について				
あなたがこれまでに担当した保護観察対象者に、複数の課題（生活困窮、障害・介護サービスが必要な状況、引きこもり、虐待等）が重なり、支援困難な事例がありましたか。	問5	問4		
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会（別紙「用語解説」を参照）では、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるため、各6地区に、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行っているのをご存じですか。	問6	問5		
あなたの関係団体との連携に関して、 ①普段の活動の中で相談したり協力を求めるところ ②これからの活動の中で新たに相談や連携が必要と考えているところについて、○をつけてください。	問7	問6		
関係機関や地域の支援者との連携が必要な時に、スムーズに連携できていますか。	－	問7	新規	【評価指標】 ・スムーズな連携ができているかどうかの把握のため、設問を追加する。
対象者の支援にあたって他の関係機関へ相談する際、どういったことにお困りですか。	問8	問8	変更	・質問文を「課題に感じることはありますか。」に変更する。 ・「これまでに困ったことはない」を「特に感じることはない」に変更する。
5 権利擁護に関する制度について				
あなたは、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）についてご存じですか。	問9	問9		
これまで担当した保護観察対象者に、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用が必要と思われる方はいますか。	問10	問10		
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。	問11	－	削除	・前回アンケートでは、1つ前の質問の担当の保護観察対象者において制度利用が必要と思われる人が「いない」「わからない」という回答が半数以上を占めるため。
あなたは、成年後見制度についてご存じですか。	問12	問11		
これまで担当した保護観察対象者に、成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。	問13	問12		
あなたは、尼崎市成年後見等支援センターについてご存じですか。	－	問13	新規	・支援関係者への認知度を測るため、質問を追加する。
成年後見制度の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。	問14	－	削除	・前回アンケートでは、1つ前の質問の担当の保護観察対象者において制度利用が必要と思われる人が「いない」「わからない」という回答が半数以上を占めるため。
権利擁護の各種制度について、相談ができるところをご存じですか。	問15	問14	変更	・質問文を「あなたは、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度について、～」に変更する。 ・選択肢の文言変更を行う。 ◎「市役所の市民相談窓口」⇒「市の各窓口（コールセンター含む）」
6 災害時の支援について				
あなたは南海トラフ巨大地震想定浸水域内にお住まいですか。	問16	問15	変更	・質問文にハザードマップ（令和7年9月配布）のことを追加する。
あなたは、南海トラフ巨大地震が起きた際に、お住まいの地域でどれくらいの被害が想定されているかをご存じですか。	問17	問16		
風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたはどこに避難しますか。	問18	問17	変更	・選択肢の文言変更等を行う。 ◎「市内の家族・親族の家」「市内の友人・知人の家」「市外の家族・親族の家」「市外の友人・知人の家」⇒「市内の家族・親戚や知人の家」「市外の家族・親戚や知人の家」に変更 ◎「在宅避難」「車中泊避難」を追加
あなたは、福祉避難所とはどのような場所のことを指すかご存じでしたか。	問19	問18		
7 さいごに				
生活環境調整や犯罪予防活動、保護観察対象者の就労支援等の保護司活動全般について、ご意見やご提案があれば教えてください。	問20	問19		

アンケート調査項目一覧表《事業所》

	前回調査	今回調査	変更の有無	備考
1 あなたご自身のことについて				
事業所の形態	(1)	(1)		
主な利用者	(2)	(2)		
所在地	(3)	(3)		
事業活動年数	(4)	(4)		
相談員数	(5)	(5)	変更	・「相談支援業務に従事する相談員の配置の有無」とし、有りの場合のみ人数を記載する形に変更する。
2 地域での活動について				
貴事業所は地域において、現在、どのような地域貢献活動の取組を実施していますか。	問1	問1		
(取り組んでいる事業所に) コロナ禍での活動をする上で工夫していることはありますか。	問1-1	－	削除	・コロナが5類に移行したことを受けて削除する。
(取り組んでいる事業所に) コロナ禍での活動をする上で課題となっていることはありますか。	問1-2	－	削除	・コロナが5類に移行したことを受けて削除する。
(取り組んでいない事業所に) 地域において活動に取り組んでいない理由は何ですか。	問1-3	問1-1	変更	・選択肢「新型コロナウイルス感染症の影響のため」を削除する。
コロナ禍で、地域住民と関わる機会は変わったと思われますか。	問2	問2	変更	・質問文を「この5年間で、～」に変更する。
今後、貴事業所が地域において新たに取り組むとすれば、どのような活動ですか。	問3	問3		
地域貢献活動に取り組むためには、どういった仕組みがあれば良いと思われますか。	問4	問4		
3 他の関係機関等との連携について				
貴事業所を利用する人や世帯の中に貴事業所の担当分野以外の困りごとを抱えている人はいますか。	問5	問5		
(担当分野以外の困りごとを抱えている人がいる事業所に) 担当分野以外で把握している内容はどのような分野のことですか。	問5-1	問5-1	変更	・件数の記入を削除する。
(担当分野以外の困りごとを抱えている人がいる事業所に) 担当分野以外の困りごとを把握した場合にどう対応しましたか。	問5-2	問5-2		
(他の相談支援機関等につなげなかった事業所に) 他の相談支援機関等につなげなかった理由は何ですか。	問5-3	問5-3		
あなたが支援をしている対象者の相談経路はどのような形が多いですか。	問6	問6		
社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会では、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるため、各6地区に、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行っているのをご存じですか。	問7	問7		
貴事業所と関係団体との連携に関して、 ① 普段の活動の中で相談したり協力を求めるところ ② これからの活動の中で新たに相談や連携が必要と考えているところ について、○をつけてください。	問8	問8		
個別課題を支援するための関係機関が開催する会議のうち、参加しているものはどれですか。	問9	問9	変更	・選択肢の文言変更を行う。 ◎「地域ケア会議（地域包括支援センター主催）」 ⇒「地域包括支援センタ主催の地域ケア会議」に変更 （その他の選択肢についても、【どこ】が主催かを先に記載する） ◎「1～3以外の個別ケース会議」 ⇒「重層的支援推進担当主催の個別ケース会議」
(参加したことがない事業所に) 関係機関の開催する会議に参加していない理由を教えてください。	問9-1	問9-1		
関係機関や地域の支援者との連携が必要な時に、スムーズに連携できていますか。	－	問10	新規	【評価指標】 ・スムーズな連携ができているかどうかの把握のため、設問を追加する。
地域住民や他機関と相談、協働する際に、どういったことにお困りですか。	問10	問11	変更	・質問文を「～課題に感じることはありますか。」に変更 ・「これまでに困ったことはない」を「特に課題は感じていない」に変更
4 権利擁護に関する制度について				
あなたは、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）についてご存じですか。	問11	問12		
貴事業所の業務を通じて、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行うことがありますか。	問12	問13		
日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。	問13	問14	変更	・選択肢の文言変更等を行う。 ◎「市民や関係者への制度の周知が不足している」 ⇒「市民への制度の周知が不足している」 「事業所や支援関係者への制度の周知が不足している」に変更 ◎「制度に関する知識・理解が不足している」を追加 ◎「相談や支援の担い手が不足している」 ⇒「日常生活自立支援事業における支援の担い手が不足している」
あなたは、尼崎市成年後見等支援センターについてご存じですか。	－	問15	新規	・支援関係者への認知度を測るため、質問を追加する。
あなたは、成年後見制度についてご存じですか。	問14	－	削除	・9割以上の関係機関が制度の名称・内容について知っているため、削除する。
貴事業所の業務を通じて、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行うことがありますか。	問15	問16		
成年後見制度の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。	問16	問17	変更	・選択肢の文言変更等を行う。 ◎「市民や関係者への制度の周知が不足している」 ⇒「市民への制度の周知が不足している」 「事業所や支援関係者への制度の周知が不足している」に変更 ◎「制度に関する知識・理解が不足している」を追加 ◎「相談や支援の担い手が不足している」 ⇒「後見人等が不足している」
権利擁護の各種制度について、相談ができるところをご存じですか。	問17	問18	変更	・質問文を「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）や成年後見制度について、～」に変更する。 ・選択肢の文言変更を行う。 ◎「市役所の市民相談窓口」⇒「市の各窓口（コールセンター含む）」

	前回調査	今回調査	変更の有無	備考
5 非行や犯罪をした人の立ち直りについて				
非行や犯罪をした人の立ち直りに必要だと思うことはありますか。	問18	問19	変更	・第二次再犯防止推進計画における重点課題に合わせて、選択肢を追加する。 ◎「保健医療・福祉サービス」を追加
貴事業所では、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。	問19	問20		
（協力したいと思う人に） どのような協力をしたいと思いますか。	問19- 1	問20- 1		
（協力したいと思わない人に） 協力したいと思わない理由を教えてください。	問19- 2	問20- 2		
6 災害時の支援について				
あなたは南海トラフ巨大地震想定浸水域内にお住まいですか。	問20	問21	変更	・質問文を「貴事業所は南海トラフ巨大地震想定浸水域内に所在していますか。」に変更する。
あなたは、南海トラフ巨大地震が起きた際に、お住まいの地域でどれくらいの被害が想定されているかをご存じですか。	問21	問22	変更	・質問文を「貴事業所は～」に変更する。
風水害や地震などの災害が起こったとき、貴事業所の職員や利用者はどこに避難するか決めていますか。	問22	問23		
あなたは、福祉避難所とはどのような場所のことを指すかご存じでしたか。	問23	問24	変更	・質問文を「貴事業所は～」に変更する。
地域にお住まいの要配慮者の避難支援のため、国や県、市では、要配慮者一人ひとりの身体や生活の状況に合わせて、避難方法を事前に決めておく個別支援計画の作成支援を進めていることをご存じですか。	問24	問25		
貴事業所では、災害時に備えて、防災マニュアルや事業継続計画（BCP）は策定されていますか。	問25	問26		
市では、災害時の要配慮者に対する避難支援等の体制づくりに取り組んでいます。貴事業者において、災害時にご協力いただけるものはありますか。	問26	問27		
貴事業所が地域の要配慮者の避難支援のために、日頃から取り組んでいることはありますか。	問27	問28		
7 さいごに				
尼崎市のこれからの福祉に関するまちづくりについて、ご意見やご提案がありましたら、ご自由にご記入ください。	問28	問29		

尼崎市地域福祉に関するアンケート調査

※調査回答をパソコン、タブレット又はスマートフォンで行う方は
 右の二次元コードを読み込むか、
 下記の URL からアクセスしてご回答ください。

URL).....

二次元
コード

※ホームページからの調査回答には、WEB回答用のID 【 】の入力が必要です。

1 あなたご自身のことについて

それぞれの項目ごとに、あてはまる番号を選んでください。

(1)性別 (○は1つ)	1 男性 3 その他	2 女性 4 回答しない
(2)年齢 (○は1つ)	1 18～29 歳 3 40～49 歳 5 60～69 歳 7 80 歳以上	2 30～39 歳 4 50～59 歳 6 70～79 歳
(3)家族構成 (○は1つ)	1 ひとり暮らし 3 親子(親族の同居含む) 5 ひとり親と子ども	2 夫婦のみ(事実婚含む) 4 三世代(親族の同居を含む) 6 その他()
(4)家族の中に いる人 (○はいくつでも)	1 乳幼児(小学校入学前の子ども) 3 中学生 5 65 歳以上の方 7 介護を必要とする方	2 小学生 4 高校生 6 障害のある方 8 いずれもない
(5)居住地区 (○は1つ)	1 中央地区 3 大庄地区 5 武庫地区 7 わからない ⇒具体的な町名を記入してください()	2 小田地区 4 立花地区 6 園田地区
(6)現在の住居での 居住年数 (○は1つ)	1 1年未満 3 5年以上 10 年未満 5 30 年以上	2 1年以上5年未満 4 10 年以上 30 年未満
(7)職業 (主なもの1つに○)	1 勤め人(常勤・フルタイム) 3 自営業(家族従業者を含む) 5 家事専業 7 その他()	2 勤め人(非常勤/パート・アルバイトなど) 4 学生 6 無職(年金生活者を含む)

2 ご近所とのつきあいや地域活動などについて

(問1) あなたは身近な地域の人とどのような交流がありますか。(○は1つ)

- 1 困ったことがあった時に、相談できる人がいる 2 趣味活動などを一緒にする人がいる
- 3 世間話、立ち話をする程度の人がいる 4 会えばあいさつをする程度の人がいる
- 5 ほとんど近所とのつきあいはない 6 隣近所の顔も知らない
- 7 その他 (具体的に: _____)

問1で「5」または「6」と回答した方に

(問1-1) 身近な地域の人と交流がない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- 1 必要性を感じないから 2 他者との交流が苦手だから
- 3 時間に余裕がないから 4 転入して間もないから
- 5 将来引っ越す予定だから
- 6 その他 (具体的に: _____)

再び、すべての方に

(問2) ご近所とのつきあいや地域活動などについて直近5年間での変化はありましたか。

(①・②のそれぞれについて、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	減少した	変わらない	増加した
① 隣近所の住民とのコミュニケーション	1	2	3
② 福祉協会(自治会・町会)等の地域の団体への関わり	1	2	3

(問3) 地域活動や学びの場に関して、①参加したことがあるもの、②今後参加したいと思うものについて、1～10の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①参加したことがある	②今後、参加したい
1 地域のおまつりやイベント		
2 スポーツや健康づくりの活動		
3 文化活動や趣味のサークルなどの活動		
4 地域の防災や防犯のための活動		
5 自分の住む地域の清掃活動		
6 福祉協会(自治会・町会)、女性会、老人会、子ども会などの運営		
7 地域振興センターが開催している講座やイベント		
8 福祉に関する研修やイベント(ミーツ・ザ・福祉など)		
9 その他 (具体的に: _____)		
10 特になし		

3 ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動について

(問4) これまでに、日常のちょっとした声掛けや手助けなどをしたことがありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

(問5) ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に参加していますか。(○は1つ)

※職場、学校等で取り組んでいる地域でのボランティア活動、福祉協会(自治会・町会)の役員を含む

1 現在、参加している

2 以前参加したことがある

3 参加したことはない

問5-3へ

問5で「1」または「2」と回答した方に

(問5-1) あなたが、現在参加している(以前に参加したことがある)活動について、あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

1 高齢者、障害のある人の見守り活動

2 高齢者、障害のある人のゴミ出しや買い物などの日常的な支援活動

3 高齢者、障害のある人の身体的介助などの支援活動

4 障害のある人のコミュニケーション(手話・要約筆記・音訳・点字など)の支援活動

5 ふれあい喫茶などの高齢者の集いの場や、いきいき百歳体操などの健康づくり・介護予防に関する活動

6 PTAなど小・中学校の活動や登下校の見守り活動

7 主に子どもに食事や学習等を提供する居場所づくりの活動

8 一時預かりなどの子育てに関する支援活動

9 災害時に支援を必要とする要配慮者(別紙「用語解説」を参照)の避難支援等の防災活動

10 文化・芸術を活かした地域の活動交流

11 リサイクルや美化活動などの環境保全活動

12 その他

具体的に:

問5で「1」または「2」と回答した方に

(問5-2) あなたが活動をする中で、困っていることはありますか。(○はいくつでも)

- 1 活動メンバーが不足している
- 2 活動メンバーが固定化し、新しい人がはいつてこない
- 3 活動のための資金が不足している
- 4 活動のための場所がない
- 5 その他 { 具体的に: }
- 6 困りごとは特にない

問5で「3」と回答した方に

(問5-3) 活動に参加していない理由は、次のどれですか。(○はいくつでも)

- | | |
|----------------------|---|
| 1 福祉協会(自治会・町会)がないため | 2 仕事や家事などで時間に余裕がないため |
| 3 活動の情報を知らないため | 4 参加するきっかけがないため |
| 5 一人では参加しづらいため | 6 興味・関心がないため |
| 7 地域とかかわりあいを持ちたくないため | 8 その他 { 具体的に: } |

再び、すべての方に

(問6) 日常のちょっとした声掛けや手助けなど含めた地域の支え合いにつながる活動をした中で、良かったことはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|----------------|
| 1 友人を得ることができた | 2 生活に充実感ができた |
| 3 知識や技能が身についた | 4 活動そのものが楽しかった |
| 5 自分に自信がついた | 6 福祉への関心が高まった |
| 7 人に感謝され喜びを感じた | |
| 8 その他 { 具体的に: } | |
| 9 特にない | 10 活動等をしたことがない |

(問7) ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に関して、

① あなたが、今後、新たに参加してみたい活動

② 身近な人あるいは地域の人困っていて必要と感じていると思う活動

について、1～13の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①今後、 参加したい	②地域に 必要な活動
1 高齢者、障害のある人の見守り活動		
2 高齢者、障害のある人のゴミ出しや買い物などの日常的な支援活動		
3 高齢者、障害のある人の身体的介助などの支援活動		
4 障害のある人のコミュニケーション(手話・要約筆記・音訳・点字など)の支援活動		
5 ふれあい喫茶など的高齢者の集いの場や、いきいき百歳体操などの健康づくり・介護予防に関する活動		
6 PTAなど小・中学校の活動や登下校の見守り活動		
7 主に子どもに食事や学習等を提供する居場所づくりの活動		
8 一時預かりなどの子育てに関する支援活動		
9 災害時に支援を必要とする要配慮者の避難支援等の防災活動		
10 文化・芸術を活かした地域の活動交流		
11 リサイクルや美化活動などの環境保全活動		
12 その他 { 具体的に: }		
13 特になし		

4 さまざまな困りごとについて

(問8) あなたが日常生活において感じている不安には、どのようなものがありますか。(〇はいくつでも)

- 1 仕事や収入(生活費含む)のこと
- 2 自分や家族の心身の健康のこと
- 3 自分や家族の介護が必要になったときのこと
- 4 認知症など意思決定が難しくなったときのこと
- 5 人間関係のこと(家族や友人、近隣など)
- 6 子育てに関すること
- 7 住まいのこと
- 8 死後の手続きに関すること(葬儀や財産管理など)
- 9 相談相手がないこと
- 10 災害にあった時のこと
- 11 その他(具体的に:
12 特になし

(問9) あなたが、困りごとがあった時に相談できる人(窓口)はだれ(どこ)ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 家族・親族 | 2 友人や知人、近所の人 |
| 3 福祉協会(自治会・町会)等の役員 | 4 民生児童委員(※) |
| 5 南部・北部保健福祉センター(※) | 6 子どもの育ち支援センター「いくしあ」(※) |
| 7 6地区の地域振興センター(※) | 8 各地域総合センター(※) |
| 9 5～8以外の市役所、保健所の各窓口 | 10 社会福祉協議会・地域福祉活動専門員(CSW)(※) |
| 11 地域包括支援センター(※) | 12 ケアマネジャー(※) |
| 13 障害者相談支援事業所(※) | 14 福祉施設や福祉サービス事業所 |
| 15 医療機関の医師、相談員など | 16 インターネットや SNS(※) |

17 その他〔具体的に:

- 18 相談できる人(窓口)はいない(を知らない)
19 相談しようとは思わない

→ 問9-1人

問9で「18」または「19」と回答した方に

(問9-1) その理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1 相談の仕方がわからないため
- 2 困りごとを他人に知られたくないため
- 3 他人に迷惑をかけたくないため
- 4 他人に干渉してほしくないため
- 5 相談しても無駄だと感じているため
- 6 その他

具体的に:

再び、すべての方に

(問10) あなたの隣近所に暮らしの困りごと(※)を抱えている人がいた場合に、市や支援機関の窓口
に相談や報告を行いますか。(○は1つ)

- 1 相談・報告をする
- 2 相談・報告はしない

※「暮らしの困りごと」の例

- 足腰が悪くてゴミ出しや日常生活が難しい人がある
- 学校に行けていない子どもがいる
- 郵便物がたまって顔を見かけない人がある
- 犬猫などの動物(ペット)が適切な飼育ができないほど増えている家
など

問10で「2」と回答した方に

(問10-1) その理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1 本人が自分で相談することだから
- 2 地域の民生児童委員などが把握して対応することだから
- 3 行政の担当者が把握して対応することだから
- 4 自分が相談・報告することではないから
- 5 本人のプライバシーに関わることだから
- 6 どこに相談したらよいかわからないから
- 7 近隣とのトラブルに巻き込まれたくないから
- 8 その他

具体的に:

再び、すべての方に

(問 11) 暮らしの困りごとに関する制度を調べる時の情報の入手先はどこですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 市報 | 2 市の各窓口(コールセンター含む) |
| 3 インターネットや SNS | 4 地域の掲示板や回覧板 |
| 5 公共施設の窓口にあるチラシ | 6 社会福祉施設、医療機関 |
| 7 民生児童委員 | 8 友人、知人などからの口コミ |
| 9 その他 | 具体的に: |
| | |
| 10 調べたことはない | |

5 権利擁護に関する制度について

(問12) あなたは、成年後見制度(※)をご存じですか。(○は1つ)

※認知症や障害などの理由で判断能力の不十分な人に代わり、家庭裁判所が選んだ後見人が財産を管理したり、介護などのサービスや施設入所に関する契約を結ぶなどの支援を行う制度

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 名称も内容も知っている | 2 名称は知っているが、内容はよく知らない |
| 3 名称も内容も全く知らない | |

(問13) 成年後見制度について相談できるところをご存じですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 尼崎市成年後見等支援センター(※) | 2 市の各窓口(コールセンター含む) |
| 3 地域包括支援センター | 4 障害者委託相談支援事業所 |
| 5 家庭裁判所 | 6 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等) |
| 7 その他 | 具体的に: |
| | |
| 8 知らない | |

※尼崎市成年後見等支援センター

南部・北部保健福祉センター内に設置された、成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者からの相談に応じ、申立の支援等を行っている窓口。関係機関と密接に連携し成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の育成など権利擁護の推進に取り組んでいる。

(問14) あなた自身やあなたの家族や親族が、判断が十分にできなくなり生活に支障が生じた場合に、成年後見制度を利用したいと思いますか。(①・②について、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	利用したい	利用したくない	わからない
① あなた自身の場合	1	2	3
② あなたの家族や親族の場合	1	2	3

問 14 の①・②のいずれかに「2」または「3」と回答した方に

(問 14-1) 成年後見制度を利用したいと思わない理由は何ですか。

①あなた自身の場合、②あなたの家族や親族の場合について、1～10 の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①あなた自身 の場合	②家族や親族 の場合
1 後見人でなくても家族がいるから		
2 費用がどのくらいかかるか心配だから		
3 手続きが大変そうだから		
4 後見人になってほしい人が見当たらないから		
5 他人に財産などを任せることに不安があるから		
6 家族・親族との信頼関係が崩れるおそれがあるから		
7 什么时候に利用して良いのかわからないから		
8 制度のことをよく知らないから		
9 なんとなく		
10 その他 (具体的に:)		

6 非行や犯罪をした人の立ち直りについて

(問15) 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 住まいの確保の支援 | 2 就労支援 |
| 3 就学支援 | 4 経済的な支援 |
| 5 保健医療・福祉サービス | 6 地域住民の理解 |
| 7 人とのつながり | 8 その他 |
| 9 支援は必要ない | (具体的に:) |

(問 16) 非行や犯罪をした人の立ち直りに協力できると思うことはありますか。(○はいくつでも)

- 1 犯罪予防や更生保護(※1)に関することを知る(テレビや動画を見るなど)
- 2 犯罪予防や更生保護に関する広報・啓発活動に参加する(セミナーに参加するなど)
- 3 更生保護施設(出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)にお金や品物などを寄付する
- 4 更生保護に関するボランティア活動に参加する
- 5 保護司(※2)になるなど、非行や犯罪をした人に直接会って助言や援助をする

6 その他(具体的に:

7 協力できることはない

※1 更生保護・・・犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

※2 保護司・・・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行うなど、立ち直りを地域で支える無報酬のボランティアとして活動している。

問 16 で「7」と回答した方に

(問 16-1) 「協力できることはない」とお答えの理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1 自分や家族の身に何か起きないか不安だから
- 2 非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから
- 3 非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから
- 4 自分自身にメリットがないから
- 5 具体的なイメージがわからないから
- 6 時間的余裕がないから
- 7 興味がないから
- 8 非行や犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから
- 9 非行や犯罪をした人に支援などするべきではないから

10 その他(具体的に:

7 災害時の支援について

(問17) 令和7年9月に、市よりハザードマップ(※1)を配布していますが、あなたは南海トラフ巨大地震(※2)の想定浸水域内にお住まいですか。(○は1つ)

※1 本市では水害等によるリスク軽減や市民の皆さまに円滑な避難行動をとっていただいたくために、洪水・内水・高潮・津波といった災害種別ごとのマップを作成しています。

※2 「南海トラフ巨大地震」とは、太平洋沖を震源とする大規模な地震津波災害で、国の試算によれば、30年以内に60～90%の確率で起きると予測されています。

1 はい

2 いいえ

3 わからない

(問18) あなたは、南海トラフ巨大地震が起きた際に、お住まいの地域でどれくらいの被害が想定されているかをご存じですか。(○は1つ)

1 よく知っている

2 まあまあ知っている

3 あまりよく知らない

4 知らない

(問19) 風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたはどこに避難しますか。候補として考えているところにすべて○をつけてください。(○はいくつでも)

1 指定避難所

2 福祉避難所(※)

3 市内の家族・親戚や知人の家

4 市外の家族・親戚や知人の家

5 在宅避難

6 車中泊避難

7 宿泊施設

8 その他

具体的に:

9 わからない

※ 福祉避難所

高齢者や障害のある人など、要支援者に配慮した避難所のことであり、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要支援者の利用に適した環境を確保できる施設。福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次の避難所であり、最初から利用することはできない。(詳しくは市のホームページをご確認ください。)

(問20) あなたは、福祉避難所とはどのような場所のことを指すかご存じでしたか。(○は1つ)

1 知っていた

2 聞いたことはある

3 知らなかった

(問21) 災害が起こったときに、あなたが安否確認等の声かけをしてもらいたいと思う人は誰ですか。(○はいくつでも)

1 家族や親族

2 近所や地域の知り合いの人

3 福祉協会(自治会・町会)

4 民生児童委員

5 消防・警察などの行政機関

6 利用している福祉サービスの事業者

7 その他

具体的に:

8 特にいない

(問 22) 災害が起こったときに、あなたは、安否確認等の声かけや避難所での手伝いなどの活動をしようと思いますか。(○は1つ)

1 はい

2 いいえ

3 わからない

(問 23) 災害時の対策として国、県や市が進めている次のようなことをご存じですか。

(①・②のそれぞれについて、1・2のどちらかに○を1つ)

	知っている	知らない
① 高齢者や障害者などの災害時の要配慮者の名簿を作成して、地域の支援関係者へ提供を行っていること	1	2
② 要配慮者一人ひとりの身体や生活の状況に合わせて、避難方法を事前に決めておく個別支援計画の作成を支援していること	1	2

(問24) 地域にお住まいの高齢者等の要配慮者の避難支援に関して、

①あなたが日頃から取り組んでいること、②地域で取り組むことが必要だと思われることについて、1～7の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①日頃の実組	②地域で必要な実組
1 地域の要配慮者の把握		
2 ハザードマップ等を活用した避難所や経路の確認		
3 避難場所や備蓄品、避難情報の入手方法等の防災情報の共有		
4 要配慮者の支援を想定した避難訓練の参加		
5 要配慮者への日頃からの防災の声かけ		
6 その他 (具体的に:)		
7 特にない		

8 さいごに

(問25) アンケートに回答した上で尼崎市のこれからの福祉に関するまちづくりについて、ご意見やご提案がありましたら、ご自由にご記入ください。

.....

.....

.....

調査は以上となります。ご協力いただき、ありがとうございました。

尼崎市地域福祉に関する民生児童委員アンケート調査

※調査回答をパソコン、タブレット又はスマートフォンで行う方は
右の二次元コードを読み込むか、
下記の URL からアクセスしてご回答ください。

URL》……

二次元
コード

※ホームページからの調査回答には、WEB回答用のID 【 】の入力が必要です。

1 あなたご自身のことについて

それぞれの項目ごとに、あてはまる番号を選んでください。

(1)年齢 (○は1つ)	1 18～29 歳 3 40～49 歳 5 60～69 歳	2 30～39 歳 4 50～59 歳 6 70 歳以上
(2)民生児童委員 としての活動年数 (○は1つ)	1 3年未満 3 6年以上9年未満 5 12 年以上 15 年未満	2 3年以上6年未満 4 9年以上 12 年未満 6 15 年以上
(3)担当区域が属する 地区 (○は1つ)	1 中央地区 3 大庄地区 5 武庫地区	2 小田地区 4 立花地区 6 園田地区
(4)活動頻度 (○は1つ)	1 ほぼ毎日 3 週1日程度 4 その他	2 週2～3日
(5)現在担っている 民生児童委員以外 の地域での役割 (○はいくつでも)	1 保護司 3 消防団 5 少年補導員 6 その他	2 福祉協会(自治会・町会)役員 4 尼崎市少年補導委員 7 いずれもない

2 ご近所とのつきあいや地域活動などについて

(問1) ご近所とのつきあいや地域活動などについて直近5年間での変化はありましたか。

(①・②のそれぞれについて、1～3のいずれかに○を1つずつ)

	減少した	変わらない	増加した
① 隣近所の住民とのコミュニケーション	1	2	3
② 福祉協会(自治会・町会)等の地域の団体への関わり	1	2	3

3 担当区域の状況について

(問2) 現在、担当区域で対応している要援護者はいますか。(○はいくつでも)

- 1 認知症(疑いも含む)の方の対応
- 2 高齢者、障害者虐待の対応(疑いも含む)
- 3 子どもの虐待の対応(疑いも含む)
- 4 DVの対応
- 5 子どもの貧困の対応
- 6 引きこもりの方の対応
- 7 8050問題(別紙「用語解説」を参照)への対応
- 8 薬物依存症・アルコール依存症の対応
- 9 ゴミ屋敷の対応
- 10 犬猫の多頭飼育崩壊(別紙「用語解説」を参照)の対応
- 11 高齢者・障害者等の消費者被害への対応
- 12 その他の課題

(具体的に:

(問3) 担当区域の生活・福祉課題を解決するために関係機関や関係者が集まり定期的に話し合う場はありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

3 把握していない

(問4) 担当区域において、支援が必要だとは思うものの、支援を受けていない又は拒否している事例はありますか。(○は1つ)

1 ある

2 ない

3 把握していない

問4で「1」と回答した方に

(問4-1) わかる範囲で結構ですので、支援を受けていない又は拒否している理由を教えてください。

(問5) 担当区域で地域福祉活動(ふれあい喫茶や老人給食、子育てサロンなどの集いの場や高齢者等の見守り活動など)が行われていますか。(○は1つ)

1 行われている

2 行われていない

3 把握していない

問5で「2」と回答した方に

(問5-1) 地域福祉活動が行われていない理由は何だと思われますか。(○はいくつでも)

- 1 福祉協会(自治会・町会)がなく、中心となる活動者もいないため
- 2 福祉協会(自治会・町会)はあるが、中心となる活動者がいないため
- 3 NPO(別紙「用語解説」を参照)などの地域の活動団体がいないため
- 4 その他 (具体的に:

(問6) 民生児童委員活動を通して把握している担当区域の生活・福祉課題は何ですか。(○はいくつでも)

- 1 認知症(疑いも含む)の増加
- 2 高齢者・障害者虐待(疑いも含む)の増加
- 3 子どもの虐待(疑いも含む)の増加
- 4 DV被害の増加
- 5 子どもの貧困の増加
- 6 引きこもりの世帯の増加
- 7 8050問題を抱える世帯の増加
- 8 高齢者・障害者等の消費者被害の増加
- 9 薬物依存・アルコール依存症の増加
- 10 ゴミ屋敷の増加
- 11 犬猫の多頭飼育崩壊の世帯の増加
- 12 災害時の要援護者の増加
- 13 身寄りのない高齢者の増加
- 14 その他 (具体的に:

(問7) あなたが支援をしている対象者又は世帯に、複数の課題(生活困窮、障害・介護サービスが必要な状況、引きこもり、虐待等)が重なり、支援困難な事例がありますか。(○は1つ)

1 よくある

2 ときどきある

3 あまりない

4 ほとんどない

4 他の関係機関との連携について

(問8) あなたの関係機関との連携に関して、

- ① 普段の活動の中で相談したり協力を求めるところ
- ② これからの活動の中で新たに相談や連携が必要と考えているところ

について、1～16 の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

※別紙「用語解説」を参照

	①普段の活動	②新たな連携先
1 南部・北部保健福祉センター		
2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」		
3 6地区の地域振興センター(※)		
4 各地域総合センター(※)		
5 上記以外の本庁、保健所の各窓口		
6 地域包括支援センター(※)		
7 ケアマネジャー(※)		
8 障害者委託相談支援事業所(※)		
9 福祉協会(自治会・町会)等の役員		
10 保護司		
11 ボランティア団体		
12 地域福祉活動専門員(社協むすぶグループ)(※)		
13 福祉サービスを行う民間事業者(NPO 法人も含む)		
14 医療機関の医師、相談員		
15 学校・保育所等の子どもに関する機関		
16 その他 [具体的に:]		

(問9) 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会では、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるため、各6地区に、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行っているのをご存じですか。(○は1つ)

- 1 名称も役割も知っている
- 2 名称は知っているが、役割はよく知らない
- 3 名称も役割も全く知らない

(問10) 個別課題を支援するための関係機関が開催する会議のうち、参加したことがあるものはどれですか。(○はいくつでも)

- 1 地域包括支援センター主催の地域ケア会議
- 2 南部・北部保健福祉センター主催の個別ケース会議
- 3 いくしあ主催の個別ケース会議
- 4 重層的支援推進担当主催の個別ケース会議
- 5 いずれも参加したことはない

(問 11) 関係機関や地域の支援者との連携が必要な時に、スムーズに連携できていますか。(○は1つ)

- 1 スムーズに連携できている
- 2 どちらかといえばスムーズに連携できている
- 3 どちらかといえばスムーズに連携できていない
- 4 スムーズに連携できていない

(問12) 地域住民や他の関係機関と相談、協働する際に、課題に感じることはありますか。
(○はいくつでも)

- 1 他の関係機関等の機能・役割が分からないため、どこに連絡して良いか分からない
- 2 他の関係機関等との関係づくりができていないため、連絡しづらい
- 3 繁忙などの理由により、連絡しても対応してもらえないことがある
- 4 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない
- 5 その他 具体的に:
 - 6 特に感じることはない

(問13) あなたが、地域の福祉事業者に期待することは何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 子どもから高齢者まで、様々な方が交流できる居場所づくりへの協力
- 2 地域活動のための施設や設備の地域住民への開放
- 3 地域活動への参加・協働
- 4 地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置
- 5 地域への福祉等に関する情報発信
- 6 事業所の行事等の参加案内
- 7 その他 具体的に:
- 8 特に期待することはない

5 地域のボランティア活動を充実させるための方法について

(問14) さまざまな方が、ボランティア活動など地域の支え合いにつながる活動に積極的に参加するためには、こういった条件や仕組みが必要だと思われますか。(〇はいくつでも)

- 1 自分の時間の都合に合わせて活動できること
- 2 自分の体力に合わせて活動できること
- 3 自分の住む地域で活動できること
- 4 自分の住む地域以外で活動できること
- 5 知識や資格を取得できる仕組みがあること
- 6 自分の知識や経験、技能を活かせること
- 7 活動している団体の情報や活動内容がホームページなどでいつでも確認できること
- 8 友達や家族と一緒に活動できること
- 9 交通費など実費相当の費用の支援があること
- 10 その他 { 具体的に: }

6 権利擁護に関する制度について

(問15) あなたは、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)(※)についてご存じですか。
(〇は1つ)

※認知症や障害などにより福祉サービスの利用や生活費などを計画的に使うことに不安のある方が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が利用者本人との契約に基づいて、日常的な生活援助を行う事業

- 1 名称も内容も知っている
- 2 名称は知っているが、内容はよく知らない
- 3 名称も内容も全く知らない

(問16) 担当区域に日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用が必要と思われる方はいますか。(○は1つ)

1 いる

2 いない

3 わからない

(問17) あなたは、成年後見制度(※)についてご存じですか。(○は1つ)

※認知症や障害などの理由で判断能力の不十分な人に代わり、家庭裁判所が選んだ後見人が財産を管理したり、介護などのサービスや施設入所に関する契約を結ぶなどの支援を行う制度

1 名称も内容も知っている

2 名称は知っているが、内容はよく知らない

3 名称も内容も全く知らない

(問18) 担当区域に成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。(○は1つ)

1 いる

2 いない

3 わからない

(問19) あなたは、尼崎市成年後見等支援センター(※)についてご存じですか。(○は1つ)

1 名称も役割(業務内容)も知っている

2 名称は知っているが、役割(業務内容)はよく知らない

3 名称も役割(業務内容)も全く知らない

※尼崎市成年後見等支援センター

南部・北部保健福祉センター内に設置された、成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者からの相談に応じ、申立の支援等を行っている窓口。関係機関と密接に連携し成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の育成など権利擁護の推進に取り組んでいる。

(問20) あなたは、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)や成年後見制度について、相談ができるところをご存じですか。(○はいいくつでも)

1 尼崎市成年後見等支援センター

2 市の各窓口(コールセンター含む)

3 地域包括支援センター

4 障害者委託相談支援事業所

5 家庭裁判所

6 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)

7 その他

具体的に:

8 知らない

7 非行や犯罪をした人の立ち直りについて

(問21) 非行や犯罪をした人の立ち直りのために必要だと思うことはありますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 住まいの確保の支援 | 2 就労支援 |
| 3 就学支援 | 4 経済的な支援 |
| 5 保健医療・福祉サービス | 6 地域住民の理解 |
| 7 人とのつながり | 8 その他 |
| 8 特にない | 具体的に: |

(問22) あなたは、民生児童委員として、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 思う・すでに協力している | 2 どちらかといえば思う |
| 3 どちらかといえば思わない | 4 思わない |
| 5 わからない | |

→ 問22-2へ

問22で「1」または「2」と回答した方に

(問22-1) どのような協力をしたいと思いますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1 保護司(※1)が行う支援に協力をする | 2 再犯防止に関するボランティア活動への協力を行う |
| 3 広報・啓発活動に協力する | 4 犯罪予防や更生保護(※2)に関することを学ぶ |
| 5 その他 | 具体的に: |

※1 保護司・・・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行うなど、立ち直りを地域で支える無報酬のボランティアとして活動している。

※2 更生保護・・・更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

問22で「3」または「4」と回答した方に

(問22-2) 協力したいと思わない理由を教えてください。(○はいくつでも)

- 1 自分や家族の身に何か起きないか不安だから
- 2 非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから
- 3 非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから
- 4 メリットがないから
- 5 具体的なイメージがわからないから
- 6 時間的余裕がないから
- 7 興味がないから
- 8 非行や犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから
- 9 非行や犯罪をした人に支援などするべきではないから
- 10 その他 (具体的に:

8 災害時の支援について

(問23) 令和7年9月に市よりハザードマップ(※1)を配布していますが、あなたは南海トラフ巨大地震(※2)の想定浸水域内にお住まいですか。(○は1つ)

※1 本市では水害等によるリスク軽減や市民の皆さまに円滑な避難行動をとっていただいたくために、洪水・内水・高潮・津波といった災害種別ごとのマップを作成しています。

※2 「南海トラフ巨大地震」とは、太平洋沖を震源とする大規模な地震津波災害で、国の試算によれば、30年以内に60～90%の確率で起きると予測されています。

1 はい

2 いいえ

3 わからない

(問24) あなたは、南海トラフ巨大地震が起きた際に、お住まいの地域でどれくらいの被害が想定されているかをご存じですか。(○は1つ)

1 よく知っている

2 まあまあ知っている

3 あまりよく知らない

4 知らない

(問25) 風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたはどこに避難しますか。候補として考えているところにすべて○をつけてください。(○はいくつでも)

1 指定避難所

2 福祉避難所(別紙「用語解説」を参照)

3 市内の家族・親戚や知人の家

4 市外の家族・親戚や知人の家

5 在宅避難

6 車中泊避難

7 宿泊施設

8 その他

具体的に:

9 わからない

(問26) あなたは、福祉避難所とはどのような場所のことを指すかご存じでしたか。(○は1つ)

1 知っていた

2 聞いたことはある

3 知らなかった

(問27) あなたの担当区域には、災害時の要配慮者(※)に該当するかたは何人くらいいますか。(○は1つ)
※高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する人(災害対策基本法第8条)。

1 9人以下

2 10～29人

3 30～59人

4 60～99人

5 100人以上

6 わからない

(問28) あなたは、高齢者名簿兼避難行動要支援者名簿を日頃活用していますか。(○は1つ)

1 活用している

2 活用していない

3 その他

具体的に:

(問29) 地域にお住まいの要配慮者の避難支援のため、国や県、市は要配慮者一人ひとりの身体や生活の状況に合わせて、避難方法を事前に決めておく個別支援計画の作成支援を進めていることをご存じですか。(○は1つ)

1 知っている

2 聞いたことはあるが、詳しくは知らない

3 知らない

(問30) 地域にお住まいの高齢者等の要配慮者の避難支援に関して、

① あなたが日頃から取り組んでいること

② 地域で取り組むことが必要だと思われること

について、1～7の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①日頃の取組	②地域で必要な取組
1 地域の要配慮者の把握		
2 ハザードマップ等を活用した避難所や経路の確認		
3 避難場所や備蓄品、避難情報の入手方法等の防災情報の共有		
4 要配慮者の支援を想定した避難訓練の参加		
5 要配慮者への日頃からの防災の声かけ		
6 その他(具体的に:)		
7 特にない		

9 さいごに

(問31) 民生児童委員活動において、お困りのことやご提案があれば教えてください。

お忙しいところ調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

尼崎市地域福祉に関する保護司アンケート調査

※調査回答をパソコン、タブレット又はスマートフォンで行う方は
右の二次元コードを読み込むか、
下記の URL からアクセスしてご回答ください。

URL》……

二次元
コード

※ホームページからの調査回答には、WEB回答用のID 【 】の入力が必要です。

1 あなたご自身のこと・活動の状況について

それぞれの項目ごとに、あてはまる番号を選んでください。

(1)年齢 (○は1つ)	1 18～29 歳 3 40～49 歳 5 60～69 歳	2 30～39 歳 4 50～59 歳 6 70 歳以上
(2)保護司としての 活動年数 (○は1つ)	1 2年未満 3 6年以上 12 年未満 5 18年以上 22 年未満	2 2年以上6年未満 4 12 年以上 18 年未満 6 22 年以上
(3)所属分会 (○は1つ)	1 本庁分会 3 大庄分会 5 武庫分会	2 小田分会 4 立花分会 6 園田分会
(4)保護司になった きっかけ (○は1つ)	1 保護司をしていた友人・知人・家族等から薦められた 2 福祉協会(自治会・町会)役員など地元の関係者から依頼された 3 自ら進んで関係機関・関係者に申し出た 4 その他 (具体的に:)	
(5)現在担っている 保護司以外の地域 での役割 (○はいくつでも)	1 民生児童委員 3 消防団 5 少年補導員 6 その他 (具体的に:) 7 いずれもない 2 福祉協会(自治会・町会)役員 4 尼崎市少年補導委員	

2 保護観察対象者への支援について

(問1) あなたは、保護観察に関する活動について、どの程度不安や負担に感じたことがありましたか。

(①～⑨のそれぞれについて、○は1つずつ)

	感じて いる	ある 程度 感じて いる	あまり 感じて いない	ほとんど 感じて いない	どちらとも いえない	該当しない・ その経験がない
① 保護観察対象者の住居の確保	1	2	3	4	5	6
② 保護観察対象者の就職先の確保	1	2	3	4	5	6
③ 帰住先となる家族への対応	1	2	3	4	5	6
④ 薬物やアルコール依存症等を原因として 罪を犯した保護観察対象者の支援	1	2	3	4	5	6
⑤ 障害や認知症のある、又は疑われる保 護観察対象者の支援	1	2	3	4	5	6
⑥ 支援が必要だと考える人の行政へのつ なぎ	1	2	3	4	5	6
⑦ 支援が必要だと考えられるが、拒否する 保護観察対象者への対応	1	2	3	4	5	6
⑧ 保護観察対象者との面接場所(自宅以 外)の確保	1	2	3	4	5	6
⑨ その他 (具体的に:)	1	2	3	4	5	6

(問2) 対象者との面談の際には、6地区の地域振興センター(生涯学習プラザ)やこどもの育ち支援センター「いくしあ」(別紙「用語解説」を参照)内の部屋が利用できますが、あなたは利用していますか。(○は1つ)

1 よく利用している

2 とくとき利用している

3 利用していない

問2-2

問2で「1」または「2」と回答した方に

(問2-1) 利用している理由を教えてください。(○はいくつでも)

1 対象者が来やすい

2 自宅で面談を行うことに抵抗がある

3 家が近い

4 その他 (具体的に:)

問2で「3」と回答した方に

(問2-2) 利用していない理由を教えてください。(〇はいくつでも)

- 1 利用できることを知らなかった
- 2 面談は自宅で行う方がよい
- 3 家から遠い
- 4 その他

具体的に:

再び、すべての方に

(問3) 再犯防止のためにどういった支援が必要だと思いますか。(特に重要と考えるもの3つまでに〇)

- 1 犯罪をした人の住居の確保
- 2 犯罪をした人の就職先の確保
- 3 犯罪をした人が再び学ぶための入学・編入等の支援
- 4 犯罪をした人への保健医療・福祉サービスに関する情報提供
- 5 犯罪をした人の個々の実情や特性に応じた相談を受け付ける相談窓口
- 6 犯罪をした人の支援の推進に向けた地域支援ネットワーク（保護司、更生保護施設、居住支援法人、医療機関、保健・福祉機関、民間支援団体等で構成）
- 7 再犯防止を支援する民間団体等の活動の場の提供や活動の情報発信
- 8 犯罪をした人の居場所の提供
- 9 その他

具体的に:

3 他の関係機関等との連携について

(問4) あなたがこれまでに担当した保護観察対象者に、複数の課題(生活困窮、障害・介護サービスが必要な状況、引きこもり、虐待等)が重なり、支援困難な事例がありましたか。(○は1つ)

- | | |
|---------|----------|
| 1 よくある | 2 ときどきある |
| 3 あまりない | 4 ほとんどない |

(問5) 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(別紙「用語解説」を参照)では、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるため、各6地区に、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行っているのをご存じですか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 名称も役割も知っている | 2 名称は知っているが、役割はよく知らない |
| 3 名称も役割も全く知らない | |

(問6) あなたの関係団体との連携に関して、

- ① 普段の活動の中で相談したり協力を求めるところ
② これからの活動の中で新たに相談や連携が必要と考えているところ

について、1～16 の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①普段の活動	②新たな連携先
1 南部・北部保健福祉センター(※)		
2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」(※)		
3 6地区の地域振興センター		
4 各地域総合センター(※)		
5 上記以外の本庁、保健所の各窓口		
6 地域包括支援センター(※)		
7 ケアマネジャー(※)		
8 障害者委託相談支援事業所(※)		
9 福祉協会(自治会・町会)等の役員		
10 民生児童委員(※)		
11 ボランティア団体		
12 地域福祉活動専門員(社協むすぶグループ)(※)		
13 福祉サービスを行う民間事業者(NPO(※)法人も含む)		
14 医療機関の医師、相談員		
15 学校・保育所等の子どもに関する機関		
16 その他 (具体的に:)		

※別紙「用語解説」を参照

(問7) 関係機関や地域の支援者との連携が必要な時に、スムーズに連携できていますか。(○は1つ)

- 1 スムーズに連携できている
- 2 どちらかといえばスムーズに連携できている
- 3 どちらかといえばスムーズに連携できていない
- 4 スムーズに連携できていない

(問8) 対象者の支援にあたって他の関係機関へ相談する際、課題に感じることはありますか。
(○はいくつでも)

- 1 他の関係機関等の機能・役割が分からないため、どこに連絡して良いか分からない
- 2 他の関係機関等との関係づくりができていないため、連絡しづらい
- 3 繁忙などの理由により、連絡しても対応してもらえないことがある
- 4 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない
- 5 その他 { 具体的に: }
- 6 特に感じることはない

4 権利擁護に関する制度について

(問9) あなたは、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)(※)についてご存じですか。
(○は1つ)

※認知症や障害などにより福祉サービスの利用や生活費などを計画的に使うことに不安のある方が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が利用者本人との契約に基づいて、日常的な生活援助を行う事業

- 1 名称も内容も知っている
- 2 名称は知っているが、内容はよく知らない
- 3 名称も内容も全く知らない

(問10) これまで担当した保護観察対象者に、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用が必要と思われる方はいますか。(○は1つ)

- 1 いる
- 2 いない
- 3 わからない

(問 11) あなたは、成年後見制度(※)についてご存じですか。(○は1つ)

※認知症や障害などの理由で判断能力の不十分な人に代わり、家庭裁判所が選んだ後見人が財産を管理したり、介護などのサービスや施設入所に関する契約を結ぶなどの支援を行う制度

- 1 名称も内容も知っている
- 2 名称は知っているが、内容はよく知らない
- 3 名称も内容も全く知らない

(問12) これまで担当した保護観察対象者に、成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。
(○は1つ)

- 1 いる
- 2 いない
- 3 わからない

(問13) あなたは、尼崎市成年後見等支援センター(※)についてご存じですか。(○は1つ)

- 1 名称も役割(業務内容)も知っている
- 2 名称は知っているが、役割(業務内容)はよく知らない
- 3 名称も役割(業務内容)も全く知らない

※尼崎市成年後見等支援センター

南部・北部保健福祉センター内に設置された、成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者からの相談に応じ、申立の支援等を行っている窓口。関係機関と密接に連携し成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の育成など権利擁護の推進に取り組んでいる。

(問14) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)や成年後見制度について、相談ができるところをご存じですか。(○はいくつでも)

- 1 尼崎市成年後見等支援センター(※)
- 2 市の各窓口(コールセンター含む)
- 3 地域包括支援センター
- 4 障害者委託相談支援事業所
- 5 家庭裁判所
- 6 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)

7 その他 (具体的に:

8 知らない

6 災害時の支援について

(問15) 令和7年9月に市よりハザードマップ(※1)を配布していますが、あなたは南海トラフ巨大地震(※2)の想定浸水域内にお住まいですか。(○は1つ)

※1 本市では水害等によるリスク軽減や市民の皆さまに円滑な避難行動をとっていただいたくために、洪水・内水・高潮・津波といった災害種別ごとのマップを作成しています。

※2 「南海トラフ巨大地震」とは、太平洋沖を震源とする大規模な地震津波災害で、国の試算によれば、30年以内に60～90%の確率で起きると予測されています。

1 はい

2 いいえ

3 わからない

(問16) あなたは、南海トラフ巨大地震が起きた際に、お住まいの地域でどれくらいの被害が想定されているかをご存じですか。(○は1つ)

1 よく知っている

2 まあまあ知っている

3 あまりよく知らない

4 知らない

(問17) 風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたはどこに避難しますか。候補として考えているところにすべて○をつけてください。(○はいくつでも)

1 指定避難所

2 福祉避難所(※)

3 **市内**の家族・親戚や知人の家

4 **市外**の家族・親戚や知人の家

5 在宅避難

6 車中泊避難

7 宿泊施設

8 その他

具体的に:

9 わからない

※ 福祉避難所

高齢者や障害のある人など、要支援者に配慮した避難所のことであり、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要支援者の利用に適した環境を確保できる施設。福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次避難所であり、最初から利用することはできない。(詳しくは市のホームページをご確認ください。)

(問18) あなたは、福祉避難所とはどのような場所のことを指すかご存じでしたか。(○は1つ)

1 知っていた

2 聞いたことはある

3 知らなかった

7 さいごに

(問19) 生活環境調整や犯罪予防活動、保護観察対象者の就労支援等の保護司活動全般について、ご意見やご提案があれば教えてください。

お忙しいところ調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

尼崎市地域福祉に関する事業所アンケート調査

※調査回答をパソコン、タブレット又はスマートフォンで行う方は
右の二次元コードを読み込むか、
下記の URL からアクセスしてご回答ください。

URL》……

二次元
コード

※ホームページからの調査回答には、WEB回答用のID 【 】の入力が必要です。

1 事業所の概況について

それぞれの項目ごとに、あてはまる番号を選んでください。

(1)事業所の形態 (○は1つ)	1 入所・居住型 3 訪問型 5 相談支援型(6、7を除く) 7 地域包括支援センター 9 つどいの広場 10 その他 (具体的に:	2 通所型 4 複合型(1～3を組み合わせた形態) 6 障害者委託相談支援事業所 8 地域活動支援センター
(2)主な利用者 (○は1つ)	1 要介護(要支援)者 3 知的障害のある人 5 子ども 6 その他 (具体的に:	2 身体障害のある人 4 精神障害のある人
(3)所在地 (○は1つ)	1 中央地区 3 大庄地区 5 武庫地区	2 小田地区 4 立花地区 6 園田地区
(4)事業活動年数 (○は1つ)	1 3年未満 3 5年以上 10 年未満	2 3年以上5年未満 4 10 年以上
(5)相談支援業務に 従事する相談員 の配置の有無	1 有り ()名 2 無し	

2 地域での活動について

(問 1) 貴事業所は地域において、現在、どのような地域貢献活動を実施していますか。

(○はいくつでも)

- 1 子どもから高齢者まで、様々な方が交流できる居場所づくりへの協力
- 2 地域活動のための施設や設備の地域住民への開放
- 3 地域活動への参加・協働
- 4 地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置
- 5 地域への福祉等に関する情報発信
- 6 事業所の行事等の参加案内

7 その他

具体的に:

8 特に取り組んでいない

問 1 で「8」と回答した方に

(問 1-1) 地域において活動に取り組んでいない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- 1 人的、財政面での余裕がないため
- 2 地域で活動するきっかけがないため
- 3 地域の情報を知らないため
- 4 その他

具体的に:

再び、すべての方に

(問2) この5年間で、地域住民と関わる機会は変わったと思われますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|----------|
| 1 大きく減少した | 2 少し減少した |
| 3 少し増えた | 4 大きく増えた |
| 5 変わらない | |

(問3) 今後、貴事業所が地域において新たに取り組むとすれば、どのような活動ですか。(○はいくつでも)

1 子どもから高齢者まで、様々な方が交流できる居場所づくりへの協力

2 地域活動のための施設や設備の地域住民への開放

3 地域活動への参加・協働

4 地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置

5 地域への福祉等に関する情報発信

6 事業所の行事等の参加案内

7 その他

具体的に:

8 新たに取り組むを行うことは考えていない

(問4) 地域貢献活動に取り組むためには、こういった仕組みがあれば良いと思われますか。

(○はいくつでも)

1 資金面での支援

2 地域の団体等からの呼びかけ

3 活動している団体の情報や活動内容がホームページなどでいつでも確認できる環境

4 その他

具体的に:

3 他の関係機関等との連携について

(問5) 貴事業所を利用する人や世帯の中に貴事業所の担当分野以外の困りごとを抱えている人はいますか。(○は1つ)

1 よくいる

2 ときどきいる

3 あまりいない

4 いない・把握していない

問5で「1」～「3」のいずれかに回答した方に

(問5-1) 担当分野以外で把握している内容はどのような分野のことですか。(○はいくつでも)

1 認知症(疑いも含む)の方の対応

2 高齢者、障害者虐待の対応(疑いも含む)

3 子どもの虐待の対応(疑いも含む)

4 DV(別紙「用語解説」を参照)の対応

5 子どもの貧困の対応

6 引きこもりの方の対応

7 8050 問題(別紙「用語解説」を参照)への対応

8 薬物依存症・アルコール依存症の対応

9 ゴミ屋敷の対応

10 犬猫の多頭飼育崩壊(別紙「用語解説」を参照)の対応

11 高齢者・障害者等の消費者被害への対応

12 その他の課題 (具体的に:

問5で「1」～「3」のいずれかに回答した方に

(問5-2) 担当分野以外の困りごとを把握した場合にどう対応しましたか。(○は1つ)

1 他の相談支援機関等につないだ・つなごうとしている

2 他の相談支援機関等につなげなかった

問5-2で「2」と答えた方に

(問5-3) 他の相談支援機関等につなげなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)

1 他の相談支援機関等の機能・役割がわからないため、どこに連絡して良いかわからない

2 他の相談支援機関等との関係づくりができていないため、連絡しづらい

3 繁忙などの理由により、連絡しても対応してもらえないことがある

4 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない

5 その他 (具体的に:

再び、すべての方に

(問6) 貴事業所が支援をしている対象者の相談経路はどのような形が多いですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 本人 | 2 家族 |
| 3 友人・知人 | 4 近隣住民 |
| 5 福祉協会(自治会・町会)等の役員 | 6 民生児童委員 |
| 7 保護司(別紙「用語解説」を参照) | 8 地域のボランティア活動者 |
| 9 サービス提供事業者 | 10 医療機関の医師、相談員 |
| 11 南部・北部保健福祉センター(※1) | 12 子どもの育ち支援センター「いくしあ」(※2) |
| 13 6地区の地域振興センター(※3) | 14 各地域総合センター(※4) |
| 15 11~14 以外の本庁、保健所の各窓口 | 16 地域包括支援センター |
| 17 障害者委託相談支援事業所 | 18 地域福祉活動専門員(社協むすぶグループ)(※5) |
| 19 業務を行う中で独自で発見、把握 | |
| 20 その他 | 具体的に: |

- ※1 市内南北2か所に設置している、福祉や保健に関する各種相談や手続きを一体的に行う相談支援機関。主に、生活保護に関すること、障害者・障害児の相談に関すること、生活支援(婦人相談・養護老人ホーム等)、各種申請受付に関すること、しごとや暮らしに関すること、成年後見制度に関すること、保健に関すること、乳幼児健診等の業務を行っている。
- ※2 子どもや子育てに関して課題や困難を抱える子どもたちと子育て家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う市の相談支援機関。
- ※3 市内6地区における協働のまちづくり及びコミュニティ推進の拠点として、地域課題の情報収集や各種コーディネートを行い、地域に必要な講座・事業を企画・実施するとともに、地域住民への情報提供や相談業務、様々な団体や市民活動グループへの活動支援等を行う組織。
- ※4 地域住民をはじめとする市民相互の交流の促進及び人権啓発意識の普及高揚を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためのコミュニティの拠点となる施設。
- ※5 多様化、複雑化した住民ニーズや対応する制度が存在しない課題に対応する住民主体の地域の支え合い活動を推進等していくため、尼崎市社会福祉協議会が各地区むすぶグループに2人ずつ(市内に計12人)配置した専門職員。

(問7) 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(別紙「用語解説」を参照)では、住民同士がささえあう・助け合う地域づくりを進めるため、各6地区に、ささえあい地域活動センター「むすぶ」を設置し、地域住民の様々な相談対応や、地域活動の立ち上げ支援、地域活動の担い手の育成等を行っているのをご存じですか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 名称も役割も知っている | 2 名称は知っているが、役割はよく知らない |
| 3 名称も役割も全く知らない | |

(問8) 貴事業所と関係団体との連携に関して、

① 普段の活動の中で相談したり協力を求めるところ

② これからの活動の中で新たに相談や連携が必要と考えているところ

について、1～17の選択肢の中からあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

	①普段の活動	②新たな連携先
1 南部・北部保健福祉センター		
2 子どもの育ち支援センター「いくしあ」		
3 6地区の地域振興センター		
4 各地域総合センター		
5 上記以外の本庁、保健所の各窓口		
6 地域包括支援センター		
7 ケアマネジャー		
8 障害者委託相談支援事業所		
9 福祉協会(自治会・町会)等の役員		
10 民生児童委員		
11 保護司		
12 ボランティア団体		
13 地域福祉活動専門員(社協むすぶグループ)		
14 福祉サービスを行う民間事業者(NPO 法人も含む)		
15 医療機関の医師、相談員		
16 学校・保育所等の子どもに関する機関		
17 その他 (具体的に:)		

(問9) 個別課題を支援するための関係機関が開催する会議のうち、参加したことがあるものはどれですか。(○はいくつでも)

1 地域包括支援センター主催の地域ケア会議

2 南部・北部保健福祉センター主催の個別ケース会議

3 いくしあ主催の個別ケース会議

4 重層的支援推進担当主催の個別ケース会議

5 いずれも参加したことはない

問9で「5」と回答した方に

(問9-1) 関係機関の開催する会議に参加していない理由を教えてください。(○はいくつでも)

1 参加する必要性を感じないため

2 声がかからないため

3 時間に余裕がないため

4 参加することで業務が増えるため

5 その他 (具体的に:)

再び、すべての方に

(問10) 関係機関や地域の支援者との連携が必要な時に、スムーズに連携できていますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1 スムーズに連携できている | 2 どちらかといえばスムーズに連携できている |
| 3 どちらかといえばスムーズに連携できていない | 4 スムーズに連携できていない |

(問11) 地域住民や他の関係機関と相談、協働する際に、課題に感じることはありますか。

(○はいくつでも)

- | | |
|---|-------|
| 1 他の関係機関等の機能・役割がわからないため、どこに連絡して良いかわからない | |
| 2 他の関係機関等との関係づくりができていないため、連絡しづらい | |
| 3 繁忙などの理由により、連絡しても対応してもらえないことがある | |
| 4 個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない | |
| 5 その他 | 具体的に: |
| | |
| 6 特に感じることはない | |

4 権利擁護に関する制度について

(問12) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)(※)についてご存じですか。

(○は1つ)

※認知症や障害などにより福祉サービスの利用や生活費などを計画的に使うことに不安のある方が、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が利用者本人との契約に基づいて、日常生活援助を行う事業

- 1 名称も内容も知っている
- 2 名称は知っているが、内容はよく知らない
- 3 名称も内容も全く知らない

(問13) 貴事業所の業務を通じて、日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行う(行った)ことがありますか。(○は1つ)

- 1 日常生活自立支援事業の利用のための支援を行う(行った)ことがある
- 2 利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある
- 3 業務のなかで、日常生活自立支援事業の利用が望ましいと思う人を発見することはない
- 4 わからない

(問14) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 市民への制度の周知が不足している
- 2 事業所や支援関係者への制度の周知が不足している
- 3 制度に関する知識・理解が不足している
- 4 支援が必要な人を発見しても、相談や支援につなげる仕組みができていない
- 5 支援や連携、相談の窓口となる機関が周知されていない
- 6 日常生活自立支援事業における支援の担い手が不足している
- 7 内容や手続きが煩雑である
- 8 手続きに時間がかかる
- 9 その他 { 具体的に: }
- 10 わからない

(問15) 尼崎市成年後見等支援センター(※)についてご存じですか。(○は1つ)

- 1 名称も役割(業務内容)も知っている
- 2 名称は知っているが、役割(業務内容)はよく知らない
- 3 名称も役割(業務内容)も全く知らない

※尼崎市成年後見等支援センター

南部・北部保健福祉センター内に設置された、成年後見制度の利用が必要な方やその家族、支援者からの相談に応じ、申立の支援等を行っている窓口。関係機関と密接に連携し成年後見制度の普及啓発や、市民後見人の育成など権利擁護の推進に取り組んでいる。

(問16) 貴事業所の業務を通じて、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援を行う(行った)ことがありますか。(○は1つ)

- 1 成年後見制度の利用のための支援を行う(行った)ことがある
- 2 利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある
- 3 業務のなかで、成年後見制度の利用が望ましいと思う人を発見することはない
- 4 わからない

(問 17) 成年後見制度の利用において、どのようなことが課題だと思いますか。(○はいくつでも)

- 1 市民への制度の周知が不足している
- 2 事業所や支援関係者への制度の周知が不足している
- 3 制度に関する知識・理解が不足している
- 4 支援が必要な人を発見しても、相談や支援につなげる仕組みができていない
- 5 支援や連携、相談の窓口となる機関が周知されていない
- 6 後見人等が不足している
- 7 内容や手続きが煩雑である
- 8 申立てから決定までに時間がかかる
- 9 その他 { 具体的に: }
- 10 わからない

(問 18) 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)や成年後見制度について、相談ができるところをご存じですか。(○はいくつでも)

- 1 尼崎市成年後見等支援センター
- 2 市の各窓口(コールセンター含む)
- 3 地域包括支援センター
- 4 障害者委託相談支援事業所
- 5 家庭裁判所
- 6 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)
- 7 その他 { 具体的に: }
- 8 知らない

5 非行や犯罪をした人の立ち直りについて

(問 19) 非行や犯罪をした人の立ち直りに必要だと思うことはありますか。(○はいくつでも)

- 1 住まいの確保の支援
- 2 就労支援
- 3 就学支援
- 4 経済的な支援
- 5 保健医療・福祉サービス
- 6 地域住民の理解
- 7 人とのつながり
- 8 その他 { 具体的に: }
- 9 特にない

(問 20) 貴事業所では、非行や犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(○は1つ)

1 思う・すでに協力している

2 どちらかといえば思う

3 どちらかといえば思わない

4 思わない

5 わからない

問 20 で「1」または「2」と回答した方に

(問 20-1) どのような協力をしたいと思いますか。(○はいくつでも)

1 保護司が行う支援に協力をする

2 協力雇用主(犯罪前歴を承知の上で雇用し協力する事業主)として、犯罪をした人を雇用する

3 更生保護施設(出所後、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設)にお金や品物などを寄付する

4 再犯防止に関するボランティア活動への協力を行う

5 広報・啓発活動に協力する

6 犯罪予防や更生保護(※)に関することを学ぶ

7 その他 (具体的に:

※ 更生保護・・・犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

問 20 で「3」または「4」と回答した方に

(問 20-2) 協力したいと思わない理由を教えてください。(○はいくつでも)

1 職員や利用者の身に何か起きないか不安だから

2 非行や犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから

3 非行や犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから

4 メリットがないから

5 具体的なイメージがわからないから

6 時間的余裕がないから

7 興味がないから

8 非行や犯罪をした人への支援などは国や地方公共団体が行うべきだから

9 非行や犯罪をした人に支援などするべきではないから

10 その他 (具体的に:

6 災害時の支援について

(問 21) 貴事業所は南海トラフ巨大地震(※)想定浸水域内に所在していますか。(○は1つ)

※「南海トラフ巨大地震」とは、太平洋沖を震源とする大規模な地震津波災害で、国の試算によれば、30 年以内に60～90%の確率で起きると予測されています。

- 1 はい 2 いいえ 3 わからない

(問22) 貴事業所は、南海トラフ巨大地震が起きた際に、所在する地域でどれくらいの被害が想定されているかをご存じですか。(○は1つ)

- 1 よく知っている 2 まあまあ知っている
3 あまりよく知らない 4 知らない

(問23) 風水害や地震などの災害が起こったとき、貴事業所の職員や利用者はどこに避難するか決めていますか。候補として考えているところにすべて○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 指定避難所 2 福祉避難所(※)
3 宿泊施設 4 それぞれの家族・親戚の家
5 その他 { 具体的に: } 6 決めていない

※ 福祉避難所・・・高齢者や障害のある人など、要支援者に配慮した避難所のことであり、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要支援者の利用に適した環境を確保できる施設。福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難所であり、最初から利用することはできない。(詳しくは市のホームページをご確認ください。)

(問24) 貴事業所は、福祉避難所とはどのような場所のことを指すかご存じでしたか。(○は1つ)

- 1 知っていた 2 聞いたことはある 3 知らなかった

(問25) 地域にお住まいの要配慮者(※)の避難支援のため、国や県、市では、要配慮者一人ひとりの身体や生活の状況に合わせて、避難方法を事前に決めておく個別支援計画の作成支援を進めていることをご存じですか。(○は1つ)

※高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する人(災害対策基本法第8条)。

- 1 知っている 2 聞いたことはあるが、詳しくは知らない
3 知らない

(問26) 貴事業所では、災害時に備えて、防災マニュアルや事業継続計画(BCP)は策定されていますか。(①・②のそれぞれについて、○は1つずつ)

	策定している	策定していない
① 防災マニュアル	1	2
② 事業継続計画(BCP)	1	2

(問 27) 市では、災害時の要配慮者に対する避難支援等の体制づくりに取り組んでいます。
貴事業者において、災害時にご協力いただけることはありますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| 1 避難所等としての施設(場所)の提供による支援 | 2 備蓄(水や食糧、日用品等)の提供による支援 |
| 3 貴事業所職員による人的な支援の提供 | 4 要配慮者に対する安否確認等の声かけ |
| 5 その他 (具体的に:) | |
| 6 特にない | |

(問 28) 貴事業所が地域の要配慮者の避難支援のために、日頃から取り組んでいることはありますか。
(〇はいくつでも)

- | |
|------------------------------|
| 1 ハザードマップ等を活用した避難場所や避難経路等の確認 |
| 2 地域等が実施する避難訓練の参加 |
| 3 利用者や地域住民への防災対策等の声かけ |
| 4 緊急時の連絡先や医療介護の情報、避難場所の把握 |
| 5 水や食糧、日用品等の備蓄 |
| 6 その他 (具体的に:) |
| 7 取り組んでいない |

7 さいごに

(問 29) 尼崎市のこれからの福祉に関するまちづくりについて、ご意見やご提案がありましたら、ご自由にご記入ください。

お忙しいところ調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。